

# 令和2年度 包括外部監査結果報告書

高齢者福祉および子育て支援の充実  
にかかる財務事務の執行について

令和3年3月  
青森市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木 崇大

(本報告書における記載内容等の注意事項)

#### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

#### 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

#### 3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

・ 地方自治法	⇒	自治法
・ 地方自治法施行令	⇒	自治令

#### 4. 用語について

施設等の名称に付されている「青森」、「青森市」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「青森市」をいう。

第1章 監査の概要.....	1
1. 監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ) .....	1
3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由.....	1
4. 監査の対象期間 .....	1
5. 監査の実施期間 .....	1
6. 監査従事者の資格及び氏名 .....	2
7. 利害関係.....	2
第2章 青森市における少子高齢化の現状 .....	3
1. 青森市の人口推移、将来推計 .....	3
2. 少子化の進行.....	4
3. 高齢化の進行.....	6
4. 少子高齢化が進行した場合に想定される課題と影響 .....	8
第3章 高齢者福祉および子育て支援の充実に関する青森市の取組み9	
1. 高齢者福祉の充実に関する取組み.....	9
2. 子育て支援の充実に関する取組み.....	11
第4章 監査の対象.....	13
1. 監査対象の選定方法の概要.....	13
2. 監査対象施策の決定(前期基本計画との関連性) .....	13
3. 監査対象事業の決定 .....	15
第5章 監査の視点.....	25
1. 監査の基本的な方針 .....	25
2. 監査要点.....	25
(1) 法令等への準拠性.....	25
(2) 事業の有効性.....	26
(3) 事業の経済性、効率性.....	26
(4) 過年度包括外部監査への対応 .....	26
3. 監査手続.....	27
(1) 監査対象事業の概要把握 .....	27
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問 .....	27

(3) 現地視察.....	27
第6章 指摘事項及び意見－総論－ .....	28
1. 監査の指摘事項及び意見の総括 .....	28
2. 監査の指摘事項及び意見の概要 .....	29
第7章 指摘事項及び意見－各論－ .....	39
No.1 私立保育所等運営事業(補助分)(単独分) .....	39
No.2 保育料等徴収事務.....	43
No.3 児童福祉施設整備費補助金交付事務(補助金) .....	48
No.4 放課後児童対策事業 .....	57
No.5 児童館管理運営事業、児童館児童活動事業.....	64
No.6 病児一時保育事業(連携) .....	71
No.7 障がい児保育事業.....	74
No.8 ふれあい保育事業 .....	77
No.9 保育所等地域活動事業 .....	80
No.10 地域子育て支援センター事業.....	82
No.11 母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業 .....	86
No.12 すみれ寮管理運営事業.....	93
No.13 青森市子どもの権利擁護委員運営事業 .....	96
No.14 子どもの居場所づくり・学習応援事業.....	101
No.15 ファミリー・サポート・センター事業 .....	104
No.16 産休等代替職員任用事業(中核市) .....	107
No.17 託児室運営事業 .....	110
No.18 子ども・子育て支援事業計画進行管理事務.....	114
No.19 子ども医療費助成事業.....	118
No.20 軽費老人ホーム事務費補助事務 .....	121
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業 ..	132
No.22 在宅高齢者介護用品支給事業 .....	143
No.23 シルバー人材センター運営助成事業 .....	146
No.24 老人クラブ活動育成事業(義務)(補助金) .....	153
No.25 高齢者生きがい事業(健康農園) .....	158
No.26 こころの縁側づくり事業.....	161
No.27 浪岡総合保健福祉センター運営管理事務.....	165
No.28 福祉バス運行事業 .....	169

No.29	青森市社会福祉協議会助成事業(補助金)	174
No.30	民生委員児童委員活動事業	178
No.31	福祉増進センター運営管理事務・総合福祉センター運営管理事務・福祉増進センター福祉活動推進事業	184
No.32	福祉館運営管理事務	190
No.33	地域福祉計画推進事業	195
No.34	児童遊園遊具等改修事業	201
No.35	ちびっこ広場遊具等改修事業	205
No.36	避難行動要支援者対策事業	209
No.37	高齢者福祉専門分科会運営事務	213
No.38	消費生活相談事業	218
No.39	新入学児童交通安全対策事業	222
No.40	交通安全施設整備事業	225

## 第1章 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について

### 3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

市における 2017 年の合計特殊出生率は 1.40 と全国平均の 1.43 よりも低水準であり、また、近年の非婚化・晩婚化、若年層の市外流出による子どもを産む世代の減少などから、2016 年度の出生数は 1,840 人となり、2,000 人を初めて下回った。一方で、青森市における 2017 年の高齢化率は 29.3%と全国平均 27.7%よりも高くなっている。我が国の少子高齢化は急速に進行しており、青森市においては、国よりも速いスピードで少子高齢化が進行しているといえる。

このような状況において、青森市には、市民が安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めることが求められている。市では平成 31 年 2 月に「青森市総合計画 前期基本計画」を策定し、分野別施策において、高齢者福祉および子育て支援の充実に向けた具体的な取組みを創意工夫を加え、強力で推進しているところである。以上のことから、高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について監査する意義があると判断し、令和 2 年度の青森市包括外部監査における特定の事件(テーマ)として選定した。

### 4. 監査の対象期間

原則として令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)。ただし、必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度の執行分を含む。

### 5. 監査の実施期間

令和 2 年 5 月 30 日から令和 3 年 3 月 23 日まで

## 6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	小林 幹夫
	公認会計士	高橋 政嗣
	公認会計士	渡辺 雅章
	公認会計士	松田 卓也

## 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

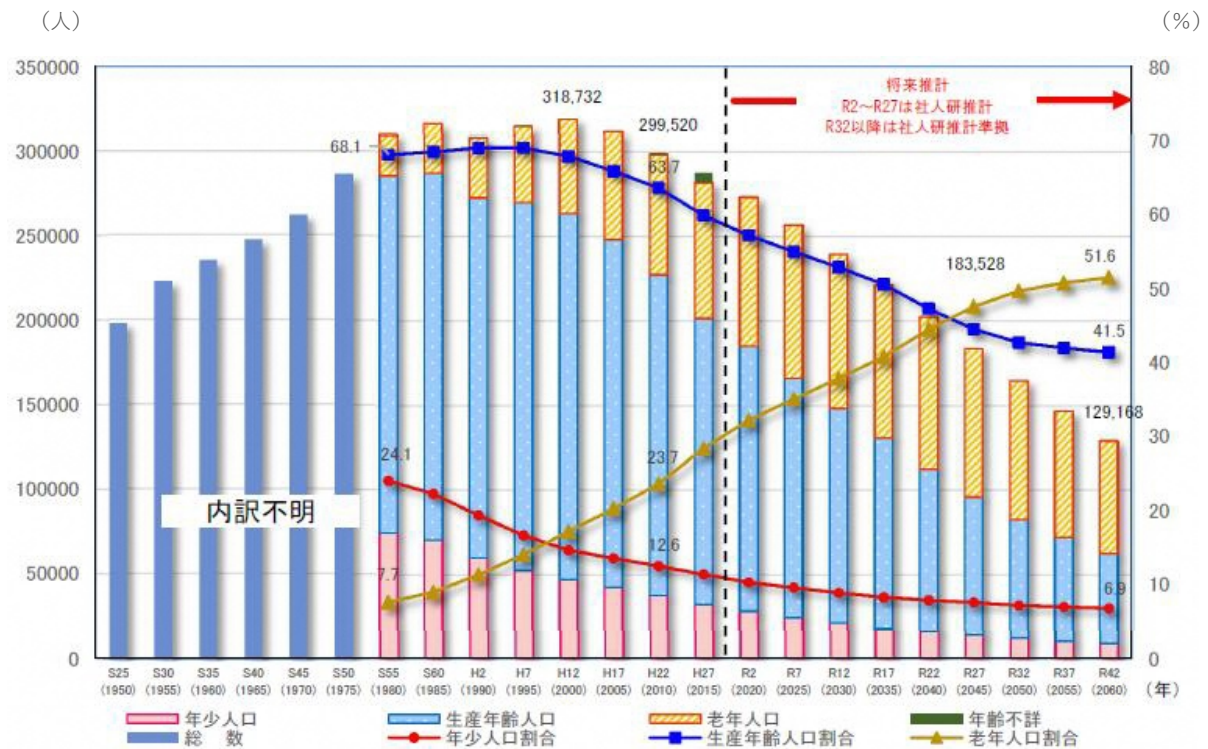
## 第2章 青森市における少子高齢化の現状

### 1. 青森市の人口推移、将来推計

青森市の総人口は、【図表 青森市の人口推移、推計】のとおり、平成 12 年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には 299,520 人と 30 万人を割り込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 30 年 3 月)によると今後も減少傾向で推移し、令和 27 年には、約 18 万 4 千人にまで減少することが見込まれている。また、令和 32 年以降も、同研究所の推計方法に準拠し推計すると、本市の総人口は令和 42 年には約 12 万 9 千人まで減少すると見込まれている。また、年齢 3 区分別(年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)、老年人口(65 歳以上)の 3 区分)の人口割合に目を向けると、生産年齢人口(15～64 歳)割合は平成 7 年をピークに減少に転じており、平成 12 年には、年少人口(0～14 歳)割合と老年人口(65 歳以上)割合が逆転している。同研究所の推計方法に準拠した推計によると、年少人口(0～14 歳)割合は平成 22 年の 12.6%から令和 42 年には 6.9%まで低下し、生産年齢人口(15～64 歳)割合は平成 22 年の 63.7%から令和 42 年には 41.5%まで低下、老年人口(65 歳以上)割合は平成 22 年の 23.7%から令和 42 年には、51.6%まで増加するものと見込まれている。

市においては、既に少子高齢化が進行しており、将来的にさらに加速することが予想されている。

【図表 青森市の人口推移、推計】



(出所:青森市総合戦略)



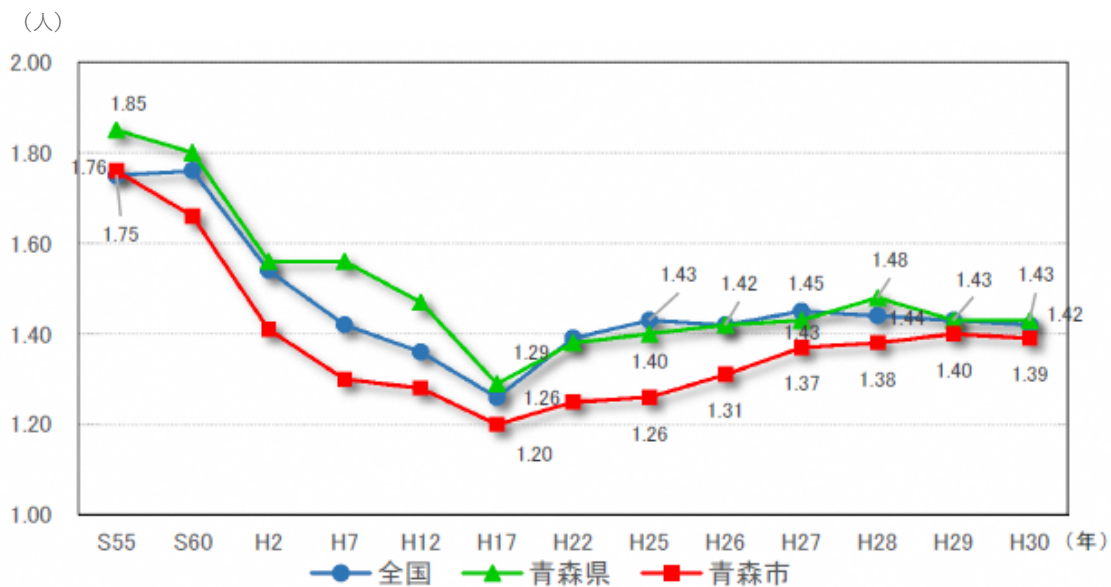
## 2. 少子化の進行

### (1) 合計特殊出生率および出生数の推移、推計

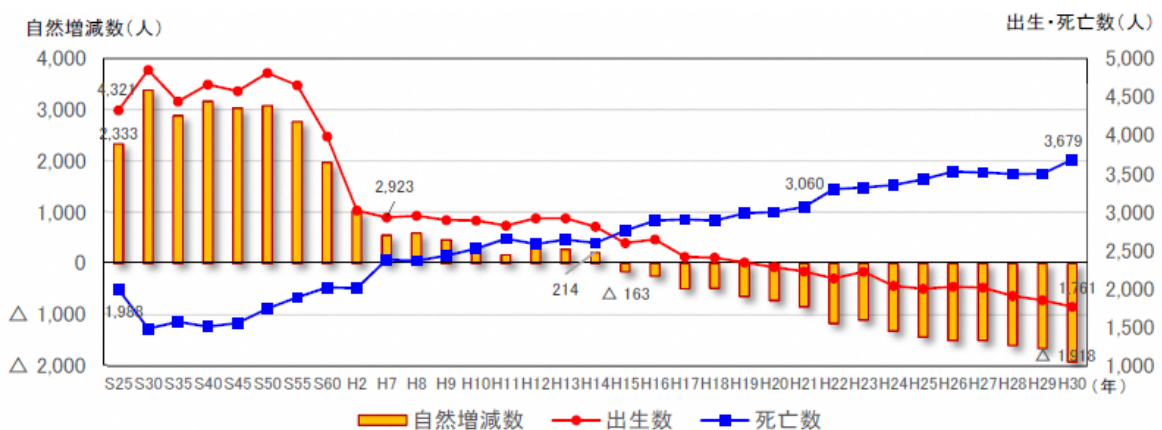
市の合計特殊出生率(15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、【図表 合計特殊出生率の推移】のとおり、昭和55年以降、減少傾向で推移しているが、平成17(2005)年の1.20を底に上昇しており、近年は横ばい傾向にある。さらに、青森県や全国平均と比較するとやや低い水準にあり、人口維持に必要とされている水準である2.07には届いていない。

市の出生数については【図表 青森市の出生・死亡数の推移】のとおり、第2次ベビーブーム期(昭和46年～49年)の後、減少傾向で推移しており、平成7年には3千人を下回り、平成30年には1,761人まで減少している。

【図表 合計特殊出生率の推移】



【図表 青森市の出生・死亡数の推移】

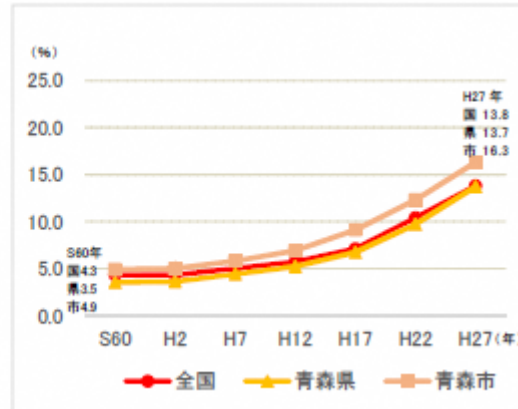
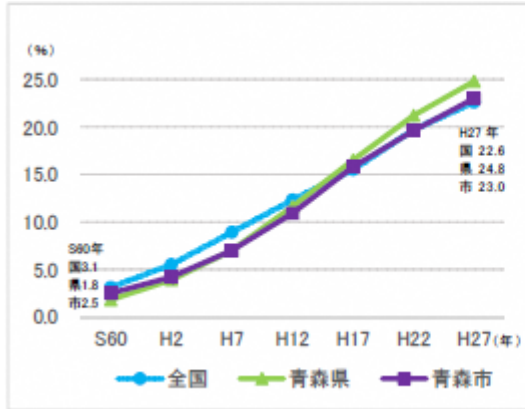


(2) 婚姻・出産の状況

少子化の主な要因のひとつとして「未婚化・晩婚化の進行」が挙げられるが、市の生涯未婚率(40～49歳と50～54歳の未婚率の平均値)は、全国・青森県と同様、男女ともに上昇傾向で推移しており、未婚化が進行していることがわかる。

【図表 生涯未婚率(男性)】

【図表 生涯未婚率(女性)】

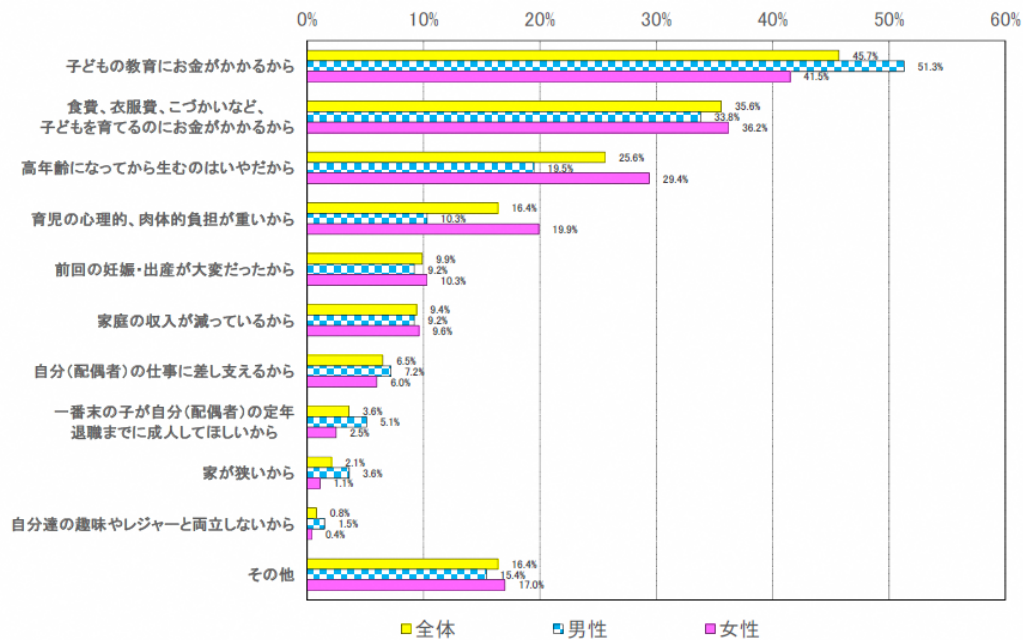


(出所:いずれも「青森市子ども総合プラン」令和2年度改定素案)

(3) 「子ども数」に関する理想と現実

青森県が、平成30年度に実施した「子どもと子育てに関する調査」では、理想の子ども数の平均が2.60人に対し、予定している子ども数は2.33人という状況であった。予定の子ども数が少ない理由は下表のとおり「子どもの教育にお金がかかるから(45.7%)」が最も多く、次いで「食費、衣服費、こづかいなど、子どもを育てるのにお金がかかるから(35.6%)」の順となっている。これより経済的理由により、子どもを持たない者も一定数存在すると考えられる。

【図表 子ども数 予定が理想を下回る理由】



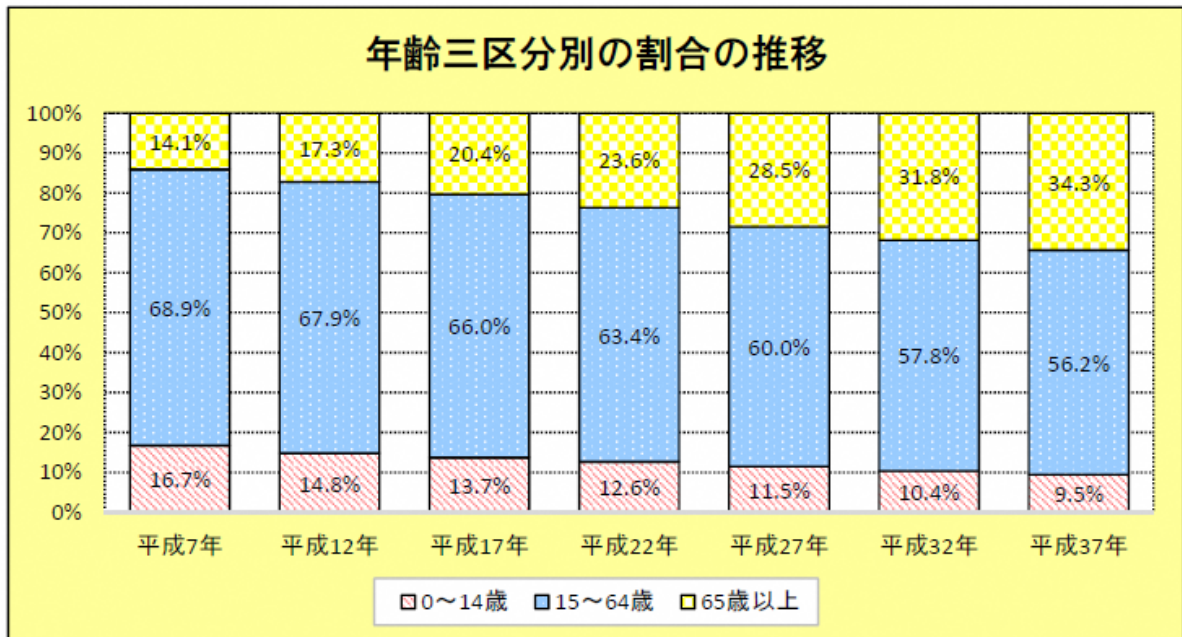
(出所:「青森市子ども総合プラン」令和2年度改定素案)

### 3. 高齢化の進行

#### (1) 高齢者割合の推移

平均寿命の延伸による 65 歳以上人口の増加と、少子化の進行による若年人口の減少により、市の老年人口割合は【図表 青森市年齢区分別の割合の推移、推計】のとおり増加傾向にある。年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)の割合は、平成 7 年では 85.6%、平成 27 年では 71.5%となっており減少傾向にある一方で、高齢者人口(65 歳以上)の割合は、平成 7 年では 14.1%、平成 27 年では 28.5%となっており、増加傾向で推移している。将来推計では、令和 7 年には、高齢者人口の割合が 34.3%と推計されており、高齢化が一層進展していくものと見込まれている。

【図表 青森市年齢区分別の割合の推移、推計】



※1 表中「平成 32 年」は「令和 2 年」を指し、「平成 37 年」は「令和 7 年」を指す。

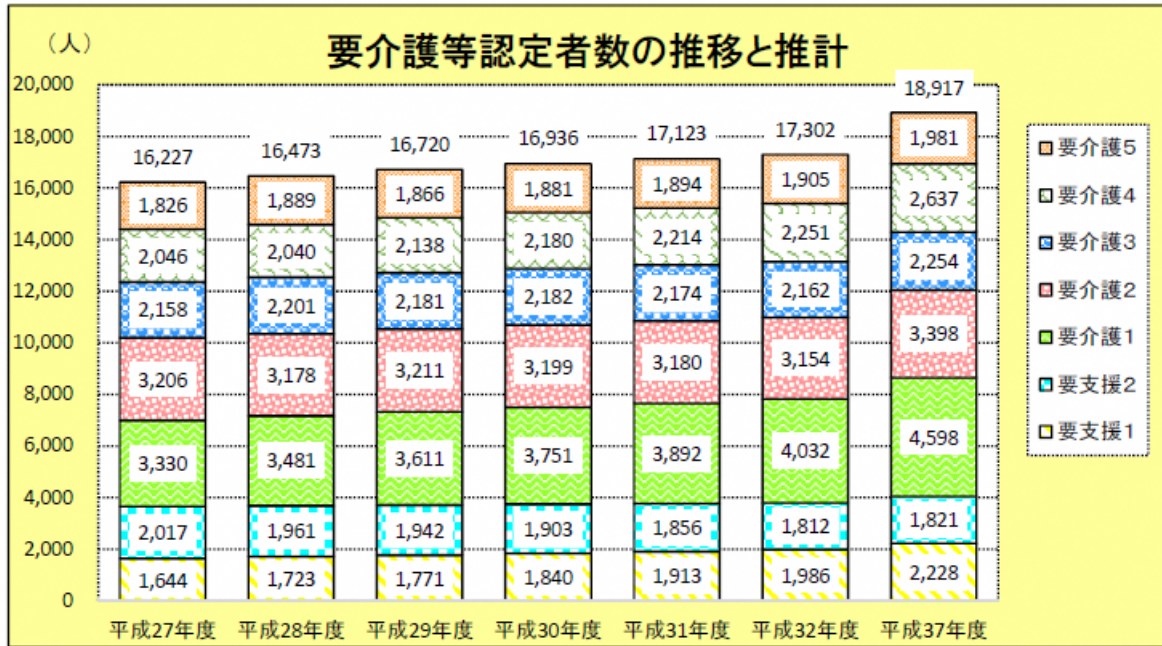
※2 平成 7 年～平成 27 年のデータは実績値、平成 32 年～平成 37 年のデータは将来推計値である。

(出所:青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 7 期計画)

(2) 要介護等認定者数の推移と推計

高齢化の進行から、市の要介護等認定者数は増加傾向にあることが読み取れる。また、将来推計では、令和7年度には18,917人になると推計され、さらに増加していくものと見込まれている。

【図表 要介護等認定者数の推移と推計】



※1 表中「平成32年度」は「令和2年度」を指し、「平成37年度」は「令和7年度」を指す。

※2 平成27年度～平成29年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」各年9月分

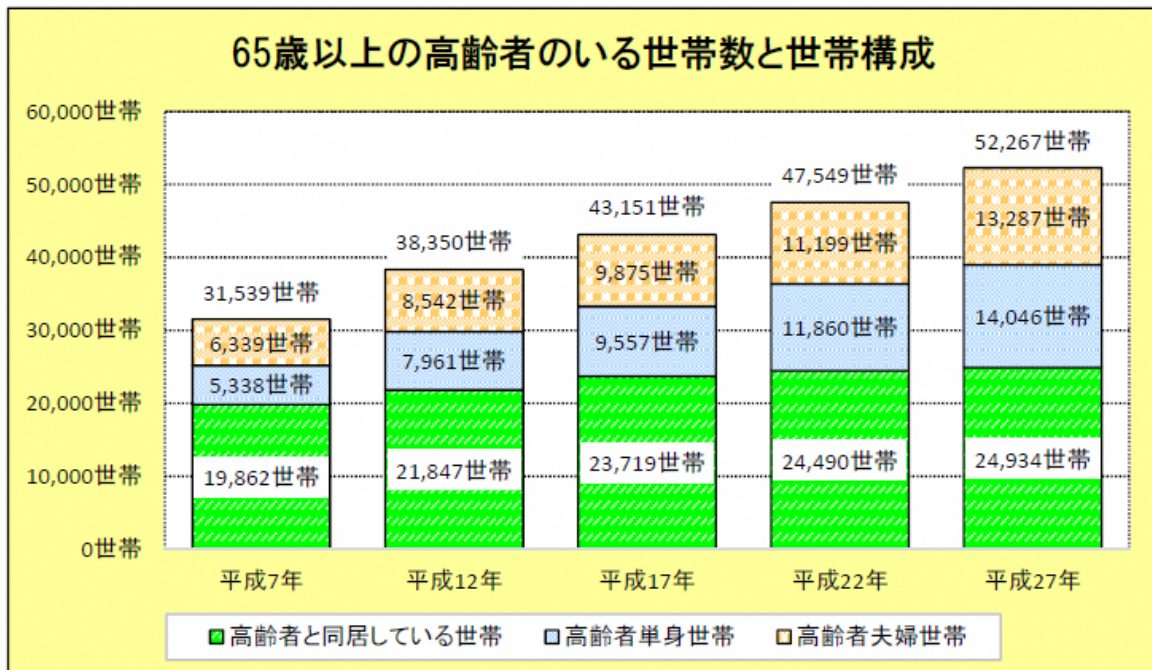
※3 平成30年度～平成37年度のデータは将来推計値である。

(出所:青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画)

(3) 65歳以上の高齢者のいる世帯数と世帯構成の推移と推計

また、次ページ【図表 65歳以上の高齢者のいる世帯数と世帯構成】から、市内の65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成7年では31,539世帯であったが、平成27年には52,267世帯と急増している。さらに、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数についても増加傾向で推移している。

【図表 65歳以上の高齢者のいる世帯数と世帯構成】



(出所:青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画)

#### 4. 少子高齢化が進行した場合に想定される課題と影響

少子高齢化(および人口減少)が進行した場合に、すでに顕在化している事項も含め、以下(1)～(5)のような様々な分野への悪影響が懸念されている。

- (1) 市民生活・・・総人口の減少により、空家・空地が増加し、景観や治安が悪化する。
- (2) 市内経済・・・総人口の減少と人口構成の変化により域内市場が縮小し、市内総生産も減少する。
- (3) 医療・介護・福祉・・・老年人口の増加により、医療・介護・福祉に係る費用や人材需要が増加するとともに、家族の介護負担や現役世代の費用負担が増大する。
- (4) 教育・・・子どもの数の減少により、学級・学校数が減少し、空き教室、統合などが増加する。
- (5) 市財政・・・総人口の減少により市税収入が減少し、行政サービスが縮小する一方、高齢化の進展により社会保障関係経費が増加し、財政の硬直化が進行する。

## 第3章 高齢者福祉および子育て支援の充実に関する青森市の取組み

### 1. 高齢者福祉の充実に関する取組み

#### (1) 取組みの概要

前述のとおり高齢化は急速に進展している状況にある。また、高齢化の進展とともに核家族化の進行が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、地域住民が共に支え合いながら、いきいきと自立した日常生活を送るための取組みが課題となっている。

このため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、青森市では、平成 27 年 3 月に「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 6 期計画」を策定し、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進してきた。今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年(2025 年)を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域においてその有する能力に応じて安心して自立した日常生活を送るためには、中長期的な視点に立ち、「医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援」が包括的に確保される地域包括ケアの取組みを加速する必要があるだろう。また、高齢者のみならず、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進める必要がある。

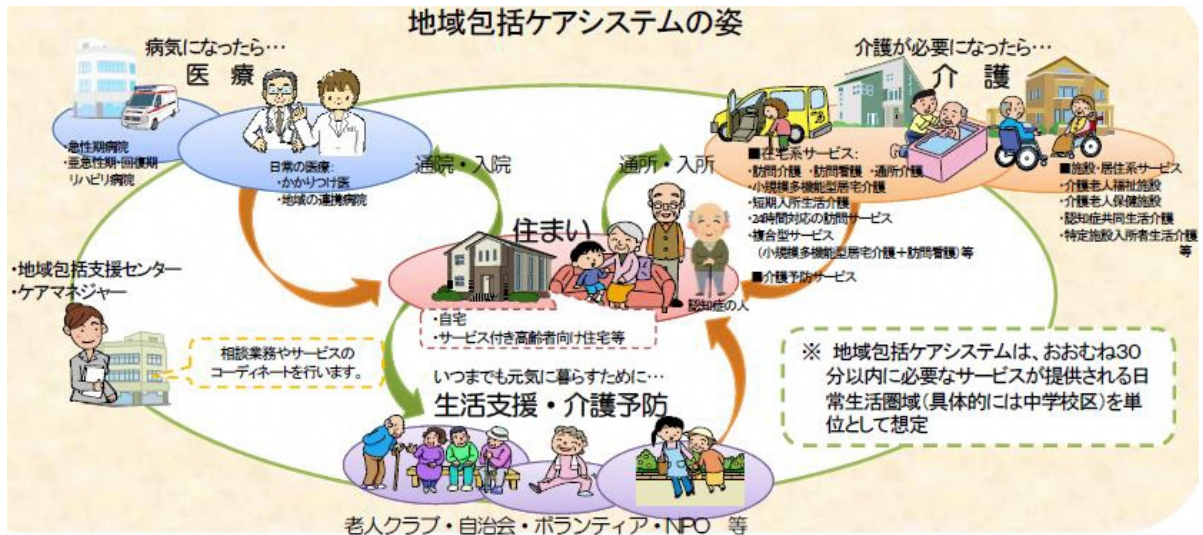
このほか、国においても、自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進、医療・介護連携の推進などが盛り込まれた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定(平成 29 年 6 月公布)された。このような状況を踏まえ、青森市では、介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の一体的な計画とし、「青森市地域福祉計画-地域支え合いプラン-」等との整合を図り、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画」を策定した。

#### (2) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画について

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画(以下、「第 7 期計画」という。)は平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年計画となっている。第 7 期計画では、今後高齢者の医療や介護の需要が増加することから平成 37 年(2025 年)を見据えた中長期的な視点に立ち、地域福祉と連携しながら、介護予防等の取組みを推進するための計画となる。第 7 期計画の基本視点は、「地域包括ケアの取組の加速」にある。地域包括ケアシステムとは、高齢者の医療や介護の需要が増加することを見据え、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで

で続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域におけるシステムを指し、市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められている。

【図表 地域包括ケアシステムの概要】



(出所:厚生労働省ホームページ)

第7期計画では地域包括ケアシステムの構築のために、次の5つの基本方向を掲げ施策の総合的な推進を目指している。

① 健康づくりと介護予防の強化

住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図る。また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援する。

② 保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム構築の加速と地域福祉の推進

各日常生活圏域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、医療や介護等の関係機関との連携により地域包括ケアシステムの構築を加速させるとともに、地域支え合い推進員の配置や地域で支え合う意識づくりなどにより地域福祉を推進し、地域の介護予防や生活支援の充実に向けた取組を進める。また、認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図る。

### ③ 尊厳が守られる暮らしの実現

介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組む。

### ④ 安全・安心な暮らしの実現

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携のもと、高齢者への地域での見守りや、交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援の取組を進める。

### ⑤ 介護サービスの充実

利用者の意向やニーズに即した質の高いサービスと提供体制を確保するとともに、住み慣れた地域での生活を支えるため、複数のサービスを一体的に受けられるよう、地域密着型サービスの整備を進める。

## 2. 子育て支援の充実に関する取組み

### (1) 取組みの概要

核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢が変化する中で、子どもを安心して生み育て、そして子どもたちが心豊かに育まれるための環境づくりが少子化対策の観点からますます必要となっている。市では、平成 28 年 3 月に、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画である「青森市子ども総合プラン(平成 28 年度～令和 2 年度)(以下、「子ども総合プラン」という。)」を策定し、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを目指す「子ども支援」や大人が安心して子育てできる環境づくりを目指す「子育て支援」の推進を目的とする各種事業を実施している。なお、令和 3 年 3 月に子ども総合プランが終了するが、令和 3 年以降は、子ども総合プランの概要を踏襲しつつ、一部改定を行い、令和 5 年度まで延長し、継続的な子ども・子育て支援を図るものとなっている。

### (2) 子ども総合プランについて

子ども総合プランは、その基本理念を『「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障』と設定し、「子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり」と「大人が安心して子育てできる環境づくり」を目標に掲げ、市における「子ども支援」「子育て支援」を総合的かつ継続的に推進するための重要な計画である。子ども総合プランでは、次の 5 つの基本方向を掲げ施策の総合的な推進を目指している。



① 子どもの権利が保障される環境づくり

子どもの権利の普及啓発を図るほか、権利侵害からの迅速かつ適切な救済のための体制を整備するなど、子どもにとって大切な権利が保障される環境づくりを推進する。

② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

母子保健対策の充実及び小児救急医療体制の確保を図るほか、ニーズに応じた多様な乳幼児期の教育・保育を提供するなど、保護者が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進する。

③ 健やかで心豊かな育ちへの支援

学校や家庭、地域などの連携により、学力の向上はもとより豊かな心や健やかな体の育成、子どもの活動機会の充実を図るなど、子どもの健やかな育ちを支援する。

④ 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

障がいのある子どもやひとり親家庭、児童虐待の恐れがある家庭のほか、貧困の状況にあるなど、様々な環境にある子どもに対し相談体制の充実や情報提供など、きめ細かい支援を図る。

⑤ 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

子どもを交通事故や犯罪被害などから守る活動のほか、子どもや妊産婦にやさしい生活環境づくりなど、安全で安心して暮らせる環境の整備を図る。

## 第4章 監査の対象

### 1. 監査対象の選定方法の概要

市は、目指すべき将来都市像を実現するために、まちづくりを総合的・計画的に進めるための基本目標として、また、あらゆる活動の最上位指針としての青森市総合計画基本構想及びその実現に向けた具体的な取組を示した「青森市総合計画前期基本計画(以下、「前期基本計画」という。)」を、平成 31 年 2 月に策定しており、前述の「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」および「青森市子ども総合プラン」は前期基本計画の個別計画に該当する。

監査テーマ「高齢者福祉および子育て支援の充実」に関連する市の事業は、直接的な子育て支援や高齢者福祉の分野に加え、広く解釈をすれば医療分野、学校教育分野、市営住宅の確保、防災体制・雪対策、文化充実の推進、スポーツの推進等まで非常に幅広い領域に及ぶ。そこで、今般の監査においては、前期基本計画から監査対象とする施策の第一次選定を行い、各施策に紐づく事業から監査対象事業を選定した。

### 2. 監査対象施策の決定(前期基本計画との関連性)

監査対象とする施策の選定結果は、次ページ【図表 前期基本計画体系図】に黄色マーカー及び赤チェックマークを付した 6 つの施策であり、以下【表 監査対象施策】にて内容を記している。

【表 監査対象施策】

(出所:前期基本計画)

No	施策番号	基本視点	政策	施策
1	2-(1)-①	ひと創り	子ども・子育て支援の充実	<u>切れ目のない子育て支援</u>
	(施策内容)安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めるとともに、包括的な妊娠出産支援、乳幼児の健康支援及び子育て支援の充実を図ります。また、健康的な食習慣づくりなどを進めます。			
2	2-(1)-②	ひと創り	子ども・子育て支援の充実	<u>子ども支援の充実</u>
	(施策内容)子どもの権利が保障される環境づくりや主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、安全・安心な子どもの居場所づくりを進めます。			
3	4-(2)-①	やさしい街	高齢者福祉の充実	<u>地域包括ケア・生きがいづくりの推進</u>
	(施策内容)地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者の尊厳の保持や生きがいづくりの促進を図ります。			
4	4-(4)-①	やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	<u>地域福祉の充実</u>
	(施策内容)地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。			
5	3-(2)-①	まち創り	安全・安心な市民生活の確保	<u>交通安全対策の推進</u>
	(施策内容)交通安全意識の普及啓発や交通安全活動を推進するとともに、交通安全施設等の充実を図ります。			
6	3-(2)-③	まち創り	安全・安心な市民生活の確保	<u>安全・安心な消費生活の確保</u>
	(施策内容)消費者教育・啓発活動を推進するとともに、消費者団体や関係機関などとの連携を強化し、消費者の安全・安心の確保を図ります。			

【図表 前期基本計画体系図】



(出所:前期基本計画体系図)

前掲【表 監査対象施策】における6つの施策のうち、「**2-(1)-① 切れ目のない子育て支援**」および「**2-(1)-② 子ども支援の充実**」は、子ども総合プランが掲げる『子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを目指す「子ども支援」や大人が安心して子育てできる環境づくりを目指す「子育て支援」の推進』という目的との直接の適合性から監査対象施策として選定した。なお、【図表

前期基本計画体系図】における「2-(2) 教育の充実」にかかる事業実施も、監査テーマである「子育て支援の充実にかかる施策」の範疇に含まれると解釈できるが、令和元年度包括外部監査において、教育委員会の財務事務の執行をテーマに監査を行っており重複する範囲が広くあることから、監査対象外とした。

施策「**4-(2)-① 地域包括ケア・生きがいづくりの推進**」および「**4-(4)-① 地域福祉の充実**」については、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画が掲げる基本視点である「地域包括ケアの取組の加速」への直接の適合性の観点から監査対象施策として設定した。なお、今般の監査では、地域で住民が共に支え合う体制の確保を目指す地域共生社会<sup>1</sup>の実現に向けた取組みや、高齢者の生きがいづくり・居場所づくりにかかる事業に主眼を置いたため、【図表 前期基本計画体系図】における「4-(2)-② 適正な介護サービスの提供」にて高齢者へ提供される介護保険制度の関連事業は監査対象外とした。

施策「**3-(2)-① 交通安全対策の推進**」については、子ども総合プラン策定に当たって実施したアンケート調査により、乳幼児の保護者や小学生の保護者が子育てをしていく上で地域に期待することとして、「子どもが安心して通学できること」が 65.1%と最も多く、子どもの交通安全に対する市民の関心が高いと思料されることから監査対象施策とした。

施策「**3-(2)-③安全・安心な消費生活の確保**」については、高齢者世帯が増加している状況において、悪質商法などの消費生活に関するトラブルが高度化・多様化しており、市へ年間 1,300 件以上の消費生活相談がある実態から、高齢者の安全・安心な生活の確保という観点から重要と考え、監査対象施策とした。

### 3. 監査対象事業の決定

監査対象の決定においては、前掲【表 監査対象施策】に記載した前期基本計画の 6 つの施策に紐づく事業一覧の提出を受け、内容をヒアリングのうえ金額的重要性および質的重要性その他を勘案して監査対象事業を決定した。

監査対象事業一覧は以下【表 監査対象事業一覧】のとおりである。表中の『報告上の事業 No』の欄に番号が付されている事業については、監査の結果として指摘事項または意見の該当があった事業であり、「第7章 外部監査の指摘事項及び意見－各論－」にて個別記載を行っている。表中の『報告上の事業 No』の欄に「指摘等なし」と付されている事業については監査の結果、指摘事項または意見の該当がなかった事業であり、「第7章 外部監査の指摘事項及び意見－各論－」にて個別記載を行っていない。

<sup>1</sup> 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中において示された地域包括ケアシステムを進化させた政府の方針。子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合いながら、それぞれが支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を指す。

監査対象事業の決定における金額的重要性については、事業の予算額が4百万円以上と設定し、該当事業は原則として監査対象とした。なお、監査時点ではコロナウィルスの終息が見えない状況で青森市においても感染が発生している状況であり、感染防止の観点から、市におけるコロナ対応の最前線といえる「保健所健康づくり推進課」が所管する妊婦健康診査事業や乳幼児健康診査事業等の計10事業は監査対象外とした。その他の留意点として、市では一つの目的を持つ事業について、予算設定や管理上の区分から複数の事業に分割している場合があるが、そのような場合、監査上では同一の目的を持つ複数事業を合算し一つの事業としている。具体例としては、下記の【表 監査対象事業一覧】における「事業 No.11」には「母子福祉資金貸付事業」および「父子福祉資金貸付事業」の二つの事業が含まれるが、これらはひとり親世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、各種資金の貸し付けを行う事業であり、その目的が一致しているため、すべてを合算し一つの事業として監査上は扱っている。なお、金額的重要性4百万円については監査上の合算された事業の合計値を対象としている。

質的重要性については、個別事業の重要性(事業実施の市民への影響、事業の独自性や裁量の有無、概要ヒアリングによる不正・誤謬の余地があるか否かといった総合的判断)により、予算が重要性の基準値未満であっても監査対象事業として設定をしている。例えば、「No.18 子ども・子育て支援事業計画進行管理事務」は、市の子ども・子育て支援の根幹をなす計画にかかる事務であり重要性があると判断している。また、「No.39 新入学児童交通安全対策事業」については、乳幼児・児童保護者の関心が高い事業であり重要性があると判断している。

【表 監査対象事業一覧】

報告上の事業 No	事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	基本計画 位置づけ
1	私立保育所等運営事業 (補助分)	福祉部子育て支援課	9,521,042	切れ目のない子育て支援
	私立保育所等運営事業 (単独分)	福祉部子育て支援課	1,052,848	切れ目のない子育て支援
2	保育料等徴収事務	福祉部子育て支援課	5,824	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	児童手当支給事業	福祉部子育て支援課	3,473,013	切れ目のない子育て支援
	児童扶養手当支給事業	福祉部子育て支援課	1,917,302	切れ目のない子育て支援

報告上の事業 No	事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	基本計画 位置づけ
3	児童福祉施設整備費補助金交付事務(補助金)	福祉部子育て支援課	456,812	切れ目のない子育て支援
4	放課後児童対策事業	福祉部子育て支援課	68,224	子ども支援の充実
指摘等 なし	放課後児童会整備事業	福祉部子育て支援課	188,164	子ども支援の充実
5	児童館管理運営事業	福祉部子育て支援課	160,986	子ども支援の充実
	児童館児童活動事業	福祉部子育て支援課	9,621	子ども支援の充実
指摘等 なし	一時預かり事業(連携)	福祉部子育て支援課	108,477	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	延長保育促進事業	福祉部子育て支援課	94,565	切れ目のない子育て支援
6	病児一時保育事業(連携)	福祉部子育て支援課	39,168	切れ目のない子育て支援
7	障がい児保育事業	福祉部子育て支援課	19,575	切れ目のない子育て支援
8	ふれあい保育事業	福祉部子育て支援課	11,520	切れ目のない子育て支援
9	保育所等地域活動事業	福祉部子育て支援課	6,651	切れ目のない子育て支援
10	地域子育て支援センター事業	福祉部子育て支援課	51,417	切れ目のない子育て支援
11	母子福祉資金貸付事業	福祉部子育て支援課	60,915	切れ目のない子育て支援
	父子福祉資金貸付事業	福祉部子育て支援課	10,257	切れ目のない子育て支援
12	すみれ寮管理運営事業	福祉部子育て支援課	35,650	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	ひとり親家庭等就業自立支援事業	福祉部子育て支援課	11,879	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	母子生活支援施設措置事業	福祉部子育て支援課	8,687	切れ目のない子育て支援
13	青森市子どもの権利擁護委員運営事業	福祉部子育て支援課	15,825	子ども支援の充実

報告上の事業 No	事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	基本計画 位置づけ
指摘等 なし	市営バス子ども無料乗車 事業	福祉部子育て支援課	8,455	切れ目のない子育て支援
14	子どもの居場所づくり・学 習応援事業	福祉部子育て支援課	7,596	切れ目のない子育て支援
15	ファミリー・サポート・セン ター事業	福祉部子育て支援課	6,218	切れ目のない子育て支援
16	産休等代替職員任用事 業(中核市)	福祉部子育て支援課	6,194	切れ目のない子育て支援
17	託児室運営事業	福祉部子育て支援課	5,776	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	つどいの広場運営事業	福祉部子育て支援課	4,999	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	助産施設措置事業	福祉部子育て支援課	4,376	切れ目のない子育て支援
18	子ども・子育て支援事業 計画進行管理事務	福祉部子育て支援課	651	切れ目のない子育て支援
19	子ども医療費助成事業	税務部国保医療年金 課	913,523	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	ひとり親家庭等医療費助 成事業	税務部国保医療年金 課	231,441	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	出産育児一時金支給事 務	税務部国保医療年金 課	73,500	切れ目のない子育て支援
指摘等 なし	高齢者福祉乗車証交付 事業	福祉部高齢者支援課	474,695	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	養護老人ホーム入退所 事務	福祉部高齢者支援課	328,401	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
20	軽費老人ホーム事務費 補助事務	福祉部高齢者支援課	162,219	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
21	総合相談事業	福祉部高齢者支援課	119,220	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
	包括的・継続的ケアマネ ジメント支援事業	福祉部高齢者支援課	82,632	
	権利擁護事業	福祉部高齢者支援課	51,000	

報告上の事業 No	事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	基本計画 位置づけ
指摘等 なし	一般介護予防事業	福祉部高齢者支援課	26,724	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
22	在宅高齢者介護用品支給事業	福祉部高齢者支援課	21,406	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
23	シルバー人材センター運営助成事業	福祉部高齢者支援課	19,100	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
24	老人クラブ活動育成事業(義務)(補助金)	福祉部高齢者支援課	12,874	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	生活支援体制整備事業	福祉部高齢者支援課	17,576	地域福祉の充実
指摘等 なし	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	福祉部高齢者支援課	8,612	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	配食サービス事業	福祉部高齢者支援課	5,679	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
25	高齢者生きがい事業(健康農園)	福祉部高齢者支援課	5,687	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
26	こころの縁側づくり事業	福祉部高齢者支援課	4,912	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	訪問型通所型等サービス事業	福祉部高齢者支援課	4,559	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	鍼・灸・マッサージ利用料金助成事業	福祉部高齢者支援課	3,485	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	理美容サービス事業	福祉部高齢者支援課	3,140	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
指摘等 なし	高齢者安心確保事業(緊急通報装置)	福祉部高齢者支援課	3,049	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
27	浪岡総合保健福祉センター運営管理事務	浪岡事務所健康福祉課	24,114	地域福祉の充実
28	福祉バス運行事業	浪岡事務所健康福祉課	3,410	地域福祉の充実
指摘等 なし	旧本郷幼稚園舎売払準備事務	浪岡事務所健康福祉課	2,115	子ども支援の充実



報告上の事業 No	事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	基本計画 位置づけ
29	青森市社会福祉協議会 助成事業(補助金)	福祉部福祉政策課	80,886	地域福祉の充実
30	民生委員児童委員活動 事業	福祉部福祉政策課	55,269	地域福祉の充実
31	総合福祉センター運営管 理事務	福祉部福祉政策課	50,574	地域福祉の充実
	福祉増進センター運営管 理事務	福祉部福祉政策課	38,591	
	福祉増進センター福祉活 動推進事業	福祉部福祉政策課	2,312	
32	福祉館運営管理事務	福祉部福祉政策課	29,779	地域福祉の充実
33	地域福祉計画推進事業	福祉部福祉政策課	9,142	地域福祉の充実
34	児童遊園遊具等改修事 業	福祉部福祉政策課	7,887	子ども支援の充実
35	ちびっこ広場遊具等改修 事業	福祉部福祉政策課	5,247	子ども支援の充実
36	避難行動要支援者対策 事業	福祉部福祉政策課	4,854	地域福祉の充実
37	高齢者福祉専門分科会 運営事務	福祉部介護保険課	4,346	地域包括ケア・生きがいづくりの推進
38	消費生活相談事業	市民部生活安心課	46,899	安全・安心な消費生活の確保
39	新入学児童交通安全対 策事業	市民部生活安心課	2,120	交通安全対策の推進
40	交通安全施設整備事業	都市整備部道路維持 課	39,458	交通安全対策の推進
指摘等 なし	社会福祉法人及び社会 福祉施設指導監査事務	福祉部指導監査課	609	地域福祉の充実

なお、前述のとおり指摘等がない監査対象事業については、「第7章 指摘事項及び意見－各論－」に個別記載を行っていないため、以下【表 指摘等なし事業の概要】に事業の概要を示す。

【表 指摘等なし事業の概要】

事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	事業の概要
児童手当支給事業	福祉部子育て支援課	3,473,013	次代を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育する者を対象とした手当支給事業 ※当事業における監査手続は、「過年度包括外部監査への対応」に限定した。コロナに伴う市独自の「子ども子育て応援給付金」支給事務での担当者繁忙により。
児童扶養手当支給事業	福祉部子育て支援課	1,917,302	父又は母と生計を同じくしていない児童、父母どちらかに問題が発生している児童等を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るために手当を支給する事業 ※当事業における監査手続は、「過年度包括外部監査への対応」に限定した。コロナに伴う市独自の「子ども子育て応援給付金」支給事務での担当者繁忙により。
放課後児童会整備事業	福祉部子育て支援課	188,164	保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる安全で安心な放課後児童会の整備等を行う事業
一時預かり事業(連携)	福祉部子育て支援課	108,477	乳幼児期の教育・保育を充実させるため、一時預かり事業を実施する保育所等、及び幼稚園在園児を対象に行う幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等への補助金交付事業
延長保育促進事業	福祉部子育て支援課	94,565	乳幼児期の教育・保育を充実させるため、自主的に延長保育に取り組む保育所等への補助金交付事業
ひとり親家庭等就業自立支援事業	福祉部子育て支援課	11,879	母子家庭、父子家庭、寡婦などのひとり親家庭等の方が、収入や子どもの養育に関する様々な課題を抱える中で、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定と児童の福祉増進を図り支援することを目的とする事業

事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	事業の概要
母子生活支援施設 措置事業	福祉部子育て支援課	8,687	児童福祉法第 23 条に基づき、市に住所を有していた母子が特別な事情により危険を回避することが必要であると見込まれる場合等、本人の希望のもと所管外の施設に入所させ、自立に向けた支援を行う事業
市営バス子ども無料 乗車事業	福祉部子育て支援課	8,455	小学生以下の子どもの活動機会の充実を図ること、また子育ての経済的負担の軽減を図る目的のため小学生以下の子どもを対象に市営バス乗車料金を無料とする事業
つどいの広場運営 事業	福祉部子育て支援課	4,999	子育てに不安や悩みを抱える親などが気軽に集い、親子同士の交流により子育てへの負担感や育児不安の解消を図ることを目的に広場を開設、運営を行う事業
助産施設措置事業	福祉部子育て支援課	4,376	妊産婦が保健衛生上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができないと認められるとき、助産施設に入所させ助産を受けられるよう支援する事業
ひとり親家庭等医療 費助成事業	税務部国保医療年金課	231,441	ひとり親家庭等の母または父及びその児童において、経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費の助成を行う事業
出産育児一時金支 給事務	税務部国保医療年金課	73,500	市の国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金(出産 1 件につき 42 万円)を支給する事業
高齢者福祉乗車証 交付事業	福祉部高齢者支援課	474,695	満 70 歳以上の高齢者を対象に、地域で孤立することなく社会活動等に積極的に参加できることを目的に市営バス等を低額で利用できる福祉乗車証を交付し、高齢者の外出手段の確保を図る事業
養護老人ホーム入 退所事務	福祉部高齢者支援課	328,401	おおむね 65 歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業
一般介護予防事業	福祉部高齢者支援課	26,724	65 歳以上の全てのかたを対象に、地域の交流の場づくりなどを通じて、介護予防に取り組めるよう支援する事業

事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	事業の概要
生活支援体制整備 事業	福祉部高齢者支援課	17,576	住民、NPO 法人、社会福祉法人等多様な主体が参画し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する事業
シルバーハウジング 生活援助員派遣事 業	福祉部高齢者支援課	8,612	市営住宅における高齢者向け住宅(シルバーハウジング)の入居者に対し生活援助員を派遣し、生活指導や相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、入居者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する事業
配食サービス事業	福祉部高齢者支援課	5,679	在宅で 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯(前年度市民税非課税世帯または生活保護受給世帯)を対象に、加齢、心身の障がい及び傷病などにより食事の準備が困難な方へ栄養バランスのとれた食事を配達し、栄養状態の改善と安否確認を行うことを目的とする事業
訪問型通所型等サ ービス事業	福祉部高齢者支援課	4,559	要支援者や要支援・要介護状態となる可能性の高い者を対象に、高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で活動的に生きがいのある生活を送ることができるよう、訪問型・通所型サービスを提供する事業
鍼・灸・マッサージ利 用料金助成事業	福祉部高齢者支援課	3,485	満 70 歳以上かつ市民税非課税の高齢者を対象に、鍼・灸・マッサージの施術を受ける際に要した施術料の一部を助成することで介護予防を補完し、要支援、要介護状態への進行を防ぐことを目的とした事業
理美容サービス事 業	福祉部高齢者支援課	3,140	要介護状態の者を対象に、自宅にて散髪を受けられるよう訪問サービスを提供し、一部助成を行う事業
高齢者安心確保事 業(緊急通報装置)	福祉部高齢者支援課	3,049	満 65 歳以上の在宅一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方(非課税世帯)に対し、急病などの緊急時の際にボタンひとつで受診センターへ連絡が可能な緊急通報装置の設置を行う事業
旧本郷幼稚園舎売 払準備事務	浪岡事務所健康福祉課	2,115	児童集会室を設置している旧本郷幼稚園舎において、運営委託先へ譲渡するための、土地の測量・分筆登記及び土地建物の鑑定評価の実施を行う事業

事務事業名	担当部・課	R1 年度 当初予算 額(単位: 千円)	事業の概要
社会福祉法人及び 社会福祉施設指導 監査事務	福祉部指導監査課	609	社会福祉法人の運営が法令等に基づき行われているか、社会福祉施設の入所者・利用者に対し適切な処遇が行われているか等について、実地監査等により確認し、必要に応じて改善の指導、助言、報告の徴取等を行うことにより、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とした指導監査事業

## 第5章 監査の視点

### 1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の外部監査は、一部の地方公共団体でカラ出張や食糧費問題等の不適切な予算執行があったことを受けて、独立した立場の外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを趣旨とする制度である。したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、少子高齢化の急激な進行等の変化の激しい現代社会において、社会の変化に適時適切に対応することが強く求められていることにも鑑み、実施事業の有効性、経済性、効率性といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

### 2. 監査要点

令和2年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

#### (1) 法令等への準拠性

- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 県や国への報告事務に誤りはないか。
- ・ 契約は自治法、青森市財務規則等の定めに沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は青森市財務規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業又は経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける者は補助対象として適切か。また、特定の個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

## (2) 事業の有効性

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確となっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の有効性を高める内部統制が構築・運用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業(若しくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

## (3) 事業の経済性、効率性

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 経済的かつ効率的な内部統制が構築・運用されているか。
- ・ 本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・ 契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 他の団体(県、他市町村、民間の教育関連団体等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

## (4) 過年度包括外部監査への対応

- ・ 過年度包括外部監査における指摘事項・意見に対して、適切な対応が図られているか。

### 3. 監査手続

前述「2. 監査要点」に記載した要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

#### (1) 監査対象事業の概要把握

- ① 基本的な情報として、関連する高齢者福祉および子育て支援関連の法令、規則等の概要を入手、理解した。
- ② 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ③ 市が策定した「青森市総合計画前期基本計画」「青森市子ども総合プラン」「青森市子ども・子育て支援事業計画」「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」等を閲覧し、市の高齢者福祉および子育て支援にかかる方針・課題・重点事業等を把握した。
- ④ 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

#### (2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出・収入に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合规性を検証した。
- ② 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検証した。
- ③ 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ④ 事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ⑤ 担当者への質問及び事業概要表等の閲覧により、事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑥ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑦ 委託業務の契約相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、協定書等との整合性を確認した。

#### (3) 現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に出向き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。



## 第6章 指摘事項及び意見－総論－

### 1. 監査の指摘事項及び意見の総括

『高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について』について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見を、監査人が設定した区分(「(1)事務執行上の誤りについて」～「(3)契約行為について」)に分類し、取りまとめたのが以下【表 指摘事項及び意見総括】である。

【表 指摘事項及び意見総括】

(単位:件)

区分	指摘事項	意見
<b>(1)事務執行上の誤りについて</b>	<b>19</b>	<b>3</b>
① 補助金交付額の誤謬等について	6	0
② 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について	8	1
③ その他の事務執行上の誤りについて	5	2
<b>(2)事業の経済性、効率性、有効性について</b>	<b>4</b>	<b>25</b>
① より効果的な事業運営について	4	11
② 事業の経済性、効率性、コスト低減について	0	4
③ 経済性、効率性、有効性に係るその他事項	0	10
<b>(3)契約行為について</b>	<b>4</b>	<b>11</b>
<b>合計</b>	<b>27</b>	<b>39</b>

後述の本章「2. 監査の指摘事項及び意見の概要」にて、上記項目毎の監査の指摘事項及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の指摘事項及び意見について概要を述べるとともに、続く『第7章 指摘事項及び意見－各論－』において、事業ごとの監査の指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、誤りがあり、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱、契約書等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

## 2. 監査の指摘事項及び意見の概要

### (1) 事務執行上の誤りについて

#### ① 補助金交付額の誤謬等について

高齢者福祉および子育て支援の充実に係る事務事業において、公益的な性質を持つ外部団体に対し補助金を交付する事業が多数存在する。今般の監査において、交付要綱等に反して過大または過少な補助金交付がなされている可能性のある事案があった。

#### 【表 補助金交付額の誤謬等について 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.8 ふれあい保育事業	(指摘事項 4) 実績報告書の審査について	78
No.16 産休等代替職員任用事業 (中核市)	(指摘事項 10) 産休等代替職員の在籍確認について	108
No.20 軽費老人ホーム事務費補助 事務	(指摘事項 13) 退職給付引当資産の取扱いについて	125
No.20 軽費老人ホーム事務費補助 事務	(指摘事項 14) 施設機能強化推進費加算単価の適用誤りについて	128
No.26 こころの縁側づくり事業	(指摘事項 17) 事業費積算の誤りについて	164
No.30 民生委員児童委員活動事業	(指摘事項 22) 市民児協への研修事業補助金について	181

代表例として、上表にあげた 2 件の事案について記載する。

『No.16 産休等代替職員任用事業(中核市)』(指摘事項 10)産休等代替職員の在籍確認について」では、保育所等において産休等で休暇を要する職員の代替として、職員を臨時的に雇用する際に利用される補助金であるものの、従前より雇用されている職員の人件費に対して補助金が交付されていた。

『No.20 軽費老人ホーム事務費補助事務』(指摘事項 13)退職給付引当資産の取扱いについて」では、補助対象経費である軽費老人ホームを運営する社会福祉法人の職員退職金について、在職中に每期支出する積立金と、退職時に支出される退職金を重複して補助対象経費として認識してしまった結果、過大な補助金交付がなされていた。

補助金が過大交付となった場合、補助金の返還等が必要となり、その影響は大きいことが想定される。市として、このような事態を生じさせないためにも、補助要綱にて補助対象経費を明確にすることや、申請段階で補助先へ留意事項をアナウンスすることが必要である。また、最も重要な視点と

して、補助金をできるだけ多く貰いたいという補助先の「動機」が存在するという健全な懐疑心のもと認識しながら、市が補助金実績報告書の精緻な検証等を行うことにより、過大な交付を行ってしまう「機会」を限りなく低減する体制を構築しなければならない。

## ② 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について

正確かつ効果的、効率的な行政事務の実施のためには、各業務フローに有効な内部統制(誤謬・不正等を防止し、誤謬・不正等が発生した場合であっても適時に発見しうる仕組み。業務の有効性及び効率性向上のために組織のすべての者によって運用される。)が構築され、適切に運用される必要がある。今般の監査において、下表のとおり、内部統制を含む業務フローを是正すべき事案があった。

【表 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.5 児童館管理運営事業、児童館児童活動事業	(指摘事項 1) 指定管理者に対するモニタリング評価項目について	68
No.5 児童館管理運営事業、児童館児童活動事業	(指摘事項 2) 指定管理者からの業務実績報告に対する検査体制について	69
No.7 障がい児保育事業	(指摘事項 3) 事業変更申請書の提出について	75
No.9 保育所等地域活動事業	(指摘事項 5) 補助金に係る実績報告書の審査について	81
No.11 母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業	(指摘事項 8) 借主、連帯借主、連帯保証人が死亡した場合の相続調査について	91
No.12 すみれ寮管理運営事業	(指摘事項 9) 鍵の管理について	95
No.24 老人クラブ活動育成事業(義務)(補助金)	(意見 24) 実績報告書と領収証等との照合及び点検について(単位老人クラブ補助金)	157
No.28 福祉バス運行事業	(指摘事項 19) 福祉バスの運転適格者の確認について	171
No.30 民生委員児童委員活動事業	(指摘事項 23) 地区民生委員児童委員協議会運営負担金の振込先について	183

『No.5 児童館管理運営事業、児童館児童活動事業』における「(指摘事項 1)指定管理者に対するモニタリング評価項目について」では、指定管理者に対するモニタリングの不足を指摘してい

る。市は、児童館の指定管理者に対し年度中に 2 回、モニタリング評価を実施しているが、青森地区と浪岡地区で評価項目が相違しており、青森地区の児童館においては「積極的に地域や関係団体と連携を図っているか」「事業が計画どおり実施されているか」という観点からモニタリングを実施しておらず、浪岡地区の児童館においては「サービス向上に努めているか」という観点からモニタリングを行っていなかった。指定管理者制度を活用して運営している児童館において、同一市内であるにもかかわらず地区によって異なる視点で評価が行われることは明らかに不適切である。また、それぞれの地区における未検討の評価項目を検証することは、より一層効果的な事業実施を可能とするため、市内全域の児童館において、全ての項目を評価し得るモニタリング体制を構築する必要がある。

また、(指摘事項 2)、(指摘事項 5)、(意見 24)では、指定管理者および補助金交付先が提出する収支決算書または実績報告書等の決算報告資料について、支出明細の入手検証や、支出疎明資料の検証等の深度ある検証を実施していなかった。提出される決算書には、指定管理業務以外の支出や補助対象外経費が含まれていることも可能性としては考えられるため、毎年ある一定量の領収書等の確認を行う体制を構築し、指定管理者および補助金交付先に対して領収書等の確認を行うという姿勢を示す必要がある。

その他、「No.12 すみれ寮管理運営事業」では、母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」の鍵の貸し出しについて鍵管理簿に記載されずに漏れていた(指摘事項 9)。すみれ寮は入所者である母子を外部からの侵入者を防ぐ目的もあり、また施設内部には 10 数世帯が入所しているという環境を鑑みると、特に厳格な管理が課せられるため、適切な鍵管理を行う業務フローを構築し、運用しなければならない。

### ③ その他の事務執行上の誤りについて

その他の事務執行上の誤りにかかる指摘事項・意見は下表のとおりである。

【表 その他の事務執行上の誤り 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.11 母子福祉資金貸付事業及び 父子福祉資金貸付事業	(意見 11) 就学支度資金の支給範囲について	92
No.17 託児室運営事業	(指摘事項 11) 利用実績票の誤りについて	111
No.18 子ども・子育て支援事業計画 進行管理事務	(指摘事項 12) 「3号認定子ども」に係る教育・保育見込み量の算出誤りについて	116

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.18 子ども・子育て支援事業計画 進行管理事務	(意見 16) 第二期計画概要版の推計児童数の計算式の表示について	117
No.27 浪岡総合保健福祉センター 運営管理事務	(指摘事項 18) 業務実施に係る報告書の提出漏れについて	168
No.29 青森市社会福祉協議会助成 事業(補助金)	(指摘事項 21) 支出実額に基づかない補助金の支給について	176
No.38 消費生活相談事業	(指摘事項 27) 前金払をする理由の明記について	220

その他の事務執行上の誤りとして、『No.11 母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業』では、高校 3 年分のバスケットシューズ代金(220,320 円)を「就学支度資金」として貸し付けているが、就学支度資金はあくまでも就学時に必要な資金の貸付であるので、入学後に必要となる資金については「修学資金」で対応すべきである旨の意見を行っている。福祉資金貸付事業では様々な貸付メニューがあるが、適切な貸付制度の選択適用を行わなくてはならない(意見 11)。

また、その他、細かな事務処理上の誤りが散見された。結果として重大な影響を与えている事項は検出されなかったものの、事務処理誤りが積み重なることで、重大な損失の発生等、取り返しのつかない結果となってしまうことも想定される。今後は、誤りが発生した根本原因を特定し、誤りが繰り返されないような体制の構築が求められる。

## (2) 事業の経済性、効率性、有効性について

当区分では、事業実施における経済性、効率性、有効性の観点から、それらが欠如している、あるいは市民へのサービス向上や満足度の向上といった観点から問題がある事項や改善することが望ましい事項について監査の指摘事項及び意見として記載した。

### ① より効果的な事業運営について

効果的な事業運営という観点から、下表のと通りの指摘事項・意見が検出された。

【表 より効果的な事業実施について 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.2 保育料等徴収事務	(意見 3) 資産調査の拡大について	45
No.2 保育料等徴収事務	(意見 4) 滞納繰越額の縮減に向けたさらなる努力について	46
No.13 青森市子どもの権利擁護委員運営事業	(意見 12) 擁護委員の出席方法に係る工夫について	99

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.19 子ども医療費助成事業	(意見 17) 0 歳児の所得制限について	119
No.23 シルバー人材センター運営 助成事業	(指摘事項 16) 事業計画と実績報告の整合性について	148
No.23 シルバー人材センター運営 助成事業	(意見 23) 会員増加に向けた情報発信の取組みについて	149
No.25 高齢者生きがい事業(健康 農園)	(意見 26) 健康農園活動結果報告について	160
No.27 浪岡総合保健福祉センター 運営管理事務	(意見 27) 老人福祉センターの使用条件について	168
No.28 福祉バス運行事業	(意見 28) 福祉バスの利用増加に向けた取組みについて	172
No.31 福祉増進センター運営管理 事務・総合福祉センター運営管理 事務・福祉増進センター福祉活動推進 事業	(意見 29) 総合福祉センターの利用者数について	188
No.33 地域福祉計画推進事業	(指摘事項 24) 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について	198
No.33 地域福祉計画推進事業	(意見 31) 事業の成果指標の設定について	200
No.33 地域福祉計画推進事業	(意見 32) 青森市ボランティアセンターのホームページの改良について	200
No.37 高齢者福祉専門分科会運営 事務	(指摘事項 25) 第 7 期計画の成果指標の設定について	216
No.37 高齢者福祉専門分科会運営 事務	(指摘事項 26) 「低栄養」リスク該当者割合に係る委託業者の集計誤りについて	217

『No.33 地域福祉計画推進事業』では、地域福祉の根幹計画である「青森市地域福祉計画」の重点施策であるボランティア関連業務の推進事業を行っているが、「(指摘事項 24) 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について」に記載のとおり、契約書に明記されたボランティア関連業務にかかる事業評価・調査実施・分析結果・改善提案等にかかる報告を委託先より受けていなかった。市が推進するボランティアポイント制度導入の成果や課題、課題克服のための先進事例の情報等、今後の事業指針となるべき重要情報が、市へ仕様書に基づく正式な報告として提供されて

いない現状は、将来的な効果的かつ効率的な事業実施、ひいてはソーシャル・インクルージョン（社会的包摂、社会的包容）の実現を困難としていると思料する。そもそも、ソーシャル・インクルージョンや地域共生社会という考え方はともすれば抽象的な概念であり、実施事業の効果測定を行いにくい側面がある。そのため、事後の適切な事業評価と将来的な計画修正を行う PDCA サイクルを逐一実施する体制を構築しなければ、抽象的な目的のもとに効果が不透明な事業を漠然と継続実施してしまうリスクも十分に想定されるだろう。市は仕様書に基づく情報の提供を委託先から適切に受領し、「**意見 31** 事業の成果指標の設定について」に記載したとおり明確な成果指標を設定のうえ、事業効果の精緻な測定を行い、将来的な事業実施に役立てる必要がある。その他、PDCA サイクルの構築・運用という観点から、青森市高齢者福祉の根幹をなす「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」の進捗評価において適切ではない成果指標が利用されている事案（**指摘事項 25**）、同「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定するため実施したニーズ調査結果の委託事業者の集計誤りに気付かなかった事案（**指摘事項 26**）、シルバー人材センターを運営する補助先から計画に対する実績報告書を入手していない事案（**指摘事項 16**）、『**No.25 高齢者生きがい事業（健康農園）**』にて実施した活動の詳細な報告を受けていない事案（**意見 26**）等があった。高齢者福祉や子育て支援にかかる諸施策は、継続的な事業実施が必要であり、また、中長期に亘る事業実施により効果が発現する事業が多いと考えられる。したがって、適切な計画および成果指標を策定し（Plan）、計画を継続的に実行し（Do）、計画が実践できたか、成果指標は達成できたかを評価し（Check）、その後の新たな計画にフィードバックする（Action）という、いわゆる PDCA サイクルを連続的かつ継続的に実践していくことが必要である。PDCA サイクルの適切な構築・運用のためには、（Plan）において明確な成果指標を定めておくことと、（Check）において、成果指標達成に係る検証を適切に実施し次の行動に繋げていくことが重要である。

公平な市民サービスの提供という観点からも、改善検討の余地がある事案が見られた。『**No.19 子ども医療費助成事業**』では、子ども医療費助成に関して、社会保険加入者には認められていない有利な条件（0歳児の医療費について「所得制限なし」）が国民健康保険加入者には認められているが、公平な制度に改めることの検討が必要である（**意見 17**）。また、『**No.27 浪岡総合保健福祉センター運営管理事務**』では、浪岡老人福祉センターと青森老人福祉センターの使用条件の統一について意見を述べた。浪岡老人福祉センターは、老人クラブ加入者にあつては年齢 60 歳以上、未加入者にあつては年齢 65 歳以上の者のみが利用できるのに対し、青森老人福祉センターは年齢 60 歳以上という条件のみで老人クラブ加入という条件は付されていない。今後、同じ使用条件に是正する方向で検討を行うべきである（**意見 27**）。

その他、近年の IT 発展に適切に対応することで、より効果的な事業運営が可能となると思料され

る事案もあった。具体的には、オンライン会議システム「Zoom」の利用を推進することで「子どもの権利擁護委員運営会議」の擁護委員出席率を向上させること(意見 12)、保育料に係る債権の資産調査において利用者が増加傾向にあるインターネットバンキングも対象とすること(意見 4)、ホームページにおける情報発信における改善提案(意見 23,32)等がある。市はこれらを検討するとともに、今後より一層進展すると考えられる IT 分野への適切な対応を求めたい。

## ② 事業の経済性、効率性、コスト低減について

少子高齢化等による税収入の減少や社会保障関連経費の増加が見込まれるなか、市には経済的・効率的な事業実施が求められている。

「No.4 放課後児童対策事業」や「No.17 託児室運営事業」において市が運営する放課後児童会や、青森市役所駅前庁舎託児室について、市民の利用が極めて少ない曜日・時間帯があった。開設により発生するコスト、財源、実際の利用状況を比較衡量しながら、開設日や利用時間等の検討を継続的に行う必要がある(意見 6,15)。

また、「No.39 新入学児童交通安全対策事業」では、発注した黄色い交通安全帽子について、これまで蓄積された在庫数が相当な量となっているものと推察された。小規模小学校の新入生児童に対して過年度在庫を配布することや、過年度のサイズ別・男女別黄色帽在庫数の推移分析から在庫がより少数となる注文数を検討するといった工夫を求めたい(意見 38)。

### 【表 事業の経済性、効率性、コスト低減について 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.1 私立保育所等運営事業(補助分)(単独分)	(意見 2) 施設における防災備品調達の経済性確保について	42
No.4 放課後児童対策事業	(意見 6) 利用者が乏しい開設日の運営について	62
No.17 託児室運営事業	(意見 15) 託児開設日、利用時間の検討について	112
No.39 新入学児童交通安全対策事業	(意見 38) 黄色い交通安全帽子の在庫の有効活用について	223

## ③ 経済性、効率性、有効性に係るその他事項

経済性、効率性、有効性に係るその他事項として、地域包括支援センター運營業務や病児一時保育事業の委託契約書において、受託者が市に提出する資料(実績報告書、収支計画書等)が明確に定められていない事案があった。事業計画の実行可能性等を判断することや、委託先の成



果の適切な評価の観点から市に提出すべき資料(実績報告書、収支計画書等)の範囲を契約書において明確に定める必要がある(意見 8,18,19)。また、地域包括支援センター運営業務に係る委託契約書には、委託料の精算方法が明示されていなかった。委託料の精算方法は、業務の対価としての委託料の額に影響する重要な事項であり、仕様書等を含む契約書に明示すべきである(意見 20)。

その他、事業実施における重要な確認事項に係る文書化等が不足している事案も見られた。『No.7 障がい児保育事業』では、障がい児保育事業の対象児童の要件である特別児童扶養手当障がい児であることの確認結果が文書化されておらず、システムで確認した照会画面の画面ハードコピーを関連書類と一緒に保存するといった対応が必要である(意見 10)。また、『No.36 避難行動要支援者対策事業』では、自ら避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の避難を支援する避難支援者について、市は本人が避難支援者として了承しているかどうかを直接確認していない状況であった。本人が知らない状態で避難支援者として登録されている状況も考えられ、有事の際に混乱を招く恐れもあるため個別計画書の記載欄に避難支援者の自署を求める等の対応が必要である(意見 35)。

【表 経済性、効率性、有効性に係るその他事項 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.1 私立保育所等運営事業(補助分)(単独分)	(意見 1) 事務のマニュアル化の推進について	41
No.3 児童福祉施設整備費補助金交付事務(補助金)	(意見 5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について	55
No.6 病児一時保育事業(連携)	(意見 8) 実績報告書提出時の書類について	72
No.7 障がい児保育事業	(意見 10) 特別児童扶養手当等の支給対象児の確認について	76
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業	(意見 18) 受託者からの提出書類の明示について	138
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業	(意見 19) 収支計画書の提出について	139
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業	(意見 20) 委託料の精算方法の明示について	139

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.24 老人クラブ活動育成事業(義務)(補助金)	(意見 25) 関係帳簿の保管義務に関する規定の明確化について(単位老人クラブ補助金)	157
No.36 避難行動要支援者対策事業	(意見 35) 避難行動要支援者同意確認書兼個別計画における本人確認方法について	211
No.38 消費生活相談事業	(意見 36) 仕様書に定められた様式を用いた報告について	220

### (3) 契約行為について

市による調達活動は公金の支出であることから、自治法、自治令、青森市財務規則等により、その事務手続は極めて厳格な公共性と競争性、経済性と効率性が要求されている。また、地方自治に対する国民の適正事務執行への期待も近年高まっている。

高齢者福祉および子育て支援の充実に係る事務事業において、社会福祉法人等の公益的な性質を持つ外部団体への委託により実施する事業は多数存在するが、委託先の選定において、事業開始当初に契約した業者と継続して一者随意契約を締結している事例が散見された。もちろん、福祉分野における委託契約では、対人間の信頼関係や各種ネットワークの構築が非常に重要であり、一者随意契約を締結するメリットも十分に理解はできる。ただし、より効率的な業務の実施やより効果的な実施方法の採用が可能な事業者が参入するメリットや、一定の期間を区切ることによる受託者への牽制のメリット等を犠牲にすることも確かである。市のあるべき委託先選定過程としては公募が原則であり、同一業者と契約を継続することのメリットが明らかに大きいという明確な評価をもって一者随意契約を締結するものと解される。しかし、今般の監査において、公募のメリットや他社の事業実施可能性について深く検証せずに、長期間事業を実施しているという実績から一者随意契約を前提に契約先選定を行っているような印象を持った事業が存在したことも事実である(意見 13,14,21)(指摘事項 15)。市には、一者随意契約を行うメリットの深度ある検証および随意契約理由の精緻な文書化を求めたい。

その他、委託費の積算に合理性を認めがたい事案(指摘事項 6,7)(意見 9)、福祉バス運行委託業務において入札の実施時期から事業開始日がタイトであり結果的に競争性が発揮されていないと考えられる事案(指摘事項 20)、予定価格の事前公表により工事契約の入札において入札参加者のほとんどが最低制限価格で応札している状況で競争性が発揮されていない事案(意見 33,34,39)等がみられた。

【表 契約行為について 指摘及び意見】

事業名 No	指摘事項・意見	頁
No.4 放課後児童対策事業	(意見 7) 図書購入業者の選定方法について	63
No.6 病児一時保育事業(連携)	(意見 9) 委託料の積算について	73
No.10 地域子育て支援センター事業	(指摘事項 6) 委託料の積算方法について	83
No.10 地域子育て支援センター事業	(指摘事項 7) 委託料の見積書徴取等について	84
No.14 子どもの居場所づくり・学習応援事業	(意見 13) 委託業者との随意契約について	102
No.15 ファミリー・サポート・センター事業	(意見 14) 委託料の適正性について	106
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業	(意見 21) 委託契約継続の適否を要点とする審議について	140
No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業	(指摘事項 15) 随意契約理由の見直しについて	142
No.22 在宅高齢者介護用品支給事業	(意見 22) おむつ等調達にかかる入札方法の見直しについて	145
No.28 福祉バス運行事業	(指摘事項 20) 競争入札の実施時期について	171
No.32 福祉館運営管理事務	(意見 30) 施設の老朽化対応と設備の更新計画に基づく契約実施について	193
No.34 児童遊園遊具等改修事業	(意見 33) 予定価格の事前公表について(その1)	202
No.35 ちびっこ広場遊具等改修事業	(意見 34) 予定価格の事前公表について(その2)	206
No.38 消費生活相談事業	(意見 37) 見積書の積算について	220
No.40 交通安全施設整備事業	(意見 39) 予定価格の事前公表について	226

## 第7章 指摘事項及び意見—各論—

### No.1 私立保育所等運営事業(補助分)(単独分)

#### 【福祉部 子育て支援課】

##### 1. 事業の概要

###### (1) 事業の目的

社会的な課題となっている「少子化」「子育て家庭の孤立化」「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることを趣旨とした「子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)」が平成 24 年に制定された。当事業の主要な事務は、支援法に基づき平成 27 年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園・保育園・認定こども園に対する共通の財政支援として「施設型給付」、小規模保育等に対する「地域型保育給付」等を支給することであり、もって子ども・子育て支援の充実を図ることが当事業の目的である。なお、支援法の改正により、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化がなされ、一層の子ども・子育て支援の充実が期待されている。

###### (2) 事業の内容

###### ① 施設型給付費等の給付にかかるフロー

当事業は、国が統一的な基準等を設けて市町村がサービスを行う制度となっており、市町村が事業実施主体となる。施設型等給付費の給付にかかる業務フローとして、月次で対象施設自らが給付費を算定、市へ請求し、市がその内容を検証・確認後に施設に対して給付がなされる。

###### ② 施設型等給付費等の算定

各施設に支給される施設型給付費等の基本構造としては、国が定めた公定価格から利用者負担額を控除した額とされており、公定価格については、地域区分別、利用定員別に応じた「基本額」に、職員の配置状況や事業の実施体制に応じた「各種加算等」を加えた金額で構成されている。「基本額」は、地域区分別、利用定員別、利用者年齢別、利用者保育必要量別等により単価が定められ、施設毎の職員の配置状況、事業の実施体制等に応じて「各種加算等」が加えられ公定価格が決定する。具体的な「各種加算等」としては、三歳児配置改善加算(三歳児の配置基準を 15:1 により実施する施設への加算)、休日保育加算(年間を通じて休日保育をする施設への加算)、施設機能強化推進費加算(施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う場合の加算)等の様々な加算がある。

### ③市内の区分別施設数

市における保育所等の区分別施設数は下表のとおりである。(単位:施設)

区分	平成 31 年 4 月 1 日時点	令和 2 年 4 月 1 日時点
保育所	54	54
認定こども園	47	47
地域型保育事業所	6	9
新制度に移行した幼稚園	12	12

(出所:健康福祉要覧より)

### 2. 事業の形態

当事業の実施主体は市であるが、実施財源として国や県からも一定の交付金・負担金を受け入れている(後述「5. (1)当初予算額と実績額」を参照のこと)。

### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 23 年度からの継続事業である。

### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

### 5. 事業費の当初予算と実績額

#### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	9,240,764	9,507,136	10,573,890	
実績	9,493,786	9,873,575	10,527,400	
国庫支出金	3,671,170	3,957,692	5,062,800	
県支出金	2,052,873	2,079,134	2,425,123	
一般財源	2,810,212	2,916,993	2,396,806	
その他	959,531	919,756	642,671	児童保育負担金※

※ 具体的には保育所を利用する児童の保護者が市に対し納付する保育料である。

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
職員手当等	5,390	
共済費	440	
賃金	2,898	
旅費	60	
需用費	3,042	
役務費	554	
委託料	38,106	幼児教育・保育の無償化を実施するためのシステム改修費。情報政策課が契約、所管しており今回の監査では対象としていない。
使用料及び賃借料	30	
扶助費	10,465,058	施設型給付費等
償還金利子及び割引料	11,822	
合計	10,527,400	

6. 監査の結果及び意見

**(意見 1) 事務のマニュアル化の推進について**

施設型給付等の支給に係る業務フローは、月次にて対象施設が自ら給付費を算定し、市へ請求、市が内容を検証・確認後に給付がなされる。市が行う施設型給付等の検証・確認事務は、複雑かつ例外事項が多く含まれる「基本額」「各種加算等」の検証等が含まれており、注意すべきチェックポイントが多数あり、各種の関係通達、Q&A、法令等を網羅的に把握し実務に落とし込む必要があることや、頻繁に制度変更があることから、非常に専門性が高い業務領域であるといえる。

一方で、国等から提示される統一的な基準・要綱等はなく、市の統一的なマニュアルも現状は存在していない。制度開始 5 年目を経て、施設から市に提示される請求書フォーマット(エクセル)の改良・工夫による誤謬の低減化等のノウハウの蓄積により、有効かつ効率的な事務が固まりつつある状況にあるものの、属人的な担当者の経験・専門知識に依存している状況が見て取れ、人事異動があった場合に実務をミスなく行うための新たな担当者の負担は相当なものだと感じる。

今後、チェック項目の明確化、判断を伴う事項の整理、制度改定に伴う請求書フォーマット(エクセル)の改定手順等の明文化を含め、施設型給付費等支給事務全般の高度なマニュアル化推進が求められる。

## **(意見 2) 施設における防災備品調達の経済性確保について**

施設型給付等の加算項目として、施設機能強化推進費加算(災害対策に必要な備品の購入費を 16 万円まで補助する加算)がある。令和元年度において、多くの施設が当加算項目を利用し防災備品(投光器、テント、発電機等)の調達を行っている。監査を実施したところ、防災用テントを定価 155 千円で購入しているが、同備品がインターネット通販にて 89 千円で販売されている等の本来は低価格で購入できるにも関わらず定価で購入している調達事例が 3 事例存在した。

財源が市からの給付である以上、可能な限り経済的かつ効率的な給付費の活用が望まれるし、施設にとっても安価な調達を行った場合に、限度額の 16 万円まで他の備品を購入できる等のメリットが認められる。現状、市は施設に対して見積合わせを要求すること等は実施せず、その契約方法を各施設の経理規程に委ねている。確かに、施設型給付等の規定において、見積合わせ実施等にかかる要求はないため規則違反には該当はしない。また、市の財務規則同様に一定の支出(財務規則に併せ 10 万円以上等)に見積合わせを求めてしまうと、対象施設が相当数あることから、施設および市の事務コストが過度に膨らんでしまうことも想定される。

一方で、現に不経済とも捉えかねられない調達事例が見られたことは事実であり、今後は、施設に対して、経済的な調達活動を実施する旨の文書及び口頭での注意喚起を行うこと等により、可能な限り経済性を確保した施設型給付費の利用推進が望まれる。

## No.2 保育料等徴収事務

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である。この事業は、保育所における保育を利用した際の保育費用としての児童保育負担金(以下、「保育料」という。)を賦課、徴収する事務である。

##### (2) 事業の内容

##### ① 保育料の賦課、徴収実績

近年の実績は下表のとおりである。

【表 保育料の賦課、徴収実績】

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度 ※2	令和元年度 ※3
入所児童数 ※1	4,557 人	4,306 人	3,923 人
調定額:			
現年度	951,319	908,907	634,399
過年度	196,741	170,844	139,196
計	1,148,060	1,079,752	773,596
収入済額:			
現年度	933,518	894,073	624,230
過年度	26,013	25,682	18,440
計	959,531	919,756	642,671
収入未済額:			
現年度	17,802	14,862	10,169
過年度	153,284	124,560	111,331
計	171,087	139,423	121,500
不納欠損額:			
現年度	—	—	—
過年度	17,444	20,601	9,424
計	17,444	20,601	9,424
年度末滞納者数(人)	574	463	398
還付未済額:			
現年度	2	28	0
過年度	—	0	—
計	2	29	0

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

※1 各年度の3月末の児童数である。

※2 平成29年度保育園だった4施設が、平成30年度に認定こども園になっている。



※3 幼児教育・保育の無償化がスタートし、「3歳から5歳までの全ての子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」の「幼稚園」「保育所」「認定こども園」などの利用料が令和元年10月から無料になっている。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成14年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	5,848	5,870	5,824	
実績	5,339	5,308	4,383	
一般財源	5,339	5,308	4,383	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
印刷製本費	2,801	児童保育負担金納入通知書等の印刷代
通信運搬費	1,102	後納郵便料金
手数料	338	口座振替集中サービス手数料等
償還金	141	償還払いによる。 ※
合計	4,383	

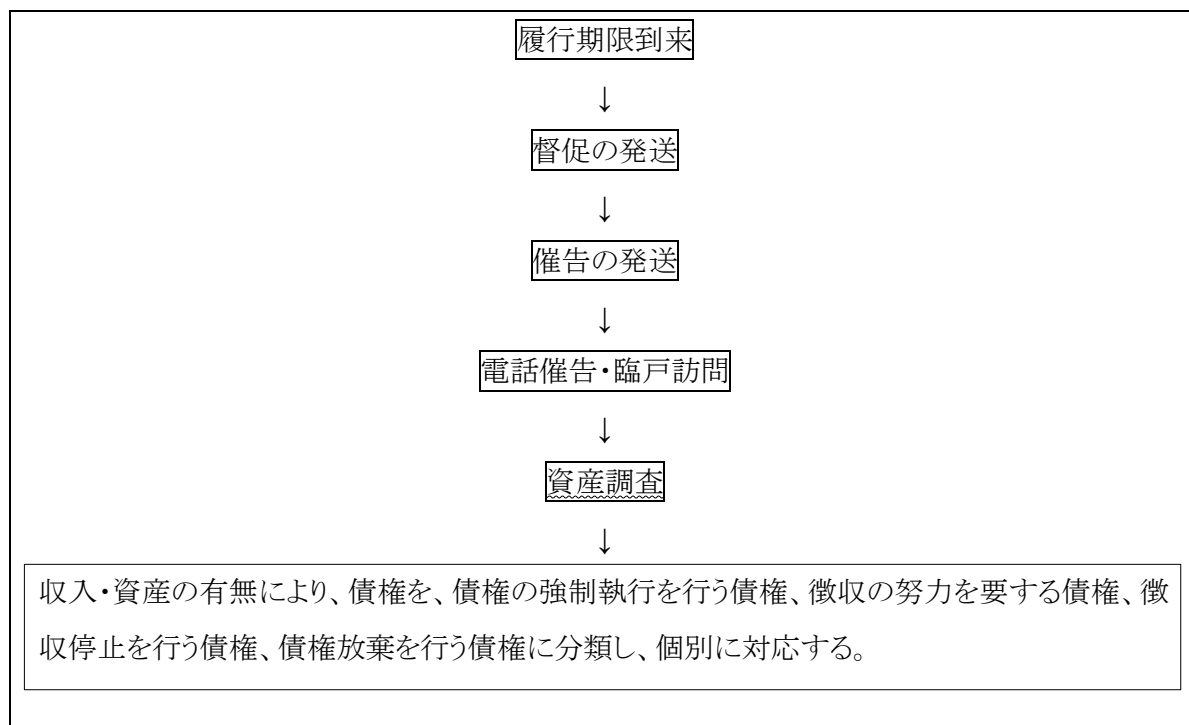
※ 保護者が一旦保育料の全額を園に支払い、その後無償化分の金額を市に請求することである。

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 3) 資産調査の拡大について

市の債権管理は、以下の流れで行われている。

【表 債権管理フローチャート】



(出所: 青森市債権管理マニュアルより監査人作成)

波線部「資産調査」では、給与、預金、保険、年金、不動産の状況について調査を行う。令和元年度においても令和元年11月に預金調査、令和2年3月に生命保険等の調査が行われている。預金調査については、滞納繰越分の未納がある419名、現年度の未納が2か月以上ある31名を対象に、青森県に本店を置く、2地銀、1信金、1信組及び郵貯銀行の計5金融機関に対し調査を行った。また、生命保険等については、令和元年中に催告書を送付した者のうち、催告後に納付又は分納誓約に至っていない92名を対象に、生命保険相互会社等21社に対し調査が行われている。ここで、預金調査を5金融機関と限定したことについて市は、市民の主な取引銀行はこの5行であり、この5行を優先して預金照会を行っており、その調査結果を元に必要に応じ照会先を広げる方針であるとのことである。

ここで、(株)NTT データ経営研究所が令和元年10月24日に公表した「金融サービスの利用動向調査」(以下、「NTT データ経営研究所調査」という。)によれば、東北地方において保有している全ての口座の状況(調査対象者のうち何%の人が各銀行の口座を持っているか)は以下のとおり

である。なお、以下「メガバンク・りそな(埼玉りそな銀行)」を「メガバンク」、「地銀・第 2 地銀」を「地銀等」、「インターネット専業銀行」を「ネットバンク」という。

【表 東北地方における保有している全ての口座】

	メガ バンク	郵貯 銀行	地銀 等	信用 金庫	信用 組合	労働 金庫	農協・ 漁協	ネット バンク	流通系 銀行	信託 銀行
東北	14.0%	81.8%	71.9%	13.2%	3.3%	9.1%	8.3%	43.0%	5.0%	0.0%
(参考) 全国	30.7%	80.4%	55.2%	17.6%	2.6%	5.9%	11.2%	41.9%	8.7%	2.3%

(出所:NTT データ経営研究所調査より監査人作成)

上記の表から、東北地方において口座を多く有する金融機関は、郵貯銀行、地銀等、ネットバンク、メガバンク、信用金庫の順になっている。また、東北地方における最もよく利用する及び 2 番目によく利用する金融機関の業態の調査結果は以下のとおりである。

【表 東北地方における最もよく利用する金融機関、2 番目に利用する金融機関】

	メガ バンク	郵貯 銀行	地銀 等	信用 金庫	信用 組合	労働 金庫	農協・ 漁協	ネット バンク	流通系 銀行	信託 銀行
1 番目	4.1%	28.9%	52.1%	2.5%	0.0%	0.8%	0.8%	9.9%	0.8%	0.0%
2 番目	2.5%	32.2%	19.8%	4.1%	0.0%	2.5%	1.7%	24.0%	0.0%	0.0%

(出所:NTT データ経営研究所調査より監査人作成)

この表においても、郵貯銀行、地銀等、ネットバンクの利用度が高いことがわかる。ネットバンクの利用者は一般に若年層に多くいるものと思われる。即ち保育所を利用する年代はネットバンクを利用している可能性は高い。また、この調査では最もよく利用する金融機関の預貯金残高が多いことも報告されており、信用金庫、信用組合よりネットバンクの預金額が多いことが想定される。預金調査の最初の調査先として、市は先に記載した 5 金融機関を主な取引銀行とし対象にしているが、ネットバンクも含めてもよいのではないだろうか。検討すべきものと思われる。

#### (意見 4) 滞納繰越額の縮減に向けたさらなる努力について

令和元年度の保険料の収入実績は、平成 30 年度に比べ滞納繰越分の収納率は減ったものの現年度分の収納率は上回り、収入未済額も減少している。

【表 滞納繰越分に対する収入実績の推移】

(単位:千円)

年度	滞納繰越額	収入済額	収納率	(参考)不納欠損額
平成 27 年度	247,343	22,018	8.90%	31,204
平成 28 年度	222,547	26,067	11.71%	19,632
平成 29 年度	196,741	26,013	13.22%	17,444
平成 30 年度	170,844	25,682	15.03%	20,601
令和元年度	139,196	18,440	13.24%	9,424

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

【表 現年度分の調定額に対する収入実績の推移】

(単位:千円)

年度	調定額	収入済額	収納率
平成 27 年度	1,162,260	1,134,001	97.56%
平成 28 年度	1,007,001	986,759	97.99%
平成 29 年度	951,319	933,518	98.12%
平成 30 年度	908,907	894,073	98.36%
令和元年度	634,399	624,230	98.39%

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

最近 5 年間としては上表に見るように、滞納繰越分についても、現年度分についても収納率は向上傾向にあるといえる。不納欠損額が減少傾向にある理由は、納入義務者に対する負担の公平性を確保するため分割納付による自主納付を基本とした滞納処分を実施しつつも、資産調査をしたうえで差押可能な財産が存在しない債務者に対し執行停止処分を行うなど債権の適正管理に努めてきた結果、滞納繰越額が減少傾向にある影響である。

市は保育料を含む債権について「青森市債権管理マニュアル」を整備し、適正な債権管理の推進、催告の強化、強制徴収の徹底・行政サービスの制限、納付機会の拡大・特別徴収の徹底、PR の推進・納付相談の充実、青森県等との連携・外部委託の推進という 6 項目の収納対策を基に、収納率の向上及び滞納繰越額の縮減に努めている。国の施策により令和元年 10 月から保育料の無償化が始まっており、保育料の収入未済額の新規発生は減っていくことになると思われるが、今後も収納対策を着実に進め、さらなる収納率の向上及び滞納繰越額の縮減を図ることが望まれる。

## No.3 児童福祉施設整備費補助金交付事務(補助金)

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

この事業は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園(以下、「保育所等」という。)の整備を行う事業者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保育所等の施設の円滑な整備を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

###### ① 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、保育所の増築若しくは増改築又は幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園の保育を実施する部分の創設、増築若しくは増改築を行う事業である。

###### ② 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、以下 a.~d.に掲げる費用を除き、保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園(以下、「保育所 3 園」という。)にあつては下【表 保育所 3 園の補助対象経費】に記載する経費である。なお、表は令和元年度の青森市保育所等整備費補助金交付要綱(以下、「市交付要綱」という。)に定められた基準額を記載している。令和元年度には後述「④ 事業実績」に記載のとおり平成 30 年度からの繰越事業があり、これらは平成 30 年度の市交付要綱に定められた基準額が適用されている。

- a. 土地の買収又は整地に要する費用
- b. 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- c. 職員の宿舍に要する費用
- d. その他補助事業として適当と認められない費用

【表 保育所 3 園の補助対象経費】

(金額単位:千円)

種目	基準額(1施設当たり)		補助対象経費
	定員	基準額	
本体工事費	0～20名	69,600	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下この表において同じ。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下、この表において同じ。)
	21～30名	73,100	
	31～40名	85,000	
	41～70名	96,700	
	71～100名	125,800	
	101～130名	151,300	
	131～160名	175,200	
	161～190名	199,000	
	191～220名	221,100	
	221～250名	245,000	
	251名～	272,300	
	解体撤去工事	0～20名	
21～30名		1,582	
31～40名		2,110	
41～70名		2,655	
71～100名		3,744	
101～130名		4,493	
131～160名		5,617	
161～190名		6,742	
191～220名		7,866	
221～250名		8,989	
251名～		10,114	

種目	基準額(1施設当たり)		補助対象経費
仮施設整備 工事費	定員	基準額	仮施設整備に必要な賃借料、工事費 又は工事請負費
	0～20名	2,484	
	21～30名	3,032	
	31～40名	3,676	
	41～70名	5,106	
	71～100名	7,661	
	101～130名	9,195	
	131～160名	11,493	
	161～190名	12,567	
	191～220名	14,661	
	221～250名	16,755	
	251名～	18,850	
特殊附帯工事	10,560		<p>(1)資源有効活用整備費 対象経費： 建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る必要な工事費又は工事請負費 (ア)水の循環・再利用の整備 (イ)生ごみ等処理の整備 (ウ)ソーラーの整備 (エ)その他</p> <p>(2)消融雪設備整備費 対象経費： 建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る必要な工事費又は工事請負費(ただし、消融雪設備が特に必要と認められる施設)</p>

種目	基準額(1施設当たり)		補助対象経費
開設準備費加算	定員	基準額	開設準備に必要な費用
	0～20名	36	
	21～30名	27	
	31～40名	22	
	41～70名	19	
	71～100名	15	
	101～130名	13	
	131～160名	12	
	161名～	11	
設計料加算	本體工事費に係る基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切捨て)		実地設計に要する費用
土地借料加算	15,700		新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(敷金を除き礼金を含む。)、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金

(出所:市交付要綱より監査人作成)

※ 豪雪加算として、開設準備費加算、設計料加算及び土地借料加算を除く基準額に対して0.08を乗じて得られた額(千円未満切捨て)を加算する。

また、幼稚園型認定こども園(以下、「幼稚園型こども園」という。)にあつては次ページ表に記載する経費である。



【表 幼稚園型こども園の補助対象経費】

(金額単位:千円)

種目	基準額(1施設当たり)		補助対象経費
	定員	基準額	
本体工事費	0～20名	36,500	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下この表において同じ。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下この表において同じ。)
	21～30名	38,200	
	31～40名	44,500	
	41～70名	50,800	
	71～100名	65,900	
	101～130名	79,500	
	131～160名	91,900	
	161～190名	104,500	
	191～220名	116,100	
	221～250名	128,500	
	251名～	142,800	
	解体撤去工事	0～20名	
21～30名		830	
31～40名		1,107	
41～70名		1,393	
71～100名		1,964	
101～130名		2,357	
131～160名		2,948	
161～190名		3,539	
191～220名		4,129	
221～250名		4,719	
251名～		5,310	
仮設施設整備工事費		0～20名	1,304
	定員	基準額	

種目	基準額(1施設当たり)		補助対象経費
	21～30名	1,592	
	31～40名	1,930	
	41～70名	2,680	
	71～100名	4,023	
	101～130名	4,826	
	131～160名	6,033	
	161～190名	6,595	
	191～220名	7,697	
	221～250名	8,796	
	251名～	9,896	

(出所:市交付要綱より監査人が作成)

※ 豪雪加算として、基準額に対して0.08を乗じて得られた額(千円未満切捨て)を加算する。

### ③ 補助金の額

補助金の額は下記 a 及び b に記載する額を比較していずれか低い額(千円未満切捨て)に、保育所3園にあつては8分の1を乗じた額、幼稚園型こども園にあつては2分の1を乗じた額(いずれも千円未満切捨て)以内である。

a. 上表の種目に応じた基準額の合計額

b. 工事請負契約書等を締結する単位ごとに、上表の補助対象経費の実支出の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか低い額に、保育3園にあつては3分の2を、幼稚園型こども園にあつては2分の1を乗じて得た額

### ④ 事業実績

事業実績は下表のとおりである。

【表 事業実績】

(単位:施設)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備施設数	4	6	4
内 前年度繰越	3	3	3
内 2か年計画	1	—	—

## 2. 事業の形態

- ① 保育所 3 園・・・補助対象経費に対して国 2/3、市 1/12 の負担である。
- ② 幼稚園型こども園・・・補助対象経費に対して国 1/2、市 1/4 の負担である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 23 年度からの継続事業である。ただし、子育て支援課が担当になる前を含めると、昭和 44 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	879,628	677,366	456,812	
実績	526,092	396,975	751,662	
国庫支出金	367,434	352,845	668,145	
県支出金	102,390			
市債	46,600	35,200	66,700	
基金			3,055	青森市公共施設整備基金
一般財源	9,668	8,930	13,762	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
補助金	751,662	
合計	751,662	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

この補助金にかかる消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)に関して、国が定める保育所等交付金交付要綱(以下、「国交付要綱」という。)では以下のように規定している。

(交付条件)

#### 11(5)

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。(中略)また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(出所:国交付要綱)

なお、波線部「別紙 7」は「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(以下、この項で「別紙 7」という。)」であり、以下の内容の記載及び書類の添付が求められている。

- 1 整備計画等内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額)
- 4 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(出所:別紙 7)

これに対し、市交付要綱では以下のように規定している。

(補助金の交付の条件)

#### 第 6 条

(11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、市長に報告すること。この場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(出所:市交付要綱)

令和元年度に事業が終了した 4 施設(補助金交付先は全て社会福祉法人である。)に関して、

監査実施時点(令和2年10月時点)において交付先から市に対して別紙7は提出されていない。別紙7の提出期限は事業完了の翌々年度である令和3年6月30日ということになるが、社会福祉法人の会計年度は社会福祉法により4月1日から翌3月31日までと定められているから、消費税等の申告は令和2年5月末までに行われているはずである。即ち別紙7の提出は可能である。また、国交付要綱により仕入控除税額が0円の場合であっても提出することが求められており、提出期限にはまだ期間はあるが、国交付要綱には「速やかに」提出することが求められている。市は補助金交付先について別紙7の早期の提出を促すべきである。

ここで、社会福祉法人は消費税等の免税業者になっている場合が多いと思われるが、保育所等の収入が全て非課税、不課税になるのではない。利用者等外給食収入(職員等から徴収する食事代金等)、場所を貸した賃料、講習料(習い事教室等)等、土地以外の固定資産の売却収入等は課税売上になる。仕入控除税額が0円の場合であっても別紙7の添付書類により、0円となる理由を明らかにするよう求める必要がある。

また、国交付要綱で市に提出することが求められているのであるから、市交付要綱でも同様の規定にすべきではないか。検討が必要と思われる。

## No.4 放課後児童対策事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

本事業は、「児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)」第 6 条の 3 第 2 項に基づき、保護者が就労等により放課後家庭にいない小学生を対象に放課後の安全・安心な居場所を提供し、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

##### ① 放課後児童会の概要

放課後児童会の概要は下記のとおりである。

項目	放課後児童会
根拠条例	青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
事業主体	青森市(公設公営・公設民営)
名称・開設数	後述「② 放課後児童会の一覧及び利用実績」参照
支援内容	① 安全確保及び情緒の安定に関すること。 ② 遊びの機会の確保に関すること。 ③ 学習の機会の確保に関すること。 ④ 基本的な生活習慣の確立に関すること。 ⑤ 保護者に対する子育て支援(相談等)に関すること。 ⑥ その他、利用者の健全育成上必要な支援に関すること。
職員の種類、員数	専任の放課後児童支援員を配置し、障がい児 3 名までの場合は支援員 1 名を加配し、3 名を超えた場合は障がい児 3 名につき支援員 1 名を加配する。
開設時間	① 平日は、午後 6 時 30 分までとする。ただし、午前授業等の場合は、小学校の授業終了時間に合わせて開設する。 ② 土曜日は、午前 8 時から午後 6 時までとし、学校休業日等は、午前 8 時から午後 6 時 30 分までとする。
休会日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
利用負担金	入会児童 1 人につき、月額 3,200 円

(出所:子育て支援課提出資料より監査人作成)

##### ② 放課後児童会の一覧及び利用実績等

放課後児童会の一覧及び過去 3 年の実績は次ページ以降のとおりである。

【表 放課後児童会の一覧及び利用実績】

放課後児童会		平日									土曜日								
		平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)			平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)		
		H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01
1	造道	71.2%	68.6%	68.6%	6,345	4,799	4,118	26.0	19.7	16.9	9.9%	9.9%	4.4%	178	132	53	3.6	2.8	1.1
2	造道第二	50.3%	49.6%	53.4%	3,254	4,445	5,436	13.3	18.2	22.3	11.3%	19.7%	10.2%	147	344	203	3.0	7.2	4.2
3	造道第三	49.1%	72.1%	62.4%	3,449	4,407	3,544	14.1	18.1	14.5	11.2%	14.8%	24.3%	158	177	260	3.2	3.7	5.4
4	浪打	68.7%	71.9%	67.6%	12,769	13,809	12,738	52.3	56.6	52.2	10.1%	4.9%	8.4%	383	192	304	7.8	4.0	6.3
5	佃	60.1%	61.0%	61.4%	13,812	13,642	14,731	56.6	55.9	60.4	6.7%	7.0%	10.3%	310	310	495	6.3	6.5	10.3
6	合浦	58.0%	61.3%	60.5%	4,064	4,953	6,346	16.7	20.3	26.0	17.8%	12.1%	13.6%	249	191	270	5.1	4.0	5.6
7	堤	62.6%	73.5%	69.7%	10,627	9,158	7,433	43.6	37.5	30.5	4.6%	8.2%	9.5%	160	203	197	3.3	4.2	4.1
8	堤第二	42.6%	47.5%	54.5%	2,026	2,355	1,948	8.3	9.7	8.0	3.3%	2.4%	2.6%	32	23	17	0.7	0.5	0.4
9	堤第三		52.6%	62.5%		2,669	3,650		10.9	15.0		8.3%	5.1%		78	59		1.6	1.2
10	藤	72.9%	70.7%	66.9%	7,634	7,042	7,047	31.3	28.9	28.9	21.2%	18.8%	15.6%	444	372	321	9.1	7.8	6.7
11	筒井	60.7%	65.3%	58.6%	15,144	16,457	17,072	62.1	67.4	70.0	16.2%	15.9%	12.2%	801	780	683	16.3	16.3	14.2
12	萁町	69.3%	75.7%	76.3%	3,345	3,378	2,742	13.7	13.8	11.2	5.7%	2.2%	1.4%	54	19	10	1.1	0.4	0.2
13	橋本	58.9%	63.9%	62.7%	1,308	1,893	2,069	5.4	7.8	8.5	2.5%	6.3%	6.1%	11	37	41	0.2	0.8	0.9
14	浦町	71.7%	71.6%	61.3%	6,376	9,020	8,710	26.1	37.0	35.7	17.4%	8.7%	7.2%	311	212	191	6.3	4.4	4.0
15	長島	62.5%	64.0%	65.6%	5,826	6,600	7,971	23.9	27.0	32.7	12.6%	8.6%	12.5%	234	177	292	4.8	3.7	6.1

【表 放課後児童会の一覧及び利用実績】

放課後児童会		平日									土曜日								
		平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)			平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)		
		H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01
16	古川	55.8%	67.9%	63.6%	3,565	4,836	4,838	14.6	19.8	19.8	13.2%	19.1%	16.9%	167	267	248	3.4	5.6	5.2
17	甲田	70.4%	65.0%	68.1%	8,636	7,691	7,265	35.4	31.5	29.8	6.5%	7.5%	11.8%	161	171	246	3.3	3.6	5.1
18	千刈	61.8%	60.9%	53.0%	10,906	13,289	12,347	44.7	54.5	50.6	14.0%	14.2%	11.4%	498	605	509	10.2	12.6	10.6
19	篠田	72.7%	69.5%	64.3%	12,756	15,143	16,105	52.3	62.1	66.0	14.9%	12.5%	9.3%	522	545	460	10.7	11.4	9.6
20	篠田第二	69.4%	62.7%	53.0%	1,931	1,743	1,573	7.9	7.1	6.4	5.6%	1.2%	19.3%	33	7	112	0.7	0.1	2.3
21	沖館	70.8%	70.5%	76.3%	9,635	7,300	8,347	39.5	29.9	34.2	22.2%	25.9%	23.7%	607	523	500	12.4	10.9	10.4
22	沖館第二	64.1%	63.7%	65.5%	14,132	17,120	18,975	57.9	70.2	77.8	17.2%	16.7%	18.7%	761	879	1,038	15.5	18.3	21.6
23	油川	59.6%	65.7%	68.3%	6,885	6,828	10,717	28.2	28.0	43.9	4.0%	10.6%	16.5%	96	215	486	2.0	4.5	10.1
24	三内	70.2%	66.0%	62.1%	14,010	14,627	15,680	57.4	59.9	64.3	22.8%	16.6%	17.3%	916	740	842	18.7	15.4	17.5
25	金沢	68.4%	73.3%	69.1%	14,497	15,969	14,377	59.4	65.4	58.9	11.8%	21.0%	19.3%	500	899	775	10.2	18.7	16.1
26	金沢第二	54.3%	68.4%	64.5%	2,517	1,938	2,808	10.3	7.9	11.5	16.4%	16.6%	10.6%	151	95	86	3.1	2.0	1.8
27	金沢第三	48.4%	45.9%	41.9%	4,211	6,062	5,196	17.3	24.8	21.3	6.4%	8.8%	11.2%	112	225	269	2.3	4.7	5.6
28	荒川	61.3%	54.2%	65.6%	993	900	1,221	4.1	3.7	5.0	7.1%	5.7%	9.4%	23	17	35	0.5	0.4	0.7
29	東陽	58.2%	61.6%	58.8%	4,638	4,179	5,318	19.0	17.1	21.8	19.3%	24.6%	27.9%	310	328	482	6.3	6.8	10.0
30	原別	71.2%	64.6%	70.5%	3,620	4,028	5,951	14.8	16.5	24.4	5.9%	8.3%	15.8%	58	103	260	1.2	2.1	5.4



【表 放課後児童会の一覧及び利用実績】

放課後児童会		平日									土曜日								
		平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)			平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)		
		H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01
31	浜館	67.0%	62.7%	60.1%	14,840	13,629	12,994	60.8	55.9	53.3	8.8%	8.9%	10.1%	394	383	424	8.0	8.0	8.8
32	横内	60.4%	61.2%	63.2%	9,700	11,438	12,066	39.8	46.9	49.5	19.5%	16.7%	13.8%	629	616	509	12.8	12.8	10.6
33	新城	70.5%	66.9%	67.1%	14,515	15,272	17,390	59.5	62.6	71.3	18.8%	14.7%	12.2%	775	663	609	15.8	13.8	12.7
34	西田沢	66.4%	67.8%	61.2%	2,264	1,966	1,101	9.3	8.1	4.5	2.5%	0.9%	0.0%	18	5	0	0.4	0.1	0.0
35	浜田	67.7%	67.9%	63.3%	13,141	14,543	13,411	53.9	59.6	55.0	23.2%	20.1%	14.3%	905	855	581	18.5	17.8	12.1
36	浜田第二	70.3%	68.9%	67.8%	5,799	6,567	7,255	23.8	26.9	29.7	15.0%	12.3%	8.6%	249	229	177	5.1	4.8	3.7
37	浜田第三	55.7%	52.1%	63.6%	4,815	3,622	4,398	19.7	14.8	18.0	11.3%	2.9%	14.0%	198	41	187	4.0	0.9	3.9
38	浜田第四	71.0%	71.1%	68.7%	3,534	4,370	5,489	14.5	17.9	22.5	17.9%	11.7%	6.2%	179	144	94	3.7	3.0	2.0
39	小柳	69.1%	70.9%	68.6%	6,040	6,596	32,216	24.8	27.0	132.0	27.6%	22.2%	19.5%	485	419	1,747	9.9	8.7	36.4
40	小柳第二	58.9%	67.0%		9,253	10,278		37.9	42.1		25.0%	24.0%		792	722		16.2	15.0	
41	小柳第三	68.3%	70.7%		8,819	11,858		36.1	48.6		19.3%	21.9%		495	727		10.1	15.1	
42	泉川	63.5%	69.9%	65.3%	13,566	15,909	16,248	55.6	65.2	66.6	8.5%	9.8%	10.5%	369	444	497	7.5	9.3	10.4
43	泉川第二	52.5%	50.8%	50.7%	4,854	7,410	8,355	19.9	30.4	34.2	7.9%	6.9%	3.3%	149	197	105	3.0	4.1	2.2
44	浪館	60.1%	60.1%	67.6%	9,990	10,746	12,216	40.9	44.0	50.1	16.5%	17.6%	19.0%	550	619	663	11.2	12.9	13.8
45	幸畑	64.0%	59.5%	65.5%	10,060	8,950	9,519	41.2	36.7	39.0	13.3%	11.0%	9.2%	420	327	262	8.6	6.8	5.5

【表 放課後児童会の一覧及び利用実績】

放課後児童会		平日									土曜日								
		平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)			平均利用率			利用人数(人)			1日平均利用者数(人)		
		H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01	H29	H30	R01
46	大野	62.4%	70.4%	63.4%	7,885	8,009	9,201	32.3	32.8	37.7	13.7%	13.5%	13.4%	346	305	373	7.1	6.4	7.8
47	大野第二	61.1%	60.2%	60.2%	7,379	6,505	6,511	30.2	26.7	26.7	10.3%	4.3%	5.2%	250	94	107	5.1	2.0	2.2
48	大野第三	64.2%	68.5%	67.4%	4,541	5,705	5,282	18.6	23.4	21.6	10.0%	20.5%	16.3%	143	330	246	2.9	6.9	5.1
49	戸山西	56.2%	61.4%	57.4%	11,011	10,910	9,568	45.1	44.7	39.2	8.5%	13.5%	14.2%	332	473	460	6.8	9.9	9.6
50	筒井南	41.2%	52.4%	60.1%	1,782	1,432	2,547	7.3	5.9	10.4	29.3%	25.8%	24.4%	254	144	199	5.2	3.0	4.1
51	筒井南第二	62.6%	59.3%	58.8%	10,676	10,431	11,615	43.8	42.8	47.6	12.7%	12.4%	12.1%	435	432	475	8.9	9.0	9.9
52	新城中央	72.9%	73.4%	68.3%	13,229	16,141	15,595	54.2	66.2	63.9	27.3%	20.8%	20.8%	992	906	905	20.2	18.9	18.9
53	三内西	72.6%	64.9%	68.7%	3,959	5,864	7,118	16.2	24.0	29.2	18.5%	20.0%	15.4%	203	358	307	4.1	7.5	6.4
54	三内西第二			35.3%			1,096			4.5			17.2%			124			2.6
55	浪岡北	71.7%	74.5%	71.8%	3,533	4,861	5,633	14.5	19.9	23.1	38.6%	39.8%	41.7%	381	517	622	7.8	10.8	13.0
56	大栄	84.6%	76.1%	73.1%	2,872	3,509	3,727	11.8	14.4	15.3	32.9%	34.4%	32.6%	221	316	318	4.5	6.6	6.6
全体		63.5%	64.7%	62.1%	406,968	442,801	466,824	30.9	33.0	35.4	14.3%	13.9%	13.6%	18,551	19,132	19,735	7.0	7.2	7.6

(出所:子育て支援課提出資料より監査人作成)

## 2. 事業実施期間

昭和 40 年代から実施されている。

## 3. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 2 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	子ども支援の充実

## 4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	62,336	62,336	68,224	
実績	57,895	67,162	79,405	
一般財源	14,190	19,982	29,518	
その他	43,705	47,180	49,887	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	10	
旅費	6	
需用費	9,772	
役務費	7,225	
委託料	20,039	
使用料及び賃借料	19,726	
備品購入費	1,274	
負担金補助及び交付金	607	
償還金利息及び割引料	20,746	
合計	79,405	

## 5. 監査の結果及び意見

### (意見 6) 利用者が乏しい開設日の運営について

放課後児童会の利用実績について、前述のとおり、土曜日の 1 日平均利用者数が 1 人未満の児童会が確認された(前述「1. (2) ②【表 放課後児童会の一覧及び利用実績】」における青色の

個所)。地域の児童数の減少や児童会の立地などの外的な要因によるところもあると考えるが、市としては土曜日の利用者が極端に少ない放課後児童会であっても、利用者のニーズ確保のため、1人でも利用者がある場合は開設しなければならない状況にある。前述の通り、放課後児童会は条例等に基づき、専任の放課後児童支援員を配置し、定められた開設時間及び開設日で全ての放課後児童会において一律に運営されている。しかし、限られた財源の中で専任の放課後児童支援員の人件費も必要となるため、住民ニーズが低下している放課後児童会に関しては、弾力的な運営を行うべきである。具体的には、事前予約制の導入や近隣の幼稚園等への業務委託などを住民ニーズが乏しい曜日に取り入れるなど、柔軟な対応を検討されたい。

### (意見7) 図書購入業者の選定方法について

放課後児童会に配置する図書・書籍に関して、継続して同じ業者から調達していることが確認された。市財務規則第124条において、下記のとおり規定されており、見積書自体の徴取は求められていないため、特定の業者から調達する随意契約理由書の作成は不要とされている。

(見積書の省略)

第二百二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書を省略することができる。

- 一 官公署と契約するとき。
- 二 急を要する生産品の売却で見積書を徴するいとまがないとき。
- 三 給食施設等における食品を買い入れるとき。
- 四 収入印紙、郵便切手、官報、書籍及び新聞を買い入れるとき。
- 五 水道、電気又は電話の利用の契約をするとき。
- 六 資金前渡により契約をするとき。
- 七 研修、講習等の会場を借り上げるとき。
- 八 一件の予定価格が一万円を超えない物品を購入するとき。
- 九 前各号のほか、見積書を徴しがたいと認めるとき。

書籍のように原則として価格があらかじめ定められ、業者側に価格を決定する余地がない場合は複数の業者から見積書を徴取しても、調達価格は一定であるため、随意契約を行うことは妥当と考える。ただし、継続して同じ業者から調達することについては課内で理由を整理すべきである。書籍の購入によって業者側に利益が発生している以上、業者との癒着やキックバックなど、不正の温床となりかねず、適切に購入事務が行われていることを明確化するため、継続して同じ業者から書籍を調達することについて整理することを検討されたい。

## No.5 児童館管理運営事業、児童館児童活動事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

当事業は、18歳未満のすべての児童を対象に、健全な遊びを与えてその健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設である児童館等(児童館、児童室、児童集会室)の管理運営を行う。各地区に設置する児童館等は以下のとおりであり、指定管理者制度を導入しているか、業務委託の形で運営されている。なお当事業の文中において、【青森地区】とは浪岡町との合併前の旧青森市の地区をいい、【浪岡地区】とは旧浪岡町の地区をいう。

#### 【表 児童館等の一覧】

	【青森地区】	【浪岡地区】
○児童館		
指定管理者制度	後潟	浪岡中央
	戸山	五本松
	野内	王余魚沢
	高田	女鹿沢
	安田	平川
	相野	吉野田
	平新田	杉高
	三内 奥内	
○児童室等		
委託	油川・荒川市民センター児童室	旧本郷幼稚園舎
指定管理者制度	西部市民センター児童集会室	
○上記以外		
—	児童センター ※経費は、「No.31 総合福祉センター運営管理事務」に計上	

(出所:子育て支援課提出資料より監査人作成)

##### (2) 事業費の予算と実績額

#### ① 児童館管理運営事業費

児童館管理運営事業費の予算決算は下記のとおりである。(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	159,587	160,115	160,986
決算額	160,200	160,517	159,957
一般財源	159,678	160,517	159,957
その他	522	—	—

節	令和元年度 決算額	主な内容
燃料費	142	
光熱水費	514	
委託料	159,301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検委託料(消防設備等):214 千円</li> <li>・油川、荒川市民センター児童室業務:16,919 千円</li> <li>・児童館指定管理料(青森地区):81,771 千円</li> <li>・児童館指定管理料(浪岡地区):56,884 千円</li> <li>・西部市民センター児童集会室指定管理料:3,355 千円</li> <li>・後潟、平新田児童館除雪業務:158 千円</li> </ul>
合計	159,957	

## ② 児童館児童活動事業

なお、児童館においては具体的な活動として様々なイベントの実施、書道や工作などのクラブ活動の実施、キャンプの実施等を行っており、これらの活動費は「児童館児童活動事業」において支出されている。児童館児童活動事業の予算決算は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	9,595	9,595	9,621	
実績	9,594	9,594	9,649	
一般財源	9,594	9,594	28	
その他	—	—	9,621	

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	9,649	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油川、荒川市民センター児童室業務:492 千円</li> <li>・児童館指定管理料(青森地区):2,272 千円</li> <li>・児童館指定管理料(浪岡地区):1,309 千円</li> <li>・ほんごっこ委託料:5,576 千円</li> </ul>
合計	9,649	

## (3) 施設の概要

児童館の概要は下記のとおりである。なお、青森市が管理する児童館は厚生労働省が定める「児童館の設置運営要綱」によれば、小型児童館に区分され、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに母親クラブ、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであるとされている。

No	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年月	備考
(青森地区)						
1	後潟	六枚橋字磯打 25 番地 8	1,647.81	248.64	平成 26 年 11 月	後潟支所と合築
2	戸山	戸山字赤坂 35 番地 3	513.10	185.95	昭和 40 年 10 月	
3	野内	野内字菊川 159 番地 2	993.38	185.12	昭和 41 年 5 月	
4	高田	高田字日野 226 番地	527.12	186.30	昭和 41 年 11 月	
5	安田	安田字近野 370 番地	1,628.75	535.78	平成 22 年 5 月	中央市民センター 安田分館と合築
6	相野	富田 2 丁目 27 番 7 号	788.37	198.74	昭和 43 年 3 月	
7	平新田	原別字袖崎 1 番地 32	1,463.27	241.80	平成 27 年 2 月	原別支所と合築
8	三内	三内字沢部 209 番地 1	611.50	200.40	昭和 41 年 11 月	
9	奥内	清水字浜元 45 番地	1,634.21	343.88	平成 13 年 2 月	中央市民センター 内真部分館と合築
(浪岡地区)						
10	浪岡中央	浪岡大字浪岡字細田 200-2	2,152.11	314.68	昭和 44 年 10 月	
11	五本松	浪岡大字五本松字松本 16	1,322.00 (借地)	258.36	昭和 45 年 11 月	
12	王余魚沢	浪岡大字王余魚沢字北 村元 29	991.00 (借地)	218.60	昭和 45 年 11 月	
13	女鹿沢	浪岡大字女鹿沢字東富 田 57-2	1,960.45	241.81	昭和 46 年 11 月	
14	平川	浪岡大字浪岡字平野 174-3	978.62	364.77	昭和 52 年 11 月	
15	吉野田	浪岡大字吉野田字木戸 口 10-1	500.00 (借地)	319.14	昭和 56 年 3 月	
16	杉高	浪岡大字高屋敷字後田 32-1	8,952.00	336.00 (402.00)	昭和 58 年 1 月 (平成 16 年 12 月 改築)	

(出所:子育て支援課提出資料より監査人作成)

児童室及び児童センターの概要は下記のとおりである。なお、児童センターとは小型児童館の機能に加えて遊び(運動を主とする。)を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであるとされている。また、児童室とは児童館の設置基準は満たさないものの、小型児童館に準じた、地域の実態に即した施設として運営されているものである。

No	施設名	所在地
(青森地区)		
1	荒川児童室(荒川市民センター内)	荒川字柴田 129-1
2	油川児童室(油川市民センター内)	羽白字池上 197-1
3	児童センター(総合福祉センター内)	中央 3 丁目 16-1
4	西部児童集会室(西部市民センター内)	新城字平岡 163-22
(浪岡地区)		
5	旧本郷幼稚園舎	浪岡大字本郷字岸田 17-1

(出所:子育て支援課提出資料より監査人作成)

児童館等の運営の概要については下記のとおりである。

開館時間	平日 9 時 00 分～18 時 00 分 土曜日、学校休業日 8 時 00 分～18 時 00 分
利用対象	全ての児童(満 18 歳まで) 御利用の際は、緊急時の連絡先等をお知らせいただいています。 就学前のお子さんも、保護者のかたと一緒に遊んだり、子育てサークルの活動の場として利用できます。
活動内容	クラブ活動、季節行事、遊びや運動、ボランティア活動等
利用負担	無料 ※クラブ活動等での材料費の実費負担有り

(出所:青森市ホームページ)

## 2. 管理運営業務の概要

青森市の児童館は、青森地区の 9 施設を社会福祉法人青森市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が、浪岡地区の 7 施設を特定非営利活動法人 NPO 婆娑羅凡人舎(「以下、「婆娑羅凡人舎」という。)」が指定管理者として、施設の管理を委託している。青森地区の児童センター(1 施設)及び油川・荒川児童室(2 施設)は市社協が指定管理者及び業務委託契約により管理し、西部市民センター児童集会室は、西部市民センターの指定管理者である青森市西部市民センター管理運営協議会が指定管理者として管理している。浪岡地区の旧本郷幼稚園舎(1 施設)を社会



福祉法人清明福祉会が管理している。指定管理者である市社協及び婆娑羅凡人舎への委託期間は令和元年度を含む平成 28 年から令和 3 年までの 5 年間とされ、青森市西部市民センター管理運営協議会への委託期間は平成 31 年から令和 6 年までの 5 年間とされ、業務委託は 1 年間の委託期間で毎年度契約を締結している。

### 3. 監査の結果及び意見

#### (指摘事項 1) 指定管理者に対するモニタリング評価項目について

市では、児童館の指定管理者に対して、年度中に 2 回モニタリングを実施しているが、青森地区と浪岡地区で評価項目が相違していた。それぞれの評価項目の比較表は下表のとおりである。

【表 地区別モニタリング検討項目】

評価項目		実施内容	
		青森地区	浪岡地区
管理について	職員は適正な配置となっているか	検討	検討
	職員の研修が行われているか	検討	検討
	保守点検業務が適切に行われているか	検討	検討
	防犯、防災、緊急時に的確な対応が行えるようにしているか	検討	検討
	個人情報保護について適切な対応が行われているか	検討	検討
	環境保全、負荷低減の取組がなされているか	検討	検討
運営について	市民の平等利用が確保されているか	検討	検討
	利用者の要望を把握し、運営に反映しているか	検討	検討
	サービス向上に努めているか	検討	未検討
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか	未検討	検討
	利用率の向上に努めているか	検討	検討
	事業が計画どおり実施されているか	未検討	検討

(出所:モニタリング評価結果)

上表の青色の部分の 3 項目について、青森地区と浪岡地区で相違点が確認された。すなわち、青森地区の児童館においては「積極的に地域や関係団体と連携を図っているか」「事業が計画どおり実施されているか」という観点からモニタリングを実施しておらず、浪岡地区の児童館においては「サービス向上に努めているか」という観点からモニタリングを行っていない。指定管理者制度を活用して運営している児童館において、同一市内であるにもかかわらず地区によって異なる視点で評価が行われることは明らかに不適切である。また、それぞれの地区における未検討の評価項目についてモニタリングにて検証することは、より一層効果的な事業実施を可能とするだろう。相違

している評価項目は指定管理者を評価するためには必要な視点であるため、両者を統合し、同じ評価項目となるように早急に見直しを検討すべきである。

## (指摘事項 2) 指定管理者からの業務実績報告に対する検査体制について

市では、毎年度末に業務実績の報告の一環で、指定管理者から児童館管理運営業務収支決算書が提出され、関連資料を含めて検査を実施している。指定管理者から提出される関連資料としては、人件費以外の事業費及び精算項目(燃料費・光熱水費・維持修繕費)に係る費目の内訳が提出され、その内容の確認を行っている。

検査に関しては、地方自治法及び施行令において、下記のとおり定められている。

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」より抜粋  
(契約の履行の確保)  
第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)」より抜粋  
(監督又は検査の方法)  
第六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。  
2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

検査を行う目的としては、上記法令にある通り、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため」に行われるものであり、指定管理者の活動の結果である業務収支決算書とその内容については、すべての内容に関して、支出内容の適切性、妥当性を確認する必要がある。現状においては、予算額と決算額を比較した収支決算書で費目ごとの合計額の比較分析、及び一部の事業費(燃料費・光熱水費・維持修繕費)に係る内訳資料を確認するだけにとどまり、すべての事業費に関する支出取引に係る内訳資料の提出を受けておらず(人件費や委託料等が除かれている)、会計データに基づく網羅的な支出取引の検証が行われていない。また、支出取引内容に関して、疎明資料との照合も行われていないため、法令が求める検査の有効性は必ずしも確保されているとは言えない。

以上より、指定管理料に関する検査については、業務収支決算書及び現状提出されている関連資料に加えて、総勘定元帳のようなすべての取引内容が確認できる資料を提出され、それに基づき、市の職員は支出の裏付けとなる証憑と突合を実施すべきである。

## No.6 病児一時保育事業(連携)

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

保護者が就労している等の理由により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により実施する。対象児童、開所時間、利用料金、委託先は以下のとおりである。

対象児童	0歳児から小学校3年生までの児童
開所時間	午前8時から午後6時まで
利用料金	1,200円(1日あたり)
委託先	南部・中部地区 一般社団法人青森市医師会 東部地区 社会福祉法人桜川会(蛸貝保育園) 西部・北部地区 社会福祉法人新井田福祉会(こども園青い鳥) 浪岡地区 社会福祉法人若竹会(こども園瑞穂)

(出所:病児一時保育事業実施要綱、病児一時保育事業委託契約書より監査人作成)

また、病児一時保育所の利用時に必要となる診療情報提供書の作成にかかる費用について、同一月内の2回目以降の費用を1回につき2,500円を上限として助成金を交付している(1回目は保険適用により無料)。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、市の一般財源の他に、国の子ども・子育て支援交付金(令和元年度5,686千円)、青森県の地域子ども・子育て支援事業費補助金(令和元年度5,599千円)、病児一時保育の利用者負担金(令和元年度1,234千円)である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成8年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

#### 5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	38,836	38,981	39,168	
実績	38,899	40,713	40,424	
一般財源	26,010	27,007	27,905	
その他	12,889	13,706	12,519	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	38,749	病児一時保育事業委託料
負担金補助及び交付金	63	病児一時保育事業利用助成金
償還金	1,612	平成30年度の国の子ども・子育て支援交付金の返還分
合計	40,424	

#### 6. 監査の結果及び意見

##### (意見8) 実績報告書提出時の書類について

事業完了時に委託先から提出される実績報告書について、提出状況を確認したところ、実績報告書とその添付書類として事業実績調書(年間の病児一時保育利用者を月毎に集計したもの)、収支計算書を提出している施設もあれば、実績報告書の提出はなく決算書のみを提出している施設もあるなど、提出書類が統一されていなかった。実績報告書を市に提出し、市の検査を受けなければならない旨が委託契約書に明記されているものの、実績報告書の様式や、添付書類については明記されていない。実績報告書の効率的な審査や、委託先の成果物の明確化の観点からも、病

児一時保育事業実施要綱や委託契約書に、実績報告書の様式を定めること、実績報告書の添付書類を明記することが必要であろう。

### (意見 9) 委託料の積算について

令和元年度の地区ごとの病児一時保育の延べ利用者数は以下のとおりである。

【表 令和元年度の地区ごとの病児一時保育延べ利用者数】

地区	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
南部・中部地区	3歳児未満	31	12	20	25	35	23	21	14	8	9	13	25	236	19.7
	3歳以上児	3	7	9	8	4	20	16	10	7	17	9	12	122	10.2
	小学校低学年児	3	0	0	3	0	0	0	2	5	0	5	0	18	1.5
	合計	37	19	29	36	39	43	37	26	20	26	27	37	376	31.3
東部地区	3歳児未満	15	20	27	23	22	26	20	17	23	17	13	15	238	19.8
	3歳以上児	2	9	12	7	13	14	7	17	11	11	11	5	119	9.9
	小学校低学年児	0	1	0	2	0	0	3	5	0	0	3	0	14	1.2
	合計	17	30	39	32	35	40	30	39	34	28	27	20	371	30.9
西部・北部地区	3歳児未満	15	8	24	20	19	16	1	3	5	9	0	2	122	10.2
	3歳以上児	2	4	6	2	6	4	16	5	15	12	9	3	84	7.0
	小学校低学年児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	合計	17	12	30	22	25	20	17	8	20	21	9	5	206	17.2
浪岡地区	3歳児未満	1	0	1	2	5	1	2	0	4	2	0	1	19	1.6
	3歳以上児	0	0	1	1	0	0	5	1	1	0	1	1	11	0.9
	小学校低学年児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	合計	1	0	2	3	5	1	7	1	5	2	1	2	30	2.5

(出所:施設から提出される病児一時保育所利用状況報告書より監査人作成)

市で委託料の積算を行なっているが、保育・給食材料費について、どの施設も1日平均3名の利用者を前提に積算をしている。年間の開設日数を290日とした場合、1施設あたり年間で870人の利用が前提となっているが、年間の利用者はどの施設も870人には遠く及ばない状況であった。委託料の総額のうち、その多くが人件費であり、国の交付金の補助要件にも関わってくるため、人の配置は欠かせない。その一方で、積算時に想定している保育・給食材料費(1,307千円)について、委託料総額(38,749千円)に占める割合は3.3パーセントとわずかなものではあるが、過去4年の延べ利用者はいずれの年も4施設合計であっても1,000人を下回っている。このことは、保育・給食材料費の積算額が過大であることを示唆する。委託料の積算にあたっては、病児一時保育の利用者に応じて支出が増減する費目については、過去の利用実績の趨勢を加味して積算を行うべきである。

## No.7 障がい児保育事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

共働き家庭の増加等により、保育所等を希望する保護者が増え保育ニーズが多様化している中、障がい児を受け入れている特定教育・保育施設が、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

当事業は、青森市特別保育事業における特別保育事業の1つである。当事業はさらに細事業として、障がい児保育事業、障がい児保育円滑化事業の2つからなる。障がい児保育事業、障がい児保育円滑化事業の内容、補助基準額、補助対象経費は次のとおりである。

補助対象事業の種類	補助の対象児童	補助対象施設	補助基準額	補助対象経費
障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童(中程度の障がいを有する児童)	障がい児の保育等を担当する保育士等を加配している保育所等(障がい児2人につき1人)	1か所あたり 72,000円× 実施月数×対 象児童数	障がい児保育事業に必要な経費
障がい児保育円滑化事業	障がい児保育事業、ふれあい保育事業対象児童と同一	障がい児(障がい児保育及びふれあい保育事業対象児童)を4人以上受け入れている保育所等	1か所あたり 63,750円× 実施月数	障がい児保育円滑化事業に必要な経費

(出所:青森市特別保育事業実施要領、青森市特別保育事業費補助金交付要綱より作成)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源のみである。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和53年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	9,549	11,133	19,575	
実績	12,650	25,062	30,067	
一般財源	12,650	25,062	30,067	

##### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	30,067	青森市特別保育事業費補助金
合計	30,067	

#### 6. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項3) 事業変更申請書の提出について

障がい児保育円滑化事業において、A施設の補助金交付申請書に添付される事業計画書と、実績報告書に添付される事業実績効果報告書のそれぞれに記載される事業に要する経費の合計金額は次のとおりであり、事業実績効果報告書に記載されている金額は事業計画書に記載されている金額の約2.6倍となっていた。

	事業計画書	事業実績効果報告書	交付確定額
経費の合計金額	269,040円	704,270円	701,250円

(出所:A施設の事業計画書、事業実績効果報告書より監査人作成)



両者の経費の合計金額が大きく異なっていた要因として、事業計画書に記載されていない物品の購入が多数行われていたためである。事業を実施する上で購入する物品の細かい部分での変更はあるかもしれないが、今回のように、実際の購入金額が当初予定していた購入金額の倍以上の金額であり、しかも、事業計画書に記載されていない物品の購入が多数ある状況においては、事業内容が変更されているものと言わざるを得ない。事業内容が変更される場合は、青森市補助金等の交付に関する規則においても、以下のとおり事業変更申請書を提出する旨が定められており、今回の場合においても、市は補助先に事業変更申請書を提出するように指導すべきである。

(事業内容の変更申請等)

第七条 補助金等の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、事業変更(廃止)申請書(様式第四号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 一 災害その他補助金等の交付の決定した後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 二 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行することができない場合
- 三 その他補助事業者において事業内容を変更又は廃止しようとする場合

(出所:青森市補助金等の交付に関する規則)

#### (意見 10) 特別児童扶養手当等の支給対象児の確認について

障がい児保育事業の対象児童の要件として、特別児童扶養手当の支給対象児であることが特別保育事業実施要領に定められている。施設が提出する障がい児保育事業申請書に添付される書類を閲覧したところ、特別児童扶養手当証書の写しが提出されているが、その写しは申請書提出時において有効期限が切れたものがあつた。有効期限が切れている場合は、所管課において特別児童扶養手当の受給状況を確認できる福祉総合システムの照会画面により特別児童扶養手当等の支給対象児であることを確認するが、その確認した事実について、関連書類にメモ等の記載はなかった。有効期限が切れた特別児童扶養手当証書の写しでは、特別児童扶養手当等の支給対象児であるか否かは確認することはできず、一義的には、施設に有効期限内の特別児童扶養手当証書の写しを改めて提出させるべきであろう。代替的に福祉総合システムの照会画面の確認により特別児童扶養手当の支給対象児であることの確認を済ませるのであれば、その照会画面の画面ハードコピーを関連書類と一緒に保存する、若しくは、照会画面により確認したことをメモ書きするといった対応が必要であろう。

## No.8 ふれあい保育事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

特定教育・保育施設が軽度の障がい児を受け入れ、健全児とともに集団教育・保育をすることにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

##### (2) 事業の内容

当事業は、青森市特別保育事業における特別保育事業の1つである。軽度の障がい児の特性等を考慮した保育を行うための受け入れ体制整備に係る経費として、保育所等に補助金を交付するものである。補助の対象児童、補助対象施設、補助基準額、補助対象経費は次のとおりである。

補助の対象児童	補助対象施設	補助基準額	補助対象経費
身体障害者手帳等の交付を受けた児童、又は、児童相談所に同程度の障がい有すると判定された児童。	障がい児の保育等を担当する保育士等を加配(障がい児3人に対し1人)している保育所等	1か所あたり 48,000円×実 施月数×対象 児童数	ふれあい保育 事業に必要な 経費

(出所:青森市特別保育事業実施要領、青森市特別保育事業費補助金交付要綱より作成)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源のみである。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成10年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	12,048	11,520	11,520	
実績	11,952	10,896	18,576	
一般財源	11,952	10,896	18,576	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	18,576	青森市特別保育事業費補助金
合計	18,576	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 4) 実績報告書の審査について

補助金額を確定するにあたり、補助金交付先から実績報告書が提出される。B 施設の実績報告書を開覧したところ、各月の当事業の対象児童の状況は以下のとおりであった。

【表 B 施設の対象児童ごとの対象期間、延べ対象人数】

対象児童	対象期間	延べ対象人数 ※1
C	4 月～3 月	12 人
D	4 月～3 月	12 人
E	6 月～3 月	10 人
合計		34 人

(出所:B 施設の実績報告書より監査人作成)

※1 同一の対象児童でも対象期間 1 か月で 1 人としてカウントしている。そのため、1 年間で対象期間である場合、12 人と記載している。

延べ対象人数は 34 人にもかかわらず、実績報告書の延べ対象人数の合計欄には 35 人と記載され、誤った内容で市に実績報告書が提出されていた。市は実績報告書を審査したが、延べ対象人数を 35 人として補助金額の確定を行っていた。その結果、延べ対象人数を 1 人多くカウントして補助金額の確定を行ったため、1 人×48,000 円=48,000 円の補助金を過大

交付していることになる。補助金を過大交付した事実について、市としては補助金の返還を求める必要がある。また、対象児童 E は年度途中で追加で対象児童として承認されたものであり、対象児童 E の対象期間に注意を払って実績報告書の審査を行っていれば、過大交付を防ぐことができたかもしれない。年度途中で追加で対象児童が承認されているような場合は、通常の事案以上に注意を払って審査を行う必要がある。

## No.9 保育所等地域活動事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

核家族化の進行等により、子育て家庭が孤立し、育児不安等の様々な問題がある中、地域に開かれた社会資源として、保育所等の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、保育所等が地域の需要に応じた幅広い活動を自主的に取り組むことで、児童の福祉の向上を図るものである。

##### (2) 事業の内容

当事業は、青森市特別保育事業における特別保育事業の 1 つである。当事業では、補助対象となる活動を実施している保育所等に対し補助金を交付するものであり、補助金交付の対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園となっている。補助対象となる活動、補助基準額、補助対象経費は以下のとおりである。

補助対象となる活動	活動内容	補助基準額	補助対象経費
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。	50,000 円	保育所等地域活動事業に必要な経費
異年齢児童交流事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	50,000 円	保育所等地域活動事業に必要な経費
小学校低学年児童の受入れ	小学校低学年児童(1年生から3年生程度)を5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。	94,500 円	保育所等地域活動事業に必要な経費

(出所:青森市特別保育事業実施要領、青森市特別保育事業費補助金交付要綱)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源のみである。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 62 年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

#### 5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	7,235	6,501	6,651	
実績	6,052	6,163	6,040	
一般財源	6,052	6,163	6,040	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	6,040	青森市特別保育事業費補助金
合計	6,040	

#### 6. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項 5) 補助金に係る実績報告書の審査について

補助先から提出される実績報告書を閲覧したところ、実績報告書に添付される事業実績効果報告書に記載される補助対象経費について、内訳として材料費、飲料費、消耗品費等で千円未満が全てゼロで丸まった金額で記載されているものが多数見られた。これらの補助対象経費は特に千円単位の支出が多いというわけではないと想定されるに関わらず、多数の補助先で千円未満が丸い決算額であることには違和感がある。この点について、所管課の担当者に補助対象経費に関して領収書等の確認を行っているか確認したところ、領収書等の確認は行っていないとの回答であった。補助金の金額が少額である一方で補助金交付対象は 60 施設以上もあり、全ての施設について領収書等の確認を行うことは人的リソースを考えれば困難と推測される。しかし、領収書等の確認を一切行わなければ、補助対象経費に該当しない経費が補助対象経費に紛れ込み、その結果、補助金を過大に交付する可能性は残るであろう。物理的な作業量と人的リソースを勘案しつつ、補助金の過大交付の可能性を低減するためにも、毎年ある一定量の領収書等の確認を行い、補助先に対して領収書等の確認を行うという姿勢を示す必要がある。

## No.10 地域子育て支援センター事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て支援の拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

子育て中の親の孤独・孤立感や不安感の増大に対応するため、子ども支援センター（青森市直営）及び市内 6 か所（私立保育所）に子育て親子の交流や子育てに関する相談、情報提供などの子育て家庭に対する支援を行う場所を設置する。なお、市内 6 か所の子育て支援センターの運営について私立保育園と委託契約を締結している。

本業務の実施に当たっては、児童の育児・保育に関して相当の知識経験を有する保育士等を確保し、かつ次の①から⑤までのすべての事業を行うなど、この事業を実施するうえで十分な体制が整備されていることが求められる。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ⑤ 地域支援活動の実施

本事業は、子育て親子の利便性の向上のため市内を 6 地区に分け、地区ごとに地域子育て支援センターを設置する必要があり、本市においてこれらの条件を満たし、本業務の実施が可能な者は社会福祉法人和幸会他 5 者のみであることから、青森市入札参加業者等指名要綱第 4 条ただし書の規定及び青森市登録外業者選定要領の規定に基づき、登録外業者を選定するとともに、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと認め、随意契約の方法により各者と契約を締結しており、青森市財務規則第 123 条ただし書の規定に基づき、各地区 1 者から見積書を徴取している。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は国庫支出金、県支出金及び一般財源である。

### 3. 事業実施期間

当事業は平成 6 年度より継続的に実施されている。

### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

### 5. 事業費の予算と実績額

#### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	50,378	50,655	51,417	
実績	50,345	50,251	51,925	
国庫支出金	19,406	19,906	17,308	
県支出金	22,052	19,906	17,308	
一般財源	8,887	10,439	17,309	

#### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	196	
役務費	211	
委託料	50,946	地域子育て支援センター運営委託費 @8,491 千円×6ヶ所
備品購入費	572	
合計	51,925	

### 6. 監査の結果及び意見

#### (指摘事項 6) 委託料の積算方法について

本事業は、平成 26 年度の包括外部監査報告書において監査対象となっていた。それによると、委託金額の決定について、当時の青森市は国の交付金算定の基準点数表を参考に計算されて



いたため、委託料の積算方法について指摘し、これに市が対応している。以下、青森市のホームページより引用する。

**【平成 26 年度 監査結果および対応策】**

**(1) 監査人による指摘事項(委託料の積算方法について)**

委託料の積算は、人件費等の事業費とすべきである。本業務の実施には、地域ごとの受け入れ体制に差異が生じないよう、利用者をいつでも受け入れる体制を整える必要があるため、委託料については「本市が定める額」とし、6 者同額としている。実施に係る経費のほとんどが人件費であることから、人件費等の事業費での積算が可能であり、交付金を参考とするのは適正でない。

**(2) 市の対応策(個別改善)**

平成 27 年度から、委託料について人件費等の事業費を基に積算するよう改善しました。

(出所:青森市ホームページ)

今回、担当課による積算資料を確認したところ、平成 29 年度は確認できたが、平成 30 年度及び令和元年度についての積算資料を確認することはできなかった。市の対応は、不完全である。

**(指摘事項 7) 委託料の見積書徴取等について**

本事業については、上記の委託料金額の積算方法に関しての指摘事項だけではなく、委託料の見積徴取等についても平成 26 年度監査人は意見を述べており、市もこれに対応している。以下、青森市のホームページから引用する。

**【平成 26 年度 監査結果および対応策】**

**(1) 監査人による意見(委託料の見積書徴取等について)**

本業務の実績調書によれば、委託先によって利用人数が大きく異なる。このような現状で委託料が同額であれば、利用人数が多い委託先の負担が増加し、公平であるべき市民サービスへの影響も考えられる。それぞれの委託先から見積書を徴取するなどして、実際に見合う委託料を検討すべきである。

**(2) 市の対応策(個別改善)**

今回の意見を受け、平成 27 年度は、全ての相手方から見積書を徴取し、実態に見合う金額で契約するよう改善しました。

(出所:青森市ホームページ)

令和元年度においては、すべての委託先から見積書を入手していることが確認できた。しかしながら、見積の総額が記載されている 1 枚だけの見積書であり、何らの明細も記載されていないもの

であった。従って、これだけでは「実態に見合う金額」と言い切れない。また、6 者とも見積金額は **8,491** 千円で同額であり、この金額は国から通知されている子ども・子育て支援交付金と同額であったことから「実態に見合う金額」と言い切れない。

当時の包括外部監査人の意図は、仮に交付金対象事業であったとしても施設ごとに利用者数も異なるのでコスト構造も異なることが予想されるため、施設一律の委託料にこだわることなく、施設ごとの実情を反映させた委託料こそが公平な市民サービスを提供できるのではないかと、そのためにも施設ごとに見積明細を入手し、実際に見合う委託料を検討すべきである、ということにある。

当時の包括外部監査人の意見に真摯に対応するのであれば、その見積額が実態に見合うものかどうかを市として検証するために、少なくとも各委託予定先から人件費や諸経費の見積明細を入手し、部署内で検討した資料があつて然るべきであるが、その形跡は確認できなかった。

見積明細がない見積額をもって「実態に見合う金額」で契約しているとする市の姿勢は、包括外部監査人の意見を正しくくみ取っていないものであり、これが市民サービスの低下につながる可能性があることを十分に認識しなければならない。それぞれの委託先から見積明細が記載された見積書を徴取し、実際に見合う委託料を検討すべきである。

## No.11 母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

母子及び父子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行うことを目的とする。

##### 【貸付資金の対象者】

- ① 母子福祉資金貸付・・・配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童
- ② 父子福祉資金貸付・・・配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童

※父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、これまでも父子家庭への支援を拡大してきたが、父子家庭に対してもニーズが高い福祉資金の貸付けができるよう、「父子福祉資金」制度を創設するなど、父子家庭への支援が拡充され、法律の名称も「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称され、平成 26 年 10 月 1 日に施行されている。

- ③ 寡婦福祉資金・・・寡婦(配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことのあるもの)

以下、寡婦福祉資金貸付事業は今回の監査対象ではないが、事業目的や制度概要は母子福祉資金貸付事業及び父子福祉資金貸付事業と重複しているため、制度概要の説明及び収納率の推移を記載することとする。また、特に記載のない限りは、母子福祉資金貸付事業、父子福祉資金貸付事業並びに寡婦福祉資金貸付事業の 3 つの事業を合わせて母子父子寡婦福祉資金事業と記載する。

##### (2) 事業の内容

##### ① 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金の計 12 種類がある。ただし、近年の貸付の実績においては、12 種類の資金の内、修学資金が多く、その他として技能習得資金、修業資金、就学支度資金、生活資金となっている。

② 保証人、連帯借主について

母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受ける場合には、原則連帯保証人を立てることが必要となる。連帯保証人は、「青森市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則」第 5 条に従い、1)一定の職業および収入を有し、かつ、独立の生計を営んでいること、2)原則として市内に一年以上引き続き居住していること、3)原則として年齢満 60 歳以下の身体の健康な者であることの 3 つの条件が課せられている。また、修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金の場合、その資金により修学し、知識技能を習得し、就職し、又は入学し、もしくは入所するものが、連帯債務を負担する連帯借主として加わらなければならない。

③ 国・県の施策との関係

本制度は、国からの借入金と県または中核市の一般会計からの繰入金によって運用されているが、青森市は平成 18 年 10 月に中核市に移行しており、同時に青森県から事務権限の移譲を受け事業を開始している。

④ その他の概要

債権の種類	私債権
時効期間	10 年(自治法第 236 条第 1 項、民法第 167 条)
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則</li> <li>・青森市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則</li> <li>・青森市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領</li> </ul>

⑤ 収納率等の推移

過去 3 年間の収納状況は次表のとおりである。

(単位:千円)

年度	区分		調定額	収納済額	収入未済額	収納率	
H29 年度	現年	母子	元金	85,440	75,947	9,493	88.89%
			利子	0	0	0	-
			計	85,440	75,947	9,493	88.89%
		父子	元金	0	0	0	-
			利子	0	0	0	-
			計	0	0	0	-

		寡婦	元金	4,279	4,041	238	94.43%
			利子	0	0	0	-
			計	4,279	4,041	238	94.43%
		現年計		89,719	79,988	9,731	89.15%
	滞納	母子	元金	62,651	7,762	54,888	12.39%
			利子	3	0	3	0.0%
			計	62,654	7,762	54,891	12.39%
		父子	元金	0	0	0	-
			利子	0	0	0	-
			計	0	0	0	-
		寡婦	元金	1,274	2	1,272	0.16%
			利子	0	0	0	-
			計	1,274	2	1,272	0.16%
滞納計		63,929	7,764	56,164	12.15%		
年度計		<b>153,648</b>	<b>87,753</b>	<b>65,895</b>	<b>57.11%</b>		
年度	区分		調定額	収納済額	収入未済額	収納率	
H30 年度	現年	母子	元金	84,605	76,170	8,435	90.03%
			利子	0	0	0	-
			計	84,605	76,170	8,435	90.03%
		父子	元金	342	274	68	80.15%
			利子	0	0	0	-
			計	342	274	68	80.15%
		寡婦	元金	3,514	3,227	286	91.86%
	利子		0	0	0	-	
	計		3,514	3,227	286	91.86%	
	現年計		88,462	79,672	8,789	90.06%	
	滞納	母子	元金	64,381	7,975	56,405	12.39%
			利子	3	0	2	18.09%
			計	64,384	7,976	56,408	12.39%
		父子	元金	0	0	0	-
			利子	0	0	0	-
			計	0	0	0	-
		寡婦	元金	1,511	160	1,350	10.6%
	利子		0	0	0	-	
	計		1,511	160	1,350	10.6%	
滞納計		65,895	8,136	57,759	12.35%		
年度計		<b>154,358</b>	<b>87,809</b>	<b>66,548</b>	<b>56.89%</b>		

年度	区分		調定額	収納済額	収入未済額	収納率	
R 元 年度	現年	母子	元金	70,487	62,910	7,577	89.25%
			利子	0	0	0	-
			計	70,487	62,910	7,577	89.25%
		父子	元金	1,028	756	272	73.55%
			利子	0	0	0	-
			計	1,028	756	272	73.55%
		寡婦	元金	3,339	3,071	268	91.97%
			利子	0	0	0	-
			計	3,339	3,071	268	91.97%
	現年計			74,855	66,738	8,117	89.16%
	滞納	母子	元金	64,840	7,181	57,659	11.08%
			利子	2	0	2	0.0%
			計	64,843	7,181	57,662	11.07%
		父子	元金	68	45	22	66.67%
			利子	0	0	0	-
			計	68	45	22	66.67%
		寡婦	元金	1,637	11	1,625	0.68%
			利子	0	0	0	-
			計	1,637	11	1,625	0.68%
	滞納計			66,548	7,237	59,311	10.88%
	年度計			141,404	73,976	67,428	52.32%

(出所:担当課作成資料をもとに監査人が作成)

上記表より、過去3年間において、現年分は89.15%→90.06%→89.16%と約90%前後で推移しており、滞納分は12.15%→12.35%→10.88%と10%台で推移している。なお、過去3年間においては、不納欠損の実績はない。

### (3) 債権管理体制

福祉部子育て支援課子育て家庭支援チームのうち主に職員2名償還協力員6名の人員の下、債権管理を行っている。なお、債権管理には青森市総合福祉システムを利用しており、また、平成23年6月から債権回収会社と収納業務委託契約を締結している。業務内容は、市が作成した市外在住滞納者のリストを業者に渡した上で、回収事務を行わせるものである。

## 2. 事業の形態

貸付金の負担割合は、国 2/3、市(中核市) 1/3 となっており、当事業の財源は、貸付金回収収入のほか、一般会計からの繰入金で賄っている。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 18 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

#### ① 母子福祉資金貸付事業

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	83,708	28,107	60,915	
実績	26,662	27,331	30,264	
その他財源	26,662	27,331	30,264	貸付金収入等

#### ② 父子福祉資金貸付事業

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	5,321	2,910	10,257	
実績	3,572	3,756	5,398	
その他財源	3,572	3,756	5,398	貸付金収入等

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

① 母子福祉資金貸付事業

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
貸付金	30,264	資金種別の内訳は以下のとおり。
合計	30,264	

資金種別	貸付者数	貸付金額
就学支度	10名	2,447千円
修学	43名	23,869千円
修業	4名	2,088千円
技能習得	1名	588千円
生活	3名	1,272千円
合計	61名	30,264千円

② 父子福祉貸付事業

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
貸付金	5,398	資金種別の内訳は以下のとおり。
合計	5,398	

資金種別	貸付者数	貸付金額
就学支度	2名	430千円
修学	6名	4,968千円
合計	8名	5,398千円

6. 監査の結果及び意見

(指摘事項 8) 借主、連帯借主、連帯保証人が死亡した場合の相続調査について

担当課は、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定する



ための戸籍調査等をほとんど実施していない。金銭債務は、相続により当然に各相続人に法定相続分で承継され、借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の戸籍調査等によって相続人を特定し、これらの者に対し、金銭債務を負担していることを通知し支払を請求することは、貸付金の回収の観点から重要である。

借主、連帯借主又は連帯保証人が死亡した場合、死亡した者の相続人を特定するための戸籍調査等を実施し、相続人に対して支払を請求されたい。

### (意見 11) 就学支度資金の支給範囲について

母子就学支度資金貸付及び母子修学資金貸付において以下のような事例があった。

- ① 貸付資金の種類: 母子就学支度資金 貸付金額 420 千円  
平成 30 年 12 月 28 日 母子父子寡婦福祉資金貸付申請  
平成 31 年 2 月 22 日 母子父子寡婦福祉資金貸付決定  
平成 31 年 3 月 貸付実行
- ② 貸付資金の種類: 母子修学資金 貸付金額 1,890 千円  
平成 30 年 12 月 28 日 母子父子寡婦福祉資金貸付申請  
平成 31 年 4 月 23 日 母子父子寡婦福祉資金貸付決定  
平成 31 年 4 月 貸付実行

上記案件は、借主、連帯借主及び連帯保証人とも同一であり、連帯借主である児童が高校入学に際しての貸付案件であるため、①の執行は平成 30 年度であるが、必要と認め監査対象とした。

ここで問題となるのは①の母子就学支度資金貸付の内容である。支度資金の貸付にあたっては経費申告書を審査の上、貸付額の適否を判断しなければならない(青森市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領より)が、経費申告書の内容の 1 項目に「バスケットシューズ 220,320 円」という記載があった。この内容について質問したところ、「就学予定の児童は、バスケットボール部でのスポーツ推薦予定であり、そのバスケットシューズは 1 足当り 18,360 円(消費税込み)で 3 年間分 12 足(18,360 円×12 足=220,320 円)を見積もったものである。」との回答を得た。

就学支度資金とは、就学するために必要な被服等の購入に必要な資金である。スポーツ推薦予定であるので、部活動に必要な道具も就学に必要な被服に該当すると思われるが、3 年間分ともなると、就学時ではなく、その後の購入に使用されるため、貸出時期と金銭の使用にタイムラグが生じ、必ずしも紐付きではない消費が行われる可能性がある。また、仮に学校を中退した場合等は、 unnecessary 資金を貸し付けたことになる。就学支度資金は、あくまでも就学時に必要な資金の貸付であるので、その後に必要となる資金については修学資金で対応すべきである。

## No.12 すみれ寮管理運営事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子とその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援するために設置している母子生活支援施設「青森市立すみれ寮(以下、「すみれ寮」という。)」を適切に管理し、運営することを目的とする。なお、施設の管理運営については、平成 28 年度から指定管理者制度を導入している。すみれ寮の管理運営事業費の推移は下記のとおりである。なお、決算額はすべて指定管理者への委託料である。(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	36,250	35,422	35,650
決算額	34,712	34,993	34,882

(出所:市資料より監査人作成)

##### (2) 施設の概要

すみれ寮の概要は下記のとおりである。(出所:市作成の施設パンフレットから抜粋)

項目	内容
所在地	青森市内(母子保護のため、詳細な住所は開示していない。)
設置根拠法令等	児童福祉法・青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例
設置趣旨	児童福祉法第 38 条に基づく母子生活支援施設として、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子とその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としている。
沿革	昭和 26 年 2 月:設置申請許可(定員 20 世帯) 昭和 26 年 6 月:開所 昭和 45 年 6 月:新築移転開所 昭和 50 年 4 月:県立青森母子寮が青森市に移管(定員 35 世帯) 平成 23 年 12 月:改築工事のため一時休止 平成 26 年 3 月:改築工事竣工 平成 26 年 5 月:供用開始 平成 28 年 4 月:指定管理者制度導入
面積	敷地面積: 3,143.40 m <sup>2</sup> 建築面積: 908.82 m <sup>2</sup> 建物面積: 1,491.25 m <sup>2</sup>
構造	壁式鉄筋コンクリート造 2 階建て
職員	施設長・母子支援員・少年指導員・嘱託医・用務員・当直員

## 2. 管理運営業務の概要

### (1) 入所世帯数の推移

すみれ寮には母子室が 20 部屋あり、そのうち 1 部屋は一時保護用であるため基本的には常時空室である。従って通常は 19 世帯分の部屋があると考えてよい。過去 3 年間の月末時点における入所世帯数は以下のとおりである。 (単位:世帯)

平成 29 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
10	11	11	10	11	11	11	10	12	12	12	13
単純平均: 11.16 世帯											
平成 30 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
15	16	16	17	18	17	18	18	17	17	17	16
単純平均: 16.83 世帯											
令和元年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
15	15	14	14	14	13	13	13	14	12	10	11
単純平均: 13.16 世帯											

(出所:青森市立すみれ寮月間利用状況報告書)

### (2) すみれ寮の管理業務に関する概要

すみれ寮の管理業務に関しては、平成 28 年度より指定管理者制度を採用しており、施設の安定的な運営のため、指定期間を平成 28 年 4 月 1 日からの 5 年間としている。その概要は以下のとおりである。

- ① 指定管理者 社会福祉法人 敬仁会
- ② 管理業務概要(青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の 2)すみれ寮の指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。
  - 一 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童(以下、これらを「母子」という。)の保護に関すること(入所及び退所に係る措置に関するものを除く。)
  - 二 母子の自立の促進のための生活支援に関すること。
  - 三 すみれ寮を退所した者に係る相談その他の援助に関すること。
  - 四 すみれ寮の維持管理に関すること。
  - 五 その他すみれ寮の業務として市長が定める業務

### 3. 監査の結果及び意見

#### (指摘事項 9) 鍵の管理について

すみれ寮に往査し、青森市立すみれ寮管理運営業務仕様書に基づき、施設の鍵の管理について鍵管理簿の確認や質問を実施したところ、昼間在駐している用務員が施設内管理のため鍵を常時 5 つ所有しているが、当該鍵の貸し出しについて鍵管理簿に記載されておらず、漏れていた。

指定管理者は、すみれ寮の施設管理者として安全管理に関する業務を行うため、鍵所持者の責任を明らかにする必要がある。すみれ寮は入所者である母子を外部からの侵入者を防ぐ目的もあり、また施設内部には 10 数世帯が入所しているという環境を鑑みると、特に厳格な管理が課せられるだろう。常に使用状況及び管理状況を把握するためにも適切に記載すべきである。

## No.13 青森市子どもの権利擁護委員運営事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

子どもの権利の侵害に対応するため、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告、要請などを行うことを目的とする。

##### (2) 事業の内容

###### ① 概要

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告、要請などを行う(青森市子どもの権利条例(以下、「条例」という。)第 17 条)。なお、任期は 3 年である。その職務は、以下 i ~ v のとおりである(条例第 18 条)。

- i 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- ii 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- iii 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- iv ii、iiiの規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
- v ivの規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

また、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を設置している(条例第 21 条)。なお、調査相談専門員は 3 名配置され、週 4 日勤務で、勤務時間は 9 時 30 分から 18 時までとなっている。

## ② 実績

過去 3 年間の実績は以下のとおりである。

### i 相談の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数(実件数)	105 件	90 件	74 件
相談件数(延べ件数)	608 件	339 件	473 件

### ii 調整活動の状況

調整活動は、子どもやその関係者から、相談や救済の申立てを受けて、救済の申立てが無くとも救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、子どもの権利擁護委員の判断で行われる(条例第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号)。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
77 件	8 件	17 件

### iii 調査活動の状況

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行う(「申立てによる調査活動」(条例第 18 条第 1 項第 2 号))。また、子どもまたはその関係者から救済の申立てが無くとも、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行う(「自己発意による調査活動」(条例第 18 条第 1 項第 3 号))。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申立てによる調査活動	0 件	0 件	0 件
自己発意による調査活動	12 回	28 回	0 回

## 2. 事業の形態

事業の財源は、一般財源であるが、一部に文部科学省による「教育支援体制整備事業費補助金」が充当されている。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 25 年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第2項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	子ども支援の充実

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	15,975	15,878	15,825	
実績	15,616	15,367	15,170	
国庫支出金	2,047	900	519	
一般財源	13,569	14,467	14,651	

##### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	13,578	子どもの権利擁護委員報酬(6,480千円)及び調査相談専門員報酬(7,098千円)
共済費	1,052	
旅費	94	
需用費	276	
役務費	170	
合計	15,170	

6. 監査の結果及び意見

(意見 12) 擁護委員の出席方法に係る工夫について

子どもの権利擁護委員の報酬は、青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成 17 年 4 月 1 日施行)に基づき、月額 180,000 円と定められている。職務については上記に記載した内容であるが、具体的な主な活動内容は、以下(1)～(3)のとおりである。

- (1) 原則として週に 1 度開催される運営会議(日程調整の上、概ね 2～3 時間程度)に参加し意見を述べること
- (2) 子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利について学び理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利に関する出前講座を実施すること
- (3) ホームページや冊子にコラムを提供すること

ここで、(1)～(3)の活動内容毎に各委員それぞれの令和元年度の状況をまとめると以下のとおりとなる。

(1) 令和元年度の会議の出席状況

内容	A氏(弁護士)	B氏(大学院教授)	C氏(臨床心理士・公認心理師)
運営会議開催回数	49 回	49 回	49 回
出席回数	41 回	35 回	49 回
出席率	83.7%	71.4%	100.0%

(2) 出前講座講師回数

	A氏(弁護士)	B氏(大学院教授)	C氏(臨床心理士・公認心理師)
講師回数	5 回	3 回	7 回

(3) 市のホームページ(子どもの権利相談センター)へのコラム掲載回数

	A氏(弁護士)	B氏(大学院教授)	C氏(臨床心理士・公認心理師)
掲載回数	1 回	3 回	4 回

子どもの権利擁護委員(以下、「擁護委員」という。)の職業はそれぞれ異なるため、日程調整が困難であることは十分理解できる。また、会議に欠席した際も資料に目を通し、次回以降に適切な



対応ができるよう準備をしているということで会議時間外にも時間を要していることも理解できるが、上記の表から 3 名の職務量を鑑みるとC氏に業務が偏っていると推察される。

特に「(1) 令和元年度の会議の出席状況」を見る限り、各擁護委員の運営会議の出席率には相当程度の開きがあることがわかる。運営会議は、寄せられた相談等の問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討する会議であり、擁護委員はそれぞれの専門的見地から助言・指示を行うこととなるため、可能な限り擁護委員 3 者が運営会議に出席することが望まれている。令和 2 年度において、コロナウィルスへの対応としてオンライン会議システム「Zoom」を導入、運営会議で利用しているとのことであった。令和 3 年度以降、コロナウィルスが落ち着いた場合であっても、「Zoom」の利用を継続する等の工夫により、運営会議に擁護委員 3 者が出席しやすい状況を構築することが望まれる。

## No.14 子どもの居場所づくり・学習応援事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行うことにより、子どもたちの生活習慣や学習習慣の定着及び社会性やコミュニケーション能力の育成を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

###### ① 支援内容

開設日時	毎週月曜日から金曜日 16:30～19:30 ただし、長期休業など、時間変更して実施することが効果的であると認められる場合には、市と受託者が協議の上変更することがある。
対象生徒	市内に在住するひとり親家庭等、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯の 中学校 1 年生から中学校 3 年生
実施場所	中心市街地
定 員	40 名
実施方法	外部委託
利用負担	無料(イベント参加による実費自己負担の場合有り)

###### ② 利用実績

事業のすべてを特定非営利活動法人プラットフォームあおもりに委託している。平成 28 年度から事業を実施しているが、当時からの実績は以下のとおりである。

平成 28 年度：17 名

平成 29 年度：23 名

平成 30 年度：21 名

令和 元年度：26 名

上記人数は登録人数である。登録はしたが、都合等により一度も参加していない者もいる。なお、令和元年度で登録済みで一度も出席できなかった生徒が 3 名いた。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、一般財源及び元気都市あおもり応援基金を充当している。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 28 年度(10 月~)からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	7,725	7,523	7,596	
実績	8,824	7,570	7,594	
国庫支出金	3,811	3,759	3,796	
一般財源	1,201	599	586	
その他	3,812	3,212	3,212	元気都市あおもり 応援基金繰入金

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	7,592	国庫支出金 1/2
償還金	2	
合計	7,594	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 13) 委託業者との随意契約について

市は令和元年度の本事業について、委託先である特定非営利活動法人プラットフォームあおもりと、競争入札ではなく随意契約を締結しているが、その理由を以下のとおりとしている。

- ・平成 28 年度に本事業を実施するにあたり、受託候補者を選定するために実施した、本事業の企画提案の公募に対して、応募のあった唯一の団体であること。
- ・企画提案書の内容やプレゼンテーション等を基に、青森市子どもの居場所づくり・学習応援業務企画提案審査委員会において、総合的に評価・審査した結果、同法人を受託候補者として選定していること。
- ・同法人と業務履行に必要な具体的協議を行った結果、同法人は本事業を円滑かつ効果的に運営できる唯一の団体であると認め、平成 28 年度の委託契約を締結して以降、これまで同法人と委託契約を締結していること。
- ・平成 28 年度からこれまでの事業実施により、事業運営に関する人材及び経験実績を有していること。

確かに、本事業は、単に勉強を教えるだけでなく、事業の目的を達成するために、子どもたちが学習も含めて自由に活動できる場所を提供し、様々な悩みを支援スタッフなどに相談できる場を提供するなど、一般の塾とは異なる面もある。しかしながら、平成 28 年度に公募を実施していることを鑑みると、当該事業は特殊なあるいは独自の技術、機器、設備等を特に必要とせず、受託仕様書に従った必要な要件を備えていれば十分目的を達成できると市が判断していたからである。事業開始から 5 年経過していることを考慮すると、外部環境も大きく変化し、対象事業の目的を達成することができる民間団体も増えていることも考えられる。再度、公募等を行うなどして、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則とすべきである。

## No.15 ファミリー・サポート・センター事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人をファミリー・サポート・センターにより組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的とするものである。

##### (2) 事業の内容

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行うサポート会員、育児の援助を受ける利用会員の2種類の会員から構成される。直近3年間の会員数の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

種別	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
利用会員	1,447	1,501	1,508
サポート会員	184	170	162
両方会員	16	18	17
合計	1,647	1,689	1,687

(出所:青森市ファミリー・サポート・センター実施状況より監査人作成)

ファミリー・サポート・センターの業務は以下のとおりである。

- ① 会員の募集、登録
- ② 相互援助活動の調整
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- ④ 会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- ⑤ アドバイザーとサブ・リーダーが定期的な情報交換を行うための連絡調整会議の開催
- ⑥ 関係機関等の連絡調整
- ⑦ 保育所(園)等との連絡システムの構築
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、ファミリー・サポート・センター設置目的の達成に必要な業務

(出所:青森市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱 第6条)

実施要綱第6条第2号の相互援助活動の内容は以下のとおりである。

- ① 保育所(園)、幼稚園、小学校その他これらに類する施設(以下「保育施設等」という。)の開始時間前及び終了後(放課後児童会終了後、学校の放課後を含む。)の子どもの預かり
- ② 保育施設等までの子どもの送迎
- ③ 冠婚葬祭や兄弟の学校行事等の際の子どもの預かり
- ④ 買い物等外出の際の子どもの預かり
- ⑤ 病児・病後児の預かり
- ⑥ 保育施設等から病気の呼出しなど、緊急度の高い保育施設等への子どもの迎え及びその後の預かり
- ⑦ 利用会員の急な残業、出張等の際の宿泊を伴う子どもの預かり
- ⑧ その他利用会員の仕事と育児の両立に関して必要な援助で、センターが認める活動

(出所:青森市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱 第14条)

ファミリー・サポート・センターを利用する会員が支払う報酬は以下のとおりである。

時間帯	基本		病児・病後児の預かり	
	1時間	30分	1時間	30分
昼間(7:00～19:00)	550円	280円	700円	350円
早朝・夜間(上記以外の時間)	650円	330円	800円	400円
宿泊(おおむね10時間程度)	6,500円		8,000円	

(出所:青森市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱)

## 2. 事業の形態

当事業は国の子ども・子育て支援交付金の対象事業であり、負担割合は国:県:市=1/3:1/3:1/3となっている。一般社団法人青森県保育連合会(以下、この項で「県保育連合会」という。)に委託により事業が行われている。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成21年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	6,183	6,079	6,218	
実績	6,123	5,927	6,177	
一般財源	2,022	1,933	2,066	
その他	4,101	3,994	4,111	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	6,119	ファミリー・サポート・センター事業委託料
償還金	58	平成 30 年度 子ども・子育て支援交付金の 国への返還金
合計	6,177	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 14) 委託料の適正性について

当事業は平成 21 年度から継続事業として行われており、事業開始当初から県保育連合会に業務委託している。1 者随意契約であり、見積書の徴取も県保育連合会のみからとなっている。事業開始から 10 年以上経過しており、直近 5 年間の委託料の推移を見ても、おおよそ 6,000 千円から 6,500 千円の範囲内にあり、大きな動きはない。ただし、事業開始当初から 1 者からしか見積書を入手していないため、この委託料の水準がそもそも高いのか、安いのかの判断もつかない。また、他の自治体では社会福祉協議会や特定非営利活動法人に委託しているケースもある。委託料の適正な水準を把握する、競争性の有無を確認する意味でも、当事業について公募を行うことについて検討の余地があるだろう。

## No.16 産休等代替職員任用事業(中核市)

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

保育所等において、職員が出産又は傷病により長期間にわたって継続する休暇を要する場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員(以下、この項で「産休等代替職員」という。)を臨時的に雇用した場合に補助金を交付するものである。

##### (2) 事業の内容

補助金交付の対象となる施設、対象職種、任用承認対象期間(産休等代替職員として市から承認されている期間)、補助対象経費、補助基準額、補助金の額は次のとおりである。

補助金交付の対象となる施設	認定こども園、新制度に移行した幼稚園、保育所、地域型保育事業所
対象職種	保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、栄養士、調理員
任用承認対象期間	・産休の場合 出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から、出産日の翌日から8週間まで ・病休の場合 傷病のため休暇を開始して30日を経過した日から、90日を経過する日まで
補助対象経費	任用承認対象期間内に産休等代替職員に支払う賃金又は給与に要する経費
補助基準額	産休等代替職員1人につき 1日当たりの単価5,390円×実勤務日数
補助金の額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額

(出所:青森市特定教育・保育施設等産休等代替職員設置費補助金交付要綱)



## 2. 事業の形態

当事業の財源は一般財源のみである。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 18 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	8,179	7,064	6,194	
実績	5,021	7,520	4,411	
一般財源	5,021	7,520	4,411	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,411	特定教育・保育施設等産休等代替職員設置 費補助金
合計	4,411	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 10) 産休等代替職員の在籍確認について

補助金交付申請の前に、保育所等の施設は産休等代替職員について、市から任用承認を得る必要がある。産休等代替職員は、産休等で休暇を要する職員(以下、この項で「産休等職員」という。)の代替として臨時的に雇用されるため、従来から継続して雇用されている職員を産休等代替職員として充てることはできない。産休等代替職員の任用承認申請書及びその添付書類、補助金

交付の際に提出される実績報告書及びその添付書類を閲覧したところ、以下に記載した事実が認められた。

ケース①	産休等職員の出産年月 平成 31 年 3 月 このケースは平成 30 年度、令和元年度と継続して補助金の交付対象となっていたため、平成 30 年度に提出された任用承認申請書に添付されていた労働条件通知書(雇用開始時に被雇用者に労働条件を通知したもの)を閲覧したところ、雇用期間の始期が平成 30 年 4 月と記載されていた。
ケース②	産休等職員の出産年月 令和元年 12 月 実績報告書に添付される出勤簿を閲覧したところ、平成 31 年 3 月末時点の有給休暇が 40 日と記載されていた。

ケース①については、産休等代替職員の雇用期間の始期から産休等職員の出産年月日までの期間が約 1 年あり、雇用開始時において、産休等代替職員として臨時的に雇用された者ではないと推測される。また、ケース②については、臨時で雇用される者に有給休暇が最初から 40 日付与されることは通常あり得ないので、平成 31 年 3 月以前から施設に雇用されていると推測される。この 2 つのケースについて、産休等代替職員の過去の勤務状況を職員調書(施設の職員の在籍状況がまとめられたもの。毎月施設において作成し、市に提出されるものである。)で確認したところ、ケース①については平成 30 年 4 月から、ケース②については平成 29 年 4 月から継続して勤務している職員であることが確認できた。以上から、この 2 つのケースの産休等代替職員は臨時的に雇用された職員ではないため、産休等代替職員に該当せず、補助金の交付対象にはならず、市は施設に 541 千円の補助金を過大に交付していたことになる。そのため、市は施設に補助金の返還を求める必要がある。また、今回のような補助金の過大交付を未然に防ぐためにも、任用承認申請の際には、市で所有している職員調書で、産休等代替職員予定者の過去の勤務状況を確認することが必要である。

## No.17 託児室運営事業

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

青森市役所駅前庁舎(以下、「駅前庁舎」という。)において一時的な託児を行う事業を実施することにより、子どもを同伴して駅前庁舎に来庁する保護者等が安心して各種届出や申請等を行うことができる環境を提供することを目的とするものである。

##### (2) 事業の内容

事業の実施内容は次のとおりである。

項目	内容
託児場所	青森市役所駅前庁舎 2 階
利用対象者	・駅前庁舎に各種届出や申請の用務がある保護者 ・駅前庁舎で実施する相談窓口用務がある保護者 ・その他市長が特に必要と認める者
託児の対象となる者	利用対象者と同伴する満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
事業利用定員	概ね 10 人
実施時間	平日 9 時から 18 時まで、土曜、日曜、祝日 9 時から 17 時まで、ただし、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休日
託児時間	1 時間以内。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
託児を行う職員	原則として 2 人の保育士を配置する。

(出所:青森市庁舎内託児事業実施要綱、青森市庁舎内託児事業委託仕様書)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、全額が一般財源で賄われている。特定非営利活動法人子育て応援隊ココネットあおもりに委託により事業が行われている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成 29 年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	1,457	5,831	5,776	
実績	1,457	5,830	5,773	
一般財源	1,457	5,830	5,773	

平成 30 年 1 月から始まった事業であるため、平成 29 年度の当初予算、実績は他の年度と比較すると少額になっている。

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	5,773	青森市庁舎内託児事業委託料
合計	5,773	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 11) 利用実績票の誤りについて

委託先は、毎日の託児の利用状況を年齢別、利用時間別に取りまとめた青森市駅前庁舎内託児業務利用実績票(以下、この項において「利用実績票」という。)を月毎に作成し、市に報告している。利用実績票を閲覧したところ、以下囲みのおりの誤りが認められた。

#### (誤謬一覧)

- ・令和元年 5 月の利用実績票について、5 月 31 日の欄が利用実績票になく、当日は利用実績が 3 名あるにもかかわらず、その利用実績が利用実績票に反映されていない。
- ・年齢別の託児合計人数と利用時間別の託児合計人数が不一致となっている日が 1 年間で 5 日認められた。その原因は年齢別の合計人数に誤りはなかったが、利用時間別の人数に記入漏れがあったためである。
- ・平成 31 年 4 月、令和元年 9 月、11 月、12 月、令和 2 年 1 月の利用実績票について、利用実績票に記載されている曜日が本来あるべき曜日とずれて記載されていた。
- ・令和 2 年 2 月の利用実績票の利用時間別データについて、10:00～11:00 の時間帯の託児利用者数の月合計欄が、託児利用者数があるにもかかわらず空欄であった。

利用時間別の人数の記入漏れといった誤りや、利用実績票に記載されている曜日そのものの誤りがある場合、曜日ごとの託児利用者数、利用時間別の託児利用者数といった定量情報を誤って把握することにつながる。その結果、事業の見直しを行う際に、見直しの判断を誤る可能性が生じる。

今回発見された誤りは目視で気付くレベルの誤りであり、所管課による利用実績票の検査が甘かったと言わざるを得ない。PDCA サイクルの Check における適切な判断のためにも、所管課の担当者は委託先が作成した利用実績票をより注意深く検査し、誤りを発見したら再提出させることにより、利用実績票に誤りがないようにすべきである。

### (意見 15) 託児開設日、利用時間の検討について

利用実績票のデータより、月毎の利用時間別の託児利用者数、月毎の土曜、日曜、祝日の託児利用者数は以下のとおりである。

【表 月毎の利用時間別の託児利用者数】

(単位:人)

利用 時間帯	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	月 平均
9:00～ 10:00	3	8	6	8	8	14	8	8	8	5	3	9	88	7.3
10:00～ 11:00	16	6	23	16	12	11	5	10	11	11	8	7	136	11.3
11:00～ 12:00	14	3	15	11	7	10	10	5	6	5	4	11	101	8.4
12:00～ 13:00	4	2	6	4	6	7	3	7	7	10	2	3	61	5.1
13:00～ 14:00	9	8	8	10	11	5	5	6	4	7	13	6	92	7.7
14:00～ 15:00	6	3	8	5	16	10	7	10	3	4	11	11	94	7.8
15:00～ 16:00	2	2	12	8	4	9	3	2	6	5	3	8	64	5.3
16:00～ 17:00	5	3	8	3	5	5	8	3	1	7	5	6	59	4.9
17:00～ 18:00	0	1	4	3	2	0	0	0	0	0	1	0	11	0.9
計	59	36	90	68	71	71	49	51	46	54	50	61	706	58.8

(出所:利用実績票データを監査人が集計)

【表 月毎の土曜、日曜、祝日の託児利用者数】

(単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	月 平均
1	2	3	6	2	1	4	0	5	0	2	4	30	2.5

(出所:利用実績票データを監査人が集計)

令和元年度の託児開設日数は **360** 日であるが、これらの表からもわかるとおり、**17:00～18:00** の時間帯は月平均の託児利用者数が **1** 人に満たない状況であり、**4月、9月～1月、3月** の同時時間帯の託児利用者数はゼロである。土曜、日曜、祝日の託児利用者数も低調である。

令和元年度はゴールデンウィークが **10** 連休であり、連休期間中を通じて託児を開設していたが、ゴールデンウィークの連休中の託児利用者数はゼロであった。この事業の目的は、子どもを同伴して駅前庁舎に来庁する保護者等が安心して各種届出や申請等を行うことができる環境を提供することであるが、このような環境を整備するためには主として人件費のコストが生じ、一方でその財源となる税金も有限である。その生じるコストと財源、実際の利用者数の状況を見極めながら絶えず事業の実施の仕方を検討する必要がある。

この事業が開始され令和元年度は **3** 年度目であり、託児利用者数の定量情報も蓄積されてきていると思われる。この蓄積された情報に基づき、生じるコスト、財源、実際の利用状況を比較衡量しながら、託児開設日、利用時間等の検討を継続的に行う必要があるだろう。

## No.18 子ども・子育て支援事業計画進行管理事務

### 【福祉部 子育て支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本方針に即して、5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられている。市は平成27年3月に令和元年度を最終年度とする「青森市子ども・子育て支援事業計画(第一期計画)」を策定しており、当事業は、計画に基づく施策の実施状況について「青森市子ども・子育て会議」において点検及び評価を実施するとともに、令和2年度から開始する第二期計画を策定することを目的としている。

##### (2) 事業の内容

#### ① 青森市子ども・子育て支援事業計画(第一期計画)の評価

子ども・子育て支援事業計画を策定する目的は、待機児童問題や子ども・子育て支援における量的な不足への対応、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の提供体制の確保等にあり、具体的には幼稚園、保育園、認定こども園等の提供量を確保することや、地域の実情に応じた「延長保育」、「放課後児童」等の様々な子育て支援施策の拡充等を目的としている。

具体的な計画策定・評価プロセスとして、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し(ニーズ調査)、ニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に係る計画策定、事業実施を行い(計画策定、実施)、ニーズの充足状況や事業の実施状況を有識者により構成される「青森市子ども・子育て会議」にて事後評価を行い(計画実績比較)、次期の計画に反映させるというPDCAサイクルの運用が想定されている。

令和元年度は青森市子ども・子育て支援事業計画(第一期計画)(以下、「第一期計画」という。)の最終年度であり、計画した19の事業の達成状況について次ページ【表 第一期計画の評価】のとおり評価がなされた。結果として、「番号3 教育・保育の量の見込み及び確保方策【3号認定子ども】」「番号16 認定こども園の普及」以外の事業については「A 達成(保育・教育ニーズの充足)」と判定されている。「番号3 教育・保育の量の見込み及び確保方策【3号認定子ども】」について、3号認定子ども(1,2歳)のニーズが2,545名に対して実際利用定員が2,322名と下回っていることから評価Bとなっているが、定員弾力化の運用により、実質的な教育・保育の供給不足には陥ってはいない状況にある。また、「番号16 認定こども園の普及」については、国が認定こども園の普及を図ることとしているため、市としても認定こども園への移行は促進しているが、目標の43施設に対し実績が33施設にとどまったことから評価Bとなっている。ただし、令和2年4月1日時点において、すべての幼稚園について認定こども園への移行が完了し、未移行園は0となった。

【表 第一期計画の評価】

評価	取組等の達成状況
「A」:達成	確保方策 ≧ これまでの取組等
「B」:概ね達成	新制度開始前の取組等 < これまでの取組等 < 確保方策
「C」:未達成	これまでの取組等 ≧ 新制度開始前の取組等

番号	事務事業名	評価
1	教育・保育の量の見込み及び確保方策【1号認定子ども】	A
2	教育・保育の量の見込み及び確保方策【2号認定子ども】	A
3	教育・保育の量の見込み及び確保方策【3号認定子ども】	B
4	利用者支援事業	A
5	時間外保育事業	A
6	放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	A
7	乳児家庭全戸訪問事業	A
8	養育支援訪問事業	A
9	地域子育て支援拠点事業	A
10	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育])	A
11	一時預かり事業(在園児対象型を除く)等	A
12	病児保育事業等	A
13	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ])	A
14	妊婦に対して健康診査を実施する事業	A
15	その他の地域子ども・子育て支援事業	A
16	認定こども園の普及	B
17	幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	A
18	質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	A
19	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携 認定こども園、幼稚園 及び保育所と小学校等との連携	A

(出所:青森市子ども・子育て支援事業計画評価票)

② 青森市子ども・子育て支援事業計画(第二期計画)の策定

平成30年度において実施した子ども・子育て支援ニーズのアンケート調査等の結果を基に、令和元年度において、令和2年度を初期とする「青森市子ども・子育て支援事業計画(第二期計画)」の策定を行った。



## 2. 事業の形態

当事業の実施主体は市であるが、教育関係者・公募による子どもの保護者等の有識者から構成される「青森市子ども・子育て会議」にて最終的な計画の評価や、計画策定の審議を行っている。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 27 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 1 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	600	2,804	651	
実績	600	2,804	651	
一般財源	600	2,804	651	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	522	子ども・子育て会議 委員報酬
旅費	49	
役務費	58	
使用料及び賃借料	22	
合計	651	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 12) 「3号認定子ども」に係る教育・保育見込み量の算出誤りについて

市は令和元年度において、令和 2 年度を初期とする「青森市子ども・子育て支援事業計画(第二期計画)(以下、「第二期計画」という。)」の策定を行っている。第二期計画の策定においては、

子ども・子育て支援ニーズのアンケート調査(以下、「ニーズ調査」という。)等の結果を基に、必要な教育・保育見込みを推計し、見込み量を充足するための事業計画を策定している。

教育・保育見込み量の算出は、国が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(以下、「手引き」という。)」に従って将来の年齢別児童数を推計し、ニーズ調査の結果を反映し算出されることとなる。今般の監査において、教育・保育見込み量の算出過程をサンプリングにて検証したところ、「3号認定子ども(満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども)」の令和2年度における量の見込みを3,627人と算出しているが、正しくは3,613人であり14人過大に算出されていた。当該誤謬の発生要因は、市がエクセルで行う将来の児童人口推計において計算式で参照した数値を誤ったことや、手引きの誤解等の複数のケアレスミスに起因するものであった。

この誤謬による計画に与える影響は極めて僅少であり(実質的に影響なし)、計画の再策定や修正等までは必要ないと評価できるものの、算出過程・算出結果に誤りがあったことは事実である。市は今一度、ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出過程を全般的に再検証することや、実効性のある検証体制を構築し、誤謬が適時に発見される体制を構築しなければならない。

#### (意見16)第二期計画概要版の推計児童数の計算式の表示について

市は、ホームページで公開している第二期計画概要版において教育・保育量の見込み算出において必要な「推計児童数 当年度のN歳人口」の算定式を、下記【計算式-現状記載】のとおりとして記載しているが、手引きに基づけば【計算式-監査人記載】として計算式を記載しなければならない。なお、市は、実際の計算においては正しい過程で算出しており結果には影響を与えないものの、読み手に誤解を与える恐れがあるため適切な記載が求められる。

##### 【計算式-現状記載】

【基準人口】	【変化率】
前年3月31日時点の男女別N歳人口	$\times \frac{\text{当年3月31日時点の男女別(N+1)歳人口}}{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}$

(出所:第二期計画概要版)

##### 【計算式-監査人記載】

【基準人口】	【変化率】
前年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口	$\times \frac{\text{前年3月31日時点の男女別N歳人口}}{\text{前々年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口}}$

## No.19 子ども医療費助成事業

### 【税務部 国保医療年金課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

長引く少子化傾向の中、次代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりをするために、子どもを持つ保護者が経済的に安心して子どもを医療機関等に受診させることができるよう、子どもにかかる医療費の助成を行っているものである。

##### (2) 事業の内容

###### ① 事業内容

当事業の内容は次のとおりである。

- i) 助成内容 保険診療の通院及び入院時の医療費自己負担分を助成する。
- ii) 対象者 0歳児から中学校3年生までの子ども。  
※保護者の所得制限あり(国民健康保険加入の0歳児のみ所得制限なし)。
- iii) 支給方法 現物支給(※県外医療機関等の受診分は償還払い)。  
※ 現物支給:医療行為を現物として支給すること。受診者は医療費(金銭)の支払いがない。  
※ 償還払い:後日申請により、助成分の払い戻しを受ける制度。受診者は一旦医療費(金銭)を立替払いする。

###### ② 令和元年度における実績

令和元年度における本事業の実績は、件数が**463,964**件(平成30年度:476,080件)であり、助成額は**879,747,941**円(平成30年度:863,705,818円)であった。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源、子ども高額療養費及び県支出金(宝くじ交付金)である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和47年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第1項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	切れ目のない子育て支援

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	913,841	916,722	913,523	
実績	902,901	895,129	910,199	
一般財源	699,709	682,561	652,907	
その他	203,192	212,568	257,292	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,272	
役務費	28,488	診療報酬審査支払手数料
委託料	691	
扶助費	879,748	子ども医療費助成費
合計	910,199	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 17) 0 歳児の所得制限について

「1. 事業の概要 (2) 事業の内容」に記載したとおり、本事業においては、助成対象の保護者の所得に対して制限を設けているが、国民健康保険加入の乳児については所得制限がない(下記の「青森市国民健康保険条例 (抜粋)」を参照のこと。)

本事業が検討された昭和 40 年代当時、青森市の乳児死亡率は依然として高く、乳児の健康と保護者の福祉の増進を図る必要性は今以上に高かった。そのような事情を背景として、昭和 47 年度、非課税世帯の 0 歳児を対象に市単独による医療費助成事業として本事業が開始された。そして、翌年度、国民健康保険加入の 0 歳児のみについて「所得制限なし」の現物給付方式を採用した。この点についての考え方としては、所得が比較的安定している社会保険加入者に比べ、国民健康保険加入者の職業は農業や漁業など所得状況の面において不安定であることが多いため、このことに配慮して所得制限を設けなかったものである。

青森市国民健康保険条例（抜粋）

（乳児等に対する保険給付）

第六条 乳児、妊婦及び産婦に対し、次項及び第三項により保険給付を行う。

2 乳児が保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受けたときは、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。

3（略）

このように現状では、社会保険加入者には認められていない有利な条件が国民健康保険加入者には認められている。したがって、公平性の観点から考えるとどちらかをもう一方に合わせる措置が望まれるが、昨今の少子化対策の観点からは、財政的事情が許すならば、社会保険加入者の0歳児についても所得制限を撤廃することの方が望ましい選択といえる。

無論、前提として、市の乳児死亡率及び国民健康保険加入者と社会保険加入者の所得状況など、制度開始時の検討材料にされた要素も再度調査する必要がある。乳児死亡率については、調べるまでもなく現在の方が改善されていると思われるが、国民健康保険加入者と社会保険加入者の所得状況については、その水準や安定性の違いを勘案して検討する必要がある。

監査人が調べた限りにおいては、0歳児（もしくは0歳を含む一定の年齢幅の児童）について所得制限を設けている地方公共団体は複数見つけられたが、国民健康保険加入者のみに限定しているものは見つけられなかった。過去における市の状況も踏まえた制度ではあるが、現状に即しているといえるか検討した上で、公平な制度に改められることが望まれる。

## No.20 軽費老人ホーム事務費補助事務

### 【福祉部 高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

軽費老人ホームは、低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設である。当事業は、軽費老人ホームの運営に要する費用の一部について、国の「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知。以下、「利用料等に係る取扱指針」という。)に基づき、補助金を交付するものである。青森市においては、「青森市軽費老人ホーム運営事業補助金」という名称にて交付している。

軽費老人ホームには、設置できる場所が限られる都市型軽費老人ホームを除き 3 つの類型(ケアハウス、軽費老人ホーム A 型、軽費老人ホーム B 型)がある。このうち、B 型は自炊を前提とする施設とされている。なお、平成 20 年に発出された「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号厚生労働省老健局長通知)において、今後はケアハウスに一元化していく観点から、A 型及び B 型については既存施設のみに適用され、施設の新設や既存施設の建て替え後の適用はケアハウスのみとされている。

青森市内には 7 ヶ所の軽費老人ホームが設置されているが、このうち A 型である軽費老人ホーム和幸園を除きケアハウスである。

#### 【表 軽費老人ホームの類型】

類型	内容
ケアハウス	[対象者] 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。 [機能] 食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する。
軽費老人ホーム A 型 (経過措置)	[対象者] 高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。

	<p>[機能]</p> <p>食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する。</p>
<p>軽費老人ホーム B 型 (経過措置)</p>	<p>[対象者]</p> <p>身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。</p> <p>[機能]</p> <p>入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する。</p>

(出所:軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準より監査人作成)

【表 青森市内に設置されている軽費老人ホーム】

施設名	類型	運営事業者
軽費老人ホーム和幸園	軽費老人ホーム A 型	社会福祉法人和幸園
幸徳	ケアハウス	
幸陽	ケアハウス	
ゆうゆう	ケアハウス	社会福祉法人恵寿福祉会
リラ	ケアハウス	社会福祉法人諏訪ノ森会
鶴ヶ丘	ケアハウス	社会福祉法人敬仁会
ミッドライフケアレジデンス	ケアハウス	社会福祉法人すずかけの里

(出所:所管課提出資料より監査人作成)

## (2) 事業の内容

### ① 補助金対象経費

青森市軽費老人ホーム運営事業補助金交付要綱(以下、「軽費老人ホーム補助金交付要綱」という。)第 2 条において、本件補助金の対象となる経費は、法人等の行う施設の運営に要する費用のうち、別表に掲げる経費とされている。

【表 補助対象経費】

区分	内訳
人件費	職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、職員共済掛金
旅費	旅費交通費
事務費	福利厚生費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、渉外費、諸会費、その他事務費、雑費
事業費	利用者保健衛生費
施設整備等による支出	車両運搬具取得支出、器具及び備品取得支出
財務活動による支出	人件費引当金、修繕費引当金、備品購入費引当金

注 1 内訳欄の経費については、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号「社会福祉法人会計基準の制定について(厚生省老人保健福祉局長通知)」別表 1(資金収支計算書勘定科目の説明)及び平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱について(厚生省老人保健福祉局通知)」別紙 2-1(収支計算書勘定科目の説明)の説明を準用する。

注 2 法人等の会計処理に応じて「引当金」を「積立金」に読み替えるものとする。

(出所:軽費老人ホーム補助金交付要綱より監査人作成)

## ② 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に係る実支出額と、施設ごとの利用料等に係る取扱指針に定める単価等に基づき算定したサービスの提供に要する費用の基準額の年間合算額(以下、「基準額」という。)とを比較し、いずれか少ない方の額から、利用者から徴収したサービスに要する費用の額を控除した額とされている。

### 【軽費老人ホーム補助金交付要綱(抜粋)】

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費に係る実支出額と、施設ごとの「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知。(以下「国の指針」という。))に定める単価等に基づき算定したサービスの提供に要する費用の基準額の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、利用者から徴収したサービスに要する費用の徴収額を控除して得た額とする。



2 利用者から徴収する月額サービスのサービスに要する費用の徴収額については、国の指針別表に定める利用者からのサービスに要する費用の徴収額が、同表に定める利用者が利用する施設のサービスの提供に要する費用の基準額を超えるときは、当該サービスの提供に要する費用の徴収額とする。

③ 令和元年度における交付実績

令和元年度における青森市軽費老人ホーム運営事業補助金の交付実績は下表のとおりである。

【表 令和元年度における青森市軽費老人ホーム運営事業補助金交付実績】

施設名	定員	利用人員	補助金交付額
軽費老人ホーム和幸園	60	60	65,465 千円
幸徳	20	20	13,358 千円
幸陽	29	29	8,487 千円
ゆうゆう	30	30	18,089 千円
リラ	15	14	13,568 千円
鶴ヶ丘	30	30	28,900 千円
ミッドライフケアレジデンス	30	30	10,466 千円
交付額合計			158,346 千円

注 利用人員は令和2年3月初日における実利用人員。

補助金交付額は千円未満を切捨てし記載しているため、各施設の補助金交付額の合計と交付額合計は合致しない。

(出所:所管課提出資料より監査人作成)

2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

3. 事業実施期間

当事業は、平成18年度からの継続事業である。

4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第4章	第2節	第1項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいをづくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	175,289	174,997	162,219	
実績	158,708	158,136	158,346	
一般財源	158,708	158,136	158,346	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	158,346	軽費老人ホーム運営事業補助金
合計	158,346	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 13) 退職給付引当資産の取扱いについて

青森市軽費老人ホーム運営事業補助金の補助対象経費は軽費老人ホーム補助金交付要綱に定められているが、このうち職員への退職給付に関しては、退職金と退職共済掛金が補助対象とされている。また、明示はされていないものの、退職給付引当資産への積立支出についても退職金に含めて補助対象経費とする運用とされており、軽費老人ホーム和幸園においては、退職給付支出 3,629,989 円と退職給付引当資産積立支出 144,000 円を合わせた 3,773,989 円が退職給付に係る補助対象経費とされている。

一方、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにおいて軽費老人ホーム和幸園を運営する社会福祉法人和幸園の財務諸表等を閲覧したところ、退職給付制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度と社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度を採用している。このうち、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、職員の退職給付債務を加入団体に代わって独立行政法人福祉医療機構が負うものであり、職員が退職した際の退職金は独立行政法人福祉医療機構から直接職員に支給される。このため、加入団体の負担は拠出した共済掛金のみとなり、毎年

の共済掛金相当額を補助対象経費とすることには合理性があるものと言える。

しかし、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度は加入団体の退職金支給原資の運用委託であり、加入団体が拠出した共済掛金は退職給付引当資産として積み立てられ(退職給付引当資産への積立支出)、職員が退職した際には、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から加入団体に運用後の退会給付金が交付される(退職給付引当資産からの取崩収入)とともに、職員に対しては加入団体から退職金が支給される(退職給付支出)。なお、退会給付金の額が加入団体の拠出累計額を上回る場合には、その分は雑収入として処理される。

このため、退職給付引当資産への積立支出と退職金の支給をともに補助対象経費とした場合、本来、加入団体の実負担は退職給付引当資産積立支出相当額であるにも関わらず、職員への退職給付支出相当額もこれに加算されることとなることから、退職金支給時においては、退職給付引当資産取崩収入と雑収入に計上された額を合わせて退職給付支出より控除し、補助対象経費とすることが合理的である。

**【参考：青森県民間社会福祉事業職員共済制度を採用した場合の数値例】**

[前提]	
○毎年、加入団体は共済掛金 10 を拠出(個人負担分は捨象)	
○10 年後に職員が退職し、加入団体に対して 105 の資金を交付 (5 は運用益相当額)	
[会計処理]	
・毎年の処理	
(借方)退職給付引当資産支出 10	(貸方)現金預金 10
・退職金支給時の処理	
(借方)現金預金 100	(貸方)退職給付引当資産取崩収入 100
(借方)現金預金 5	(貸方)雑収入 5
(借方)退職給付支出 105	(貸方)現金預金 105
[補助対象経費]	
毎年、退職給付引当資産 10 を 10 年間補助対象経費(累計 100)としながら、退職金支給時に退職給付支出 115 を補助対象経費とした場合、加入団体の実負担は 100 であるにも関わらず、累計の補助対象経費は 215 となる。	

軽費老人ホーム和幸園においては、令和元年度の拠点別資金収支計算書において退職給付引当資産取崩収入 1,364,238 円が計上されているが補助対象経費から控除されていない。雑収入の内訳が不明であることから、当該取崩収入のみを補助対象経費から控除することとした場合、補助金額は少なくとも 1,107,458 円過大であったものと試算される。

あらためて本来交付すべき額を青森市として算定し直し、交付額が過大であった場合には返還等の対応を図るとともに、軽費老人ホーム補助金交付要綱において補助対象経費の取り扱いを明確化する必要がある。

なお、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより財務諸表等を閲覧する限り、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の青森県民間社会福祉事業職員共済制度を採用しているのは、軽費老人ホーム和幸園、幸徳及び幸陽を運営する社会福祉法人和幸園のみであり、幸徳及び幸陽においては、令和元年度に退職給付引当資産取崩収入は計上されていない。しかし、過年度においても同様の誤りが存在する可能性があることから、これについても過大交付の有無を見直すことが必要である。

【表 退職給付引当資産取崩収入を控除した場合の補助金額】 (単位:円)

区分	事務費実支出額	サービスの提供に要する基準額	本人からのサービスに要する費用徴収額	補助金額
交付確定時	77,030,200	76,773,420	11,307,600	65,465,820
控除後	75,665,962	76,773,420	11,307,600	64,358,362
			差引	1,107,458

(注 1)「控除後」は、実際の補助金交付確定時の事務費実支出額から退職給付引当資産取崩収入 1,364,238 円を控除した場合。

(注 2)補助金額は、事務費実支出額又はサービスの提供に要する費用基準額の少ない方の額から本人からのサービスに要する費用徴収額を控除した額となる。このため、交付確定時には「事務費実支出額>サービスの提供に要する費用基準額」のため、サービスの提供に要する費用基準額から本人からのサービスに要する費用徴収額を控除した額が補助金額となるが、退職給付引当資産取崩収入控除後においては、「事務費実支出額<サービスの提供に要する費用基準額」となるため、事務費実支出額から本人からのサービスに要する費用徴収額を控除した額が補助金額となる。

#### (指摘事項 14) 施設機能強化推進費加算単価の適用誤りについて

青森市軽費老人ホーム運営事業補助金を算定するに際して利用する基準額は、利用料等に係る取扱指針においてサービスの提供に要する基本額に各種加算額等を加えた額とされており、その一つである施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和 62 年 7 月 16 日社施 90 号厚生省社会局長通知。以下、「施設機能強化推進費の取扱い」という。)に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象として加算するものである。

#### 【利用料等に係る取扱指針(抜粋)】

##### 第 1 軽費老人ホームの利用料等

##### 2. サービスの提供に要する費用

##### (3) 各種加算額等

##### カ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能強化の施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和 62 年 7 月 16 日社施 90 号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$750,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

施設機能強化推進費の取扱いにおいて加算対象事業と各々の限度額が定められており、これらを合わせた一施設当たりの加算額は、軽費老人ホームにあつては年額 75 万円以内とされている。なお、令和元年度においては 5 施設が加算対象となっており、対象事業は心身機能低下予防事業と総合防災対策強化事業である。

#### 【施設機能強化推進費の取扱い(抜粋)】

##### 別紙 施設機能強化推進費実施要綱

##### 2 事業の種類及び内容

##### (1) 種類

##### ① 社会復帰等自立促進事業

ア 施設入所者社会復帰促進事業

イ 心身機能低下防止事業

ウ 処遇困難事例研究事業

##### ② 専門機能強化事業

ア 介護機能強化事業

イ 機能回復訓練機能強化事業

ウ 技術訓練機能強化事業

③ 総合防災対策強化事業

4 加算の方法等

(1) 個々の事業の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度とすること。

(2) 一施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額 75 万円以内(ただし、2の(1)の①及び②の事業のみを行う場合は年額 50 万円以内とし、婦人保護施設の一時保護所については2の(1)の③の事業のみを対象とし年額 45 万円以内とする。)、通所・利用施設にあっては年額 45 万円以内とする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、一施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫補助の対象としないこと。

(3) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は次の算式により算定すること。(ただし、10 円未満は四捨五入)

$$\text{単価} = \text{認定額} / (\text{定員} \times 12 \text{月})$$

(注) 軽費老人ホーム A 型も同様の定めである。

【表 施設機能強化推進費の事業内容等】

区分	心身機能低下防止事業 (社会復帰等自立促進事業)	総合防災対策強化事業
事業内容・目的	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招へいし、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る。	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。
実施方法(例)	部外者招へいによる入所者との座談会、レクリエーション、一日親子等を実施する。	① 現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。 ② 地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

		③職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
加算単価	30万円以内	45万円以内

(出所:施設機能強化推進費の取扱いより監査人作成)

青森市軽費老人ホーム運営事業補助金は、一旦、想定利用人員数等に基づく交付申請額を基礎として交付額を決定し四半期ごとに交付するが、最終的には実際の利用人員数等に基づく精算を行い、交付額を確定する。このため、施設機能強化推進費においても、当初は「施設機能強化推進費加算申請書」を基礎として加算単価を算定するが、最終的には「施設機能強化推進費加算報告書」により報告される実績に基づく加算単価とすることが想定されているものと考えられる。

一方、青森市においては、これまで当初の交付決定時における加算単価のまま精算を行っており、実績に基づく加算単価に置き換えられていない。このため、令和元年度における加算対象の5施設のうち2施設においては交付決定時の単価と実績単価との間に差異が無かったが、3施設においては実績単価が交付決定時の単価を上回っており、結果として加算額が過少となっている。

過少と算定される額は交付決定時の単価と実績に基づく単価との差額に年間利用実人員を乗じた額となることから、令和元年度において、軽費老人ホーム和幸園で49,980円((700円-630円)×714人)、幸徳で22,330円((1,320円-1,250円)×319人)、幸陽で13,800円((900円-860円)×345人)程度と試算される。金額的には大きなものではないが、補助金制度の公正性を確保するためにも、あらためて本来交付すべき額を青森市として算定し直し、不足額が生じる場合には追加給付等の対応を図るとともに、今後、所定のルールに基づき適正な額を算定するよう努められたい。

また、本事業は平成18年10月の中核市移行に伴い青森県より移譲された事業であるが、当初よりこの処理を行ってきたとのことである。過年度においても同様の誤りが存在する可能性があることから、これについても不足額の有無を見直すことが必要である。

【表 施設機能強化推進費の実績単価】

1. 軽費老人ホーム和幸園(交付決定時の単価:630円)

事業名	支出額	補助対象額	合計額:A	年間定員:B	実績単価: A÷B
心身機能低下予防事業	304,660円	300,000円	504,656円	720人 (60人×12月)	700円
総合防災対策強化事業	204,656円	204,656円			

2. 幸徳(交付決定時の単価:1,250円)

事業名	支出額	補助対象額	合計額:A	年間定員:B	実績単価: A÷B
総合防災対策強化事業	317,182円	317,182円	317,182円	240人 (20人×12月)	1,320円

3. 幸陽(交付決定時の単価:860円)

事業名	支出額	補助対象額	合計額:A	年間定員:B	実績単価: A÷B
総合防災対策強化事業	312,420円	312,420円	312,420円	348人 (29人×12月)	900円



## **No.21 総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業**

### **【福祉部 高齢者支援課】**

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

青森市においては、平成 18 年 4 月の地域支援事業の創設を受け、市内に 11 の日常生活圏域を設定し、それぞれに地域包括支援センターを設置している。地域包括支援センターは、包括的支援事業を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の向上を包括的に支援することを目的に運営されている。

総合相談事業、権利擁護事業及び包括的・継続的ケアマネジメント事業はいずれも地域包括支援センターにおいて実施する事業である。

##### (2) 事業の概要

###### ① 総合相談事業

地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じるため、地域におけるネットワークの構築に努め、地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローを行う事業である。

###### ② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との間の連携を支援する事業である。

###### ③ 権利擁護事業

地域包括支援センターを高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点とし、成年後見制度の活用や虐待の防止・早期発見に努める事業である。

##### (3) 事業の内容

###### ① 地域包括支援センター運營業務委託の受託者

設置されている 11 ヶ所の地域包括支援センターは平成 18 年 4 月の設置当初より業務委託されており、令和元年度における各地域包括支援センターの受託者及び委託料は次表のとおりである。

【表 地域包括支援センターの受託者及び委託料】

(単位:円)

地域包括支援センター	受託者	委託料
青森市地域包括支援センターおきだて	社会福祉法人徳誠福祉会	21,088,641
青森市地域包括支援センターすずかけ	社会福祉法人すずかけの里	22,901,270
青森市中央地域包括支援センター	医療法人三良会	22,820,530
青森市東青森地域包括支援センター	社会福祉法人和幸園	24,491,863
青森市南地域包括支援センター	医療法人芙蓉会	24,562,511
青森市東部地域包括支援センター	社会福祉法人恵寿福祉会	24,441,400
青森市おおの地域包括支援センター	青森保健生活協同組合	22,992,104
青森市地域包括支援センター寿永	社会福祉法人平元会	22,770,067
青森市地域包括支援センターのぎわ	一般社団法人慈恵会	22,517,752
青森市地域包括支援センターみちのく	社会福祉法人みちのく白寿会	20,553,733
青森市地域包括支援センター浪岡	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会	22,174,604
委託料合計		251,314,475

(注) 委託料は令和元年度の実績値。

(出所:所管課提出資料より監査人作成)

## ② 地域包括支援センターにおける実施事業及び実績

地域包括支援センター運營業務委託契約において委託されている業務のうち、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び権利擁護業務に特有なものの概要は下表のとおりである。

【表 総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び権利擁護業務の概要】

総合相談支援業務	
実態把握	高齢者の心身の状況等について、高齢者への戸別訪問や家族、近隣住民、地域ネットワークの活用等により情報収集し、実態把握を行う。なお、高齢者への戸別訪問は、市が提供する65歳以上の高齢者単身世帯や、高齢者のみの世帯の個人情報等を活用して実施する。
総合相談	本人、家族、近隣の住民、地域のネットワークを通じた様々な相談を受けて、適格な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の

		情報を提供する。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には支援計画を策定する。
	地域におけるネットワーク構築	サービス提供機関や専門相談機関等の情報収集・整理を行いながら、社会資源マップやリストの作成により、活用可能な社会資源を把握し、地域に社会資源が無い場合にはその開発に努める。 作成した社会資源マップやリストは、年1回見直しする。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
	関係機関との連携体制構築の支援	包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、連携する介護支援専門員や介護サービス事業者、医療機関、町会、民生委員、ボランティアやその他関係者等の課題を把握し、関係機関に関する情報提供、関係機関への周知、意見交換等の場の設定などの方法で地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援する。また、地域における健康づくりやつどいの場、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。
	地域ケア会議の実施	医療、介護等の専門職、民生委員・児童委員など地域の多様な関係者と連携し、個別ケースの支援内容の検討、地域の課題分析等を行うことにより、高齢者及び地域の課題解決の支援、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を行う。 地域ケア個別会議、日常生活圏域ケア会議を合わせて、年12回以上の地域ケア会議を開催する。
	地域の介護支援専門員の支援	地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、居宅介護支援事業所の把握や介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する。 地域の介護支援専門員に対するケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援する。 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関の連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

権利擁護業務	
成年後見制度の活用	高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度が必要と判断され、高齢者に親族がいる場合には、親族から申立てが行われるよう支援する。また、親族がいない場合や親族があっても申立てが行われない場合には、市へ状況を報告し、市町村による申立てにつなげる。
高齢者虐待への対応	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者への訪問や関係者等への聞き取りをして状況を確認し、適切な支援を講じる。
老人福祉施設等への措置	虐待の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。
困難事例への対応	高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否する等、支援が困難な場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し対応するとともに、必要に応じ、基幹型地域包括支援センターと連携を図る。
消費者被害への対応	市の関係課や警察、消費生活センター等との連携を図り、地域住民、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に消費者被害防止について、情報提供を行う。

(注) 各業務の主なもののみを記載している。また、地域包括支援センター業務委託の業務としては、上記以外にも、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業の推進等が定められている。

(出所: 所管課提出資料より監査人作成)

各業務における過去3ヶ年の主な実績は次表のとおりである。

【表 総合相談事業における主な実績の推移】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合相談件数	10,252件	10,625件	22,604件

(注) 令和元年度から、地域包括支援センターのブランチとして位置付けられている在宅介護支援センターの相談件数も含む。

(出所: 所管課提出資料より監査人作成)

【表 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業における主な実績の推移】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域ケア会議開催回数	145 回	173 回	158 回

(注) 令和元年度後半においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止、延期している。

(出所: 所管課提出資料より監査人作成)

【表 権利擁護事業における主な実績の推移】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
権利擁護に関する相談件数	88 件	105 件	171 件

(出所: 所管課提出資料より監査人作成)

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、県支出金、介護保険料及び一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 18 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 2 節	第 1 項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいづくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 総合相談事業

#### ① 当初予算額と実績額

(単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	139,158	118,046	119,220	
実績	117,286	118,009	119,208	
国庫支出金	29,321	45,433	45,895	
県支出金	14,660	22,716	22,947	
介護保険料	58,645	27,144	27,419	
一般財源	14,660	22,716	22,947	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	55	通信運搬費
委託料	119,153	地域包括支援センター運営業務委託料(総合相談事業分)
合計	119,208	

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

①当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	81,459	82,247	82,632	
実績	81,287	82,173	82,833	
国庫支出金	20,321	31,636	31,890	
県支出金	10,160	15,818	15,945	
介護保険料	40,646	18,901	19,053	
一般財源	10,160	15,818	15,945	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	287	地域密着型サービス等運営審議会委員報酬
需用費	16	消耗品費
役務費	220	通信運搬費等
委託料	82,200	地域包括支援センター運営業務委託料(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業分)、地域包括支援センター支援システム保守点検業務委託等
備品購入費	110	パソコン等購入費
合計	82,833	

### (3) 権利擁護事業

#### ① 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	50,320	50,841	51,000	
実績	50,319	50,841	51,000	
国庫支出金	12,579	19,573	19,635	
県支出金	6,289	9,786	9,817	
介護保険料	25,162	11,696	11,731	
一般財源	6,289	9,786	9,817	

#### ② 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	51,000	地域包括支援センター運営業務委託料(権利擁護事業分)
合計	51,000	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 18) 受託者からの提出書類の明示について

地域包括支援センター委託契約書においては、受託者からの提出書類として、仕様書にて、毎月の事業実施報告を翌月の 15 日までに市へ提出することを定めているのみであるが、実際には、年度の事業計画を始めとする各種書類(下表に記載の書類)が提出されている。

実際に提出されている各種書類は受託者が委託業務を適切に遂行しているか判断する上で必要となる書類であり、それ自体には問題は無い。しかし、本来、外部の事業者に対する委託業務である以上、受託者からの提出書類については、仕様書を含む契約書において提出時期及び様式等も含めて明確に定めることが必要である。

#### 【表 受託者からの提出書類】

区分	提出書類
計画関係	①年度事業計画 ②毎月の活動計画

実績報告関係	①毎月の実績報告書(事業実施報告書) ②地域ケア会議実践報告書
収支関係	①事業収支決算報告書

(出所:所管課提出資料より監査人作成)

【地域包括支援センター運營業務委託仕様書(抜粋)】

8. 必要な手続き

- ④毎月の実績報告については、市が別途指示する事業実施報告書を翌月の 15 日までに市へ提出すること。

(意見 19)収支計画書の提出について

現在、地域包括支援センター運營業務委託に関して、受託者から収支計画書の提出は求めている。しかし、収支計画書は当該年度の事業計画を資金面で示したものであり、当該事業計画の実行可能性等を判断するために有用な情報と言える。このため、今後、年度の収支計画書についても、受託者から提出を求めることを検討されたい。

(意見 20)委託料の精算方法の明示について

平成 31 年度青森市地域包括支援センター運營業務委託契約書(以下、「地域包括支援センター委託契約書」という。)第 5 条第 2 項においては、受託者は委託料に精算残金が生じたときは、これを委託者に返納する旨が定められている。

【地域包括支援センター運營業務委託契約書(抜粋)】

(委託料の支払)

第 5 条 委託料は 4 月、7 月、10 月、1 月の四半期ごとに、4 分割して概算払いで支払うものとし、受託者は、委託料を当月の 10 日までに請求書により委託者に請求し、委託者は、当該請求があった日から 30 日以内に受託者に委託料を支払うものとする。

(略)

2 受託者は、受託期間終了後において、第 3 条第 1 項の委託料に精算残金が生じたときは、これを委託者に返納するものとする。

一方、地域包括支援センターの運営費の財源として、国から地方公共団体に地域支援事業交付金が交付されるが、その算定方法については「地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について」(老振発 1129 号第 2 号厚生労働省老健局振興課長通知。以下、「地域支援事業交付金の算定方法」という。)において、当該年度の地域包括支援センターの総支出(指定介護予防支援事業所や第 1 号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支



出)から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に係る収入分を控除した額を交付の基準(以下、「基準額」という。)とすることとされている。

青森市においては、この基準額と交付した委託料とを比較し、委託料が基準額を上回る場合に返納を求める方法で精算を行っているが、地域包括支援センター委託契約書上、仕様書も含めて精算方法を明示していない。委託料の精算方法は、業務の対価としての委託料の額に影響する重要な事項であり、仕様書等を含む契約書に明示すべきである。

なお、結果として、令和元年度において委託料が基準額を上回るものは無く、委託料の青森市への返納は生じていない。

### (意見 21) 委託契約継続の適否を要点とする審議について

地域包括支援センター運營業務委託の受託者は、平成 18 年 4 月の地域包括支援センターの新規設置にあたり、平成 17 年に実施した公募により決定された事業者である。公募時における「青森市地域包括支援センター設置・運営事業者募集要領」(平成 18 年 1 月青森市健康福祉部高齢介護保険課)においては、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間で委託期間とするとともに、応募事業者からの質問事項に対する回答においても、委託期間が終了する平成 21 年 3 月 31 日の時点において、あらためて受託者を再募集する旨の回答がなされている。

#### 【青森市地域包括支援センター設置・運営事業者募集要領(平成 18 年 1 月)(抜粋)】

##### 5. 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの(3 年間)とし、契約は単年度ごとに締結します。

#### 【応募事業者からの質問事項に対する回答(抜粋)】

質問事項 21	地域包括支援センターの業務量について
内 容	選考の結果、複数圏域を 1 箇所のセンターが受け持った場合に、センター本来の業務は、こなせないと思うがどうか。
回 答	今計画内に設置するセンターの委託期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年であることから、その時点において、センターの再募集を行うこととなります。 なお、必要に応じ圏域内の居宅介護支援事業者に新予防給付にかかるケアプラン作成業務を委託するなど、創意工夫を凝らし対応していただきたい。

実際には、その後において再募集は行われず、毎年度、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして随意契約を繰り返し、現在に至っている。この方針変更に関して、所管課によれば、平成 20 年度の青森市地域密着型サービス等運営審議会において、圏域内の周知及び社会資源との連携体制が図られつつある等の理由から、契約を継続すべき旨の審議がなされたとのことであるが、関連文書の保存期限が経過しており手続き面も含めて事実関係の確認はできなかった。

また、地域包括支援センターは、青森市が進める地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、各圏域では民生委員等の地域住民、医療・介護・福祉の関係機関等とのネットワークが構築されており、地域の高齢者等への継続的な支援を行っていることから、そのネットワークを再構築することは容易ではないこと、また、毎年、青森市地域密着型サービス等運営審議会において、地域包括支援センターの運営評価を行い、適切に運営されていると評価されていることから、現在のところは受託者を見直すことは想定していないとのことである。

#### 【地方自治法施行令(抜粋)】

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

確かに、地域包括センターの業務においては中長期的な対人間の信頼関係や各種ネットワークの構築が重要であり、財政面における効率性の面からのみで、短期的に受託者を交代させることにはデメリットが大きい点は理解できる。一方で、より効率的な業務の実施や、より効果的な実施方法の採用が可能な事業者が参入するメリットや、一定の期間を区切ることによる受託者への牽制のメリット等を犠牲にすることも確かである。

また、毎年度の実績を青森市地域密着型サービス等運営審議会にて評価されているものの、当該評価は、受託者に改善すべきところがないか、偏りがないか等を確認するとともに、昨年度までに認識された課題が改善されているか等により評価するものである。これは受託者が業務を進める上で PDCA サイクルを回して業務改善を進めるためのツールとして活用するものであり、受託者の業務実績に優劣をつけるものではない。

このため、例えば、青森市地域密着型サービス等運営審議会等において契約継続の適否を要点とする審議を行い、受託者の実績をあらためて総括し、契約継続することのメリット・デメリットを洗い出し、メリットが認められない(デメリットの方が大きい)場合には公募による選考の要否も含めて検討するといった枠組みの構築を検討されたい。

#### (指摘事項 15) 随意契約理由の見直しについて

「登録外業者との随意契約及び 1 人からの見積書を徴する理由書」には、平成 18 年の設置当初において公募を行い、地域包括支援センター運営協議会の役割を担っていた高齢者専門部会による選考の結果、現行の受託者を選出したことをもって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとしている。しかし、他の地方公共団体においては、地域包括支援センターの運営受託者を定期的に公募にて選定する団体もあることを踏まえると、15 年程度前に実施した公募の結果をもって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)として随意契約理由とすることは根拠に乏しい。

その性質又は目的が競争入札に適しない場合についてのみ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の締結が可能となる。今般の契約については、同一業者が契約を継続することのメリットが明らかに大きいという明確な評価をもって、随意契約理由とすべきである。

#### 【登録外業者との随意契約及び 1 人から見積書を徴する理由書】

地域包括支援センターの設置者については、介護保険法において市町村又は市町村から委託を受けた者と規定され、委託を受ける者についても介護保険法施行規則において在宅介護センターの設置者や医療法人、社会福祉法人等、その範囲が限定されている。また、地域包括支援センターの設置に当たっては、介護保険法施行規則において、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等必要な人員を配置することが義務付けられ、地域包括支援センター運営協議会(本市では地域密着型サービス等運営審議会)の承認を得る必要がある。これらを踏まえ、本市では、地域包括支援センター設置・運営事業者の公募を行い、平成 17 年度当時、地域包括支援センター運営協議会の役割を担っていた高齢者専門部会による厳正なる選考の結果、同者を選出したところである。

以上の理由から、青森市入札参加業者等指名要綱第 4 条ただし書の規定及び青森市登録外業者選定要領の規定に基づき、登録外業者を選定するとともに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に該当するものと認め、随意契約の方法により、同者と契約を締結するものであり、青森市財務規則第 123 条ただし書きの規定に基づき、1 人から見積書を徴することとする。

## No.22 在宅高齢者介護用品支給事業

### 【福祉部高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

2 か月毎に紙おむつを宅配で支給し、経済的な負担の軽減を図ることを目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

##### ① 支給対象者

40 歳以上の要介護 4、5 もしくは要介護 3 の常時失禁状態である在宅の者かつ市民税非課税者で、介護保険料に滞納がない者。

##### ② 支給するおむつの種類

下記のいずれかを選択する。

種類	数量
パンツ(脇止めタイプ)	月 30 枚
パンツ(履くタイプ)	月 40 枚
フラットタイプ	月 60 枚
尿取りパットのみ	月 120 枚
フラットタイプ+尿取りパット	月 30 枚+月 60 枚

##### ③ 支給実績

業者	種類	令和元年 4 月～9 月	10 月～令和 2 年 3 月
A 社	履くタイプ	@39.96 円	@40.70 円
		101,960 枚	110,960 枚
		4,074,321 円	4,516,072 円
	尿取り	@9.18 円	@9.35 円
		161,100 枚	163,500 枚
		1,478,896 円	1,528,725 円
B 社	脇止め	@40.824 円	@41.58 円
		64,410 枚	65,880 枚
		2,629,473 円	2,739,290 円
	フラット	@12.96 円	@13.2 円
		17,700 枚	18,450 枚
		229,392 円	243,540 円

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、県支出金、その他介護保険料及び一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 58 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 2 節	第 1 項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいつくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	17,978	20,338	21,406	
実績	16,213	16,293	17,480	
国庫支出金	6,224	6,272	6,729	
県支出金	3,112	3,136	3,364	
その他特定財源(※)	3,720	3,749	4,023	
一般財源	3,112	3,136	3,364	

(※)その他の特定財源は、介護保険料である。

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	40	決定通知書の発送費用
扶助費	17,440	紙おむつ代(配達料含む)
合計	17,480	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 22) おむつ等調達にかかる入札方法の見直しについて

おむつ納入業者の選定は指名競争入札によって行われている。令和元年度における入札業者、単価入札は、下表のとおりに決定した(マーカ一部分は、決定額)。

【表 令和元年度おむつ納入業者】 (単位:円)

紙おむつの種類	A 社	B 社
履くタイプ	37.00	39.00
脇止め	38.40	37.80
尿取り	8.50	10.00

また、紙おむつの種類・年度毎の指名競争入札の応札者数は、下表のとおりである。

【表 指名競争入札応札者数】

紙おむつの種類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
履くタイプ	4 者	2 者	3 者
脇止め	4 者	2 者	3 者
尿取り	4 者	2 者	2 者

当該指名競争入札において、平成 29 年度は 4 者応札があったものの、平成 30 年度及び令和元年度は 2 者～3 者の応札と応札業者数が少数となっている状況が見て取れる。より一層競争性を発揮するためにも、多数の業者が入札に参加できるような仕組みと工夫が必要ではないだろうか。応札業者が増えない理由の一つの要因として、仕様書に「配達については、契約業者自ら行うことのほか、契約業者と別の配達業者を手配して行うことも可能とする。」と記載されていることから、この条件が足かせとなっていることも想定されるので、紙おむつの契約業者と配達業者を別々に入札することや、一般競争入札の採用を検討するなど柔軟な対応を期待する。

## No.23 シルバー人材センター運営助成事業

### 【福祉部 高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

この事業は、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### (2) 事業の内容

###### ① 補助対象経費

青森市内に居住する定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保するため、高齢者に対して組織的に就業の機会を提供するなどにより、その就業を援助する事業を行おうとする公益財団法人青森市シルバー人材センター(以下、「青森シルバー人材センター」という。)が行う高年齢者就業機会確保事業(以下、「就業機会確保事業」という。)に要する経費を対象に補助金を交付するものである。この補助金の額は、19,000 千円以内であり、青森市高齢者就業機会確保事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)によれば補助対象経費は以下の表のとおりである。

また、この他、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会(以下、「全国シルバー人材センター事業協会」という。)賛助会員会費 50 千円、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会賛助会員会費 50 千円の負担金がある。

### 【表 補助対象経費】

経費区分		内容
運営費	人件費	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金等
	管理費	光熱費、公租公課、借料及び損料、雑役務費等
	事業費	旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、公租公課(自動車重量税)、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金、社会保険料、教材費、訓練委託費、雑役務費等

(出所:交付要綱)

② 事業実績

市は青森シルバー人材センターの会員の就業率により事業評価を行っており、その状況は以下の表のとおりである。なお、就業率は全ての会員数に対し、請負・委任及び派遣業務を行った会員数の割合である(請負・委任業務と派遣業務を1名の会員が行った場合は1名として計算する。)

【表 会員の就業率の推移】

(単位:%)

単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	75.0	75.0	76.0	77.0	78.0
実績値	72.1	※1 77.4	※1 80.5	72.8	74.5

(出所:担当課提出書類、青森シルバー人材センターの事業報告書から監査人が作成)

※1 平成 28 年度は比較的業務実施機会が少ない高齢会員が多く退会したこと、平成 29 年度は短期間の請負業務を受注し未就業者への就業の機会を提供したことにより、各年の就業率が増加している。

就業率が 70～80%で推移している理由について市は、以下 a.および b.と分析している。

- a. 青森シルバー人材センターの会員の中には、就業は困難だが研修会等には参加したいと引き続き会員になっている会員がいること
- b. 職種や日程、時間等が会員の希望に合わず就業に結びつかない会員がいること

このため市は、多様化する高齢者の就業ニーズを把握し、多角的な就業先の確保に努めるよう助言するとともに、就業先のニーズに対応できるよう多才な人材を確保するため、会員募集等の記事を市の広報やホームページに記載する等の支援を行っている。

なお、会員数の推移は以下のとおりである。比較のため全国、青森県の状況も記載しているが概ね微減傾向にある。

【表 会員数の推移】

(単位:人)

自治体等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全国	720,948	718,375	713,746	713,640	715,558
青森県	6,995	6,910	6,828	6,748	6,657
<b>青森市</b>	<b>1,312</b>	<b>1,250</b>	<b>1,194</b>	<b>1,214</b>	<b>1,163</b>

(出所:全国シルバー人材センター事業協会のホームページより監査人が作成)



## 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 55 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 2 節	第 1 項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいつくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	21,100	21,100	19,100	
実績	21,100	19,100	19,100	
一般財源	21,100	19,100	19,100	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金	100	全国シルバー人材センター事業協会賛助会 員会費等
補助金	19,000	青森シルバー人材センターに対する補助金
合計	19,100	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 16) 事業計画と実績報告の整合性について

補助金等交付申請書に添付されている事業計画書に関し、平成 31 年度実施計画として「就業機会確保事業」のなかに「キャリアアップに資する教育訓練(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。))第 30 条の 2 の規定に基づ

き、派遣就業会員を対象にキャリアアップに資する教育訓練等を実施する事業。)」の実施が計画されている。これに対し補助事業完了時に提出された実績報告には、当該事業を行ったことに関する記載が行われていない。市は派遣就業会員を対象にしたキャリアアップに資する教育訓練は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 2 の規定により実施が義務付けられているもので、平成 31 年度においても実施しているとしている。

記載漏れのようなのであるが、補助対象となった事業の実施状況については漏れなく報告を求める必要がある。

### (意見 23) 会員増加に向けた情報発信の取組みについて

この事業は、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、高齢者に対して組織的に就業の機会を提供するなどにより、その就業を援助する事業を行おうとする青森シルバー人材センターに補助金を交付するものである。高齢者の就業機会を確保、増加させるためには、多種多様な就業先のニーズに応えられる高齢者を確保する必要があり、そのためには会員数の増加は必須である。多種多様な能力、経験を有する会員を必要数確保することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することができる。また、会員の増加を果たし、多種多様なニーズに答えることができれば、それは青森シルバー人材センターの自主財源が増えるということでもあり、財政が厳しい中、市の補助金削減にも貢献する。

このためには、青森シルバー人材センターにおいてどのような職種に対応できるのかといった事のほか、シルバー人材センターとはどのようなものなのか、青森シルバー人材センターではどのような活動をしているのかについて、会員資格を有し得る高齢者や就業機会を提供する事業者に情報を提供することが必要である。青森シルバー人材センターもホームページにおいてこれらの情報を公開しているが記載内容については改善の余地があるように思われる。

仕事の内容の記載について、例えば、青森シルバー人材センターと公益社団法人盛岡市シルバー人材センター(以下、「盛岡シルバー人材センター」という。)ではそれぞれ以下のような記載になっている。

(青森シルバー人材センター)

技能分野: 植木剪定、植木雪囲い、大工仕事等

事務分野: 一般事務、宛名書き、毛筆筆耕等

管理分野: 建物管理、駐車場管理、屋外施設管理等

屋内・屋外作業: 草取り、草刈り、屋内・屋外清掃、除雪作業、その他軽作業等

サービス分野: 福祉・家事援助サービス等

(盛岡シルバー人材センター)

- ・一般作業:除草・草刈り、屋外清掃、屋内清掃、包装・梱包(封入、袋詰めなど)、調理作業(皿洗い、配膳など)、農作業(種まき、水やり、収穫など)、エアコン・換気扇の清掃、チラシ・ビラ配り、荷造・運搬掃除、
- ・サービス分野:家事サービス(掃除、洗濯、留守番など)、福祉サービス(身の回りの世話、話相手、介助など)、育児サービス(子守、送迎など)
- ・管理分野:建物管理(ビル、アパート・マンション管理など)、施設管理(スポーツ、遊戯施設管理など)、駐車(輪)場の管理
- ・技術分野:家庭教師、学習教室の講師、パソコン指導、翻訳・通訳(英語)、翻訳・通訳(英語以外)、自動車の運転
- ・事務分野:一般事務、経理事務、調査・集計事務、筆耕・宛名書き、パソコン入力
- ・技能分野:庭木などの剪定、障子・ふすま・網戸の張替え、大工仕事 ペンキ塗り、衣類のリフォーム、刃物とぎ、門松・しめ縄づくり
- ・折衝外交分野:販売員・店番、配達・集配、集金、営業、電気、ガスなどの検針

シルバー人材センターにおいて、どのような仕事ができるのかについては重要な情報である。会員になろうとする市民も委託を検討している委託者も、多くはこれを見てシルバー人材センターに連絡を行うのである。特にインターネットや SNS 利用を常とする世代は公開されている情報が全てであり、公表されていない仕事ができるかといった問い合わせをしてくることは多くはないであろう。

高齢者はパソコン等を所持していない方、使いこなすことが難しい方も多い。そのため、市は、これまでもホームページのみならず、広報あおもりや町(内)会・老人クラブ・寿大学等への出前講座、関係機関へのチラシ設置、イベントでのお知らせ等、幅広く周知を行っているところであり、必ずしもホームページの充実のみが必須ではないとするが、これらを駆使する世代が会員資格を持てる年齢(60歳)になってきている。また、委託者は高齢者に限られるものではない。青森シルバー人材センターの場合、どのような仕事ができるのかについては記載の充実が必要であろう。

記載方法の問題ではなく、盛岡シルバー人材センターで公開している仕事で青森シルバー人材センターでは取り扱っていない仕事があるのであれば、開拓する方向で取り組むべきものと思われる。公益社団法人福島市シルバー人材センター(以下、「福島シルバー人材センター」という。)や公益社団法人いわき市シルバー人材センターのように、業種を特定し就業希望会員を募っているケースもある。なお、青森シルバー人材センターで公開されていない仕事で他市のシルバー人材センターで公開されている仕事としては、「和洋裁、受付事務、募金、チラシ配布」(公益社団法人八戸市シルバー人材センター(以下、「八戸シルバー人材センター」という。))、「墓清掃、庭木剪

定、蜂の駆除、買い物、宿日直」(一般社団法人秋田市シルバー人材センター)、「町内会行事、イベント手伝い」(公益社団法人山形市シルバー人材センター)、「アンケート調査、寝具乾燥消毒」(福島シルバー人材センター)等がある。

青森シルバー人材センターの事業の説明は、「概要」、「目的」及び「シルバー人材センターの仕組み」が記載されているが、「シルバー人材センターの仕組み」は図が記載されているのみで解説等の記載はない。業務上の怪我等が発生した場合の対応の記載もない。東北地方の中核市のシルバー人材センターの状況を見てみると、例えば、八戸シルバー人材センターではスライド 7 頁、盛岡シルバー人材センターもスライド 16 頁で説明する等内容を充実させている。また、殆どのシルバー人材センターでは活動内容等が記載された広報誌等もホームページ上で公開している。その概要は以下の表に記載のとおりである。

【表 東北地方中核市にあるシルバー人材センターの情報提供状況】

シルバー人材センター	問合せ方法	活動内容※1	SNS 等	その他
青森	電話・FAX	—	—	
八戸	電話・FAX・メール	事務局便り 会報 ボランティア活動 自主事業 他	—	シルバー保険加入の記載あり ※2
盛岡	電話・FAX・メール	Facebook	Facebook	シルバー保険加入の記載あり ※2 登録会員が有する資格一覧あり
秋田	電話・FAX・メール	活動風景(写真)	—	Q&A(よくある問合せ)あり 受注単価の目安表あり シルバー保険加入の記載あり ※2
山形	電話・FAX・メール	PR ビデオ Facebook 会報 社会福祉活動 他	Facebook	Q&A(よくある問合せ)あり シルバー保険加入の記載あり ※2 料金の記載あり

シルバー人材センター	問合せ方法	活動内容※1	SNS 等	その他
福島	電話・FAX・メール	広報誌 社会奉仕活動 講習会 他	—	Q&A(よくある問合せ)あり シルバー保険加入の記載あり ※2 料金の記載あり
郡山	電話・FAX・メール	会報 事務協便り あんぜん便り 共助会便り	郡山 SC ブログ	シルバー保険加入の記載あり ※2 配分金収入に対する所得税の取扱いの記載あり 他の市町村からの依頼受付の記載あり
いわき	電話・FAX・メール	広報誌 ボランティア活動 会員親睦旅行 クラブ活動 他	—	目安となる価格例の記載あり

※1 活動内容をどのような形でホームページに公開しているのか、その方法である。

※2 会員が就業中に障害などを被った場合の補償を行う団体障害保険と、会員が業務遂行中に他人の身体や財物に損害を与えた場合などに補償を行う賠償責任保険

(出所:各中核市にあるシルバー人材センターのホームページより監査人が作成した。)

青森シルバー人材センターの場合、ホームページは開設されているが、メールによる問合せ、会員登録はできない。メールによる問合せができるように改善すべきものと思われる。

上述したように、青森シルバー人材センターの情報発信の在り方には改善が必要と思われる箇所がある。情報発信は、会員増にむけて重要な役割を果たすものである。市は青森シルバー人材センターに対し、情報の発信、特にその内容について改善を助言すべきものと思われる。

## No.24 老人クラブ活動育成事業(義務)(補助金)

### 【福祉部 高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

高齢者が地域社会のなかで孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動などの事業を実施する老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付する事業である。(国 1/3、市 2/3 を負担する)。

老人クラブ(単位クラブ)は、昭和 38 年 8 月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置付けられている。

#### 老人福祉法

第 13 条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション、その他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならない。

老人クラブ連合会は、市内の単位老人クラブの上部団体であり、老人クラブの育成指導等の推進、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する事業、高齢者の地域における支え合いに関する事業等を行っている。

##### (2) 事業の内容

#### ① 補助対象事業

##### a. 老人クラブ連合会への補助金

「平成 31 年度青森市老人クラブ連合会老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱」別表 1 に掲示されている老人クラブ連合会の補助対象事業は、以下のとおりである。

#### 【表 老人クラブ連合会 補助対象事業】

老人クラブ連合会	
補助対象事業	事業内容
調査研究事業	都市の実践活動等を調査研究し、本市の老人クラブの活動を促進する。
啓発広報活動事業	単位老人クラブ及びブロックにおいて顕著な活動を実践している組織を紹介し、活動の重要性などを周知・啓発する。

友愛活動事業	シルバーリーダー、傾聴ボランティアを育成する。
社会奉仕活動	全国一斉「社会奉仕の日」をコーディネートする。 作業・生産・リサイクル活動の実践。
単位老人クラブ等育成事業	単位老人クラブ及びブロック単位での活動を活性化し、市老連の組織強化を図るため会員の把握及び育成事業を実施する。
金婚夫婦顕彰事業	明るく健康な高齢社会実現の実践家として、金婚夫婦に顕彰状を贈呈する。
学習(教養講座)事業	高齢者の生きがいづくりのため、学習会、レクリエーション、芸能大会、サークル活動を実施し、相互に交流を進め、老人クラブの活性化を図る。
健康増進(健康づくり)事業	ゲートボール大会等を開催するなどし、老人クラブ会員の健康増進及び交流を図る。
その他	その他、老人クラブ連合会の目的にふさわしい事業。

b. 単位老人クラブへの補助金

「平成31年度青森市老人クラブ運営事業補助金交付要綱」別表1の補助対象事業を要約・編集して示すと以下のとおりである。

【表 単位老人クラブ補助対象事業】

単位老人クラブ	
補助対象事業	事業内容
社会奉仕活動事業	友愛訪問、清掃等奉仕活動、廃品回収等、使用済み切手・プリカ等の収集、雑巾・おむつの提供、児童の登下校時の交通安全奉仕、防犯・防災活動、地域美化運動、地域の催し物に対する実施協力
教養講座開催事業	健康教育講座、高齢者健康食講座、社会問題等教養講座、生きがい講座、交通安全教育、郷土史の研究、郷土文化等の伝承
健康増進事業	スポーツ・運動の実践

② 補助対象経費(老人クラブ連合会、単位老人クラブいずれも同一)

補助対象事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。上記経費のうち、次に掲げる経費については補助対象経費と認めない。

- ・食糧費(講師、審査員等に対する食糧費並びに社会奉仕活動事業の参加者への茶菓代及び料理教室の食材費等を除く。)
  - ・旅費(講師、審査員、老人クラブ連合会職員の県内旅費等に対するものは除く。)
  - ・単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、その他の団体等に対して補助金等として交付される経費
  - ・その他、事業の実施に係りのない経費、本人負担とすることが適当である経費
- (「青森市老人クラブ連合会老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱」、「青森市老人クラブ運営事業補助金交付要綱」から一部編集抜粋)

(3) 単位老人クラブ(クラブ数、会員数)の推移

【表 単位老人クラブ(クラブ数、会員数)】

単位老人クラブ		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
クラブ数	青森地区	179 件	177 件	167 件
	浪岡地区	24 件	23 件	21 件
	合計	203 件	200 件	188 件
会員数	青森地区	6,165 人	5,762 人	5,195 人
	浪岡地区	799 人	701 人	630 人
	合計	6,964 人	6,463 人	5,825 人

(出所:関連するデータを市に依頼し、監査人が作成)

(4) 補助金(老人クラブ連合会、単位老人クラブ)の推移

【表 補助金の推移】

(単位:円)

補助金		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
老人クラブ 連合会	青森地区	2,558,594	2,483,167	2,426,812	
	浪岡地区	790,048	779,824	780,616	
	合計	3,348,642	3,262,991	3,207,428	
単位老人ク ラブ	青森地区	8,287,680	8,206,200	7,752,240	
	浪岡地区	1,117,440	1,070,500	975,450	※1
	合計	9,405,120	9,276,700	8,727,690	



補助金合計	12,753,762	12,539,691	11,935,118	
義務分(※2)	12,203,698	12,018,254	11,467,308	
裁量分(※3)	550,064	521,437	467,810	
決算額(補助金)	12,204,000	12,019,000	11,469,000	
過大交付額(※1)	0	380	2,310	

(出所:関連するデータを市に依頼し、監査人が作成)

※1 令和2年度の定期監査において令和元年度の浪岡地区の単位老人クラブにおいて補助金を過大に交付していることが判明し、過去の補助金交付額を精査したところ、平成30年度においても過大に交付していたことが判明したため、補助金額を修正している。

※2 老人クラブ活動育成事業(義務)で、国の「老人クラブ活動等事業実施要綱」に位置付けられている。

※3 老人クラブ活動育成事業(裁量)で、老人クラブ活動育成事業(義務)以外の事業である。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金及び一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、昭和45年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第4章	第2節	第1項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいづくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	13,531	13,141	12,874	
実績	12,588	12,489	11,851	
国庫支出金	4,486	4,358	4,277	
一般財源	8,102	8,132	7,574	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	3	消耗品費
役務費	26	通信運搬費
負担金補助及び交付金	11,469	補助金
償還金利子及び割引料	353	償還金
合計	11,851	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 24) 実績報告書と領収証等との照合及び点検について(単位老人クラブ補助金)

単位老人クラブから提出される実績報告書と領収証等の照合及び点検が、現状においては行われていない。報告された実績報告書の内容を信頼して補助金を支出している現状の事務処理に関して問題が認められる。すべての単位老人クラブについて領収証等の照合及び点検を行おうとするとかなりの事務負担となることが容易に予想されるが、だからと言って領収証等との照合及び点検を行わないことは内部統制の観点からも業務処理の再考が必要である。そこで、一定のルールを決めて、事前に単位老人クラブへ領収書等を求めることもある旨のアナウンスを実施し、領収証等の照合及び点検を行うといった実効性のあるチェック体制の構築も検討すべきである。

### (意見 25) 関係帳簿の保管義務に関する規定の明確化について(単位老人クラブ補助金)

単位老人クラブが作成した実績報告書の基になった関係帳簿及び領収証等の保管年限について、申請時の作成要領には記載があるものの、「青森市老人クラブ運営事業補助金交付要綱」には規定がない。「(意見 24) 実績報告書と領収証等との照合及び点検について(単位老人クラブ補助金)」に記載したように、すべての単位老人クラブで領収証等の照合及び点検を毎年実施することは現実的ではないことから市の事後における確実な検証機会を確実に担保することを趣旨として、補助金交付要綱に明確に規定することを検討されたい。

## No.25 高齢者生きがい事業(健康農園)

### 【福祉部 高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

高齢者主体の通いの場として、高齢者に対して農作物の耕作の機会を提供することや健康講座を実施することにより、耕作の機会及び健康講座への参加者の継続的な拡大を図り、もって高齢者の介護予防に寄与することを目的とする。この目的を達成するため高齢者生きがい対策事業を実施する。

##### (2) 事業内容

「青森市高齢者生きがい対策事業実施要綱」及び「青森市高齢者生きがい対策事業委託業務仕様書」に記載されている事業内容は以下のとおりである(抜粋)。

- ① 高齢者健康農園(青森市雲谷字山吹、合子沢字山崎)において一人当たり 1 区画(10 坪)を無料で貸与し、農作物の耕作の機会の提供及び耕作指導を行う。
- ② 介護予防を目的とする体力づくり及び栄養・調理指導を行う講座を開催する。
- ③ 適切な事業運営が確保できると認める公益法人に下記業務を委託し実施する。  
高齢者健康農園については、農園センターの管理運営及び警備業務、農園センターの雪下し、耕起(3回、春、夏、秋)、薬剤散布(随時)、農作業の指導、耕作面積(1人1区画10坪、全360区画)、種子、肥料代は自己負担。健康講座については、体力トレーニング3回(原則月1回)、調理教室3回(原則月1回)。
- ④ 事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の者及びその支援のための活動に関わるもの。
- ⑤ 利用者負担として、じゃがいも及び大根を植え付ける場合は3,780円、自由に作物を植え付ける場合は2,000円を負担する。

##### (3) 委託先及び契約方法

本事業の業務は、公益財団法人青森市シルバー人材センターへの委託により実施している。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、県支出金、その他特定財源(支払基金交付金、介護保険料)及び一般財源である。

### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 53 年度からの継続事業である。

### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 2 節	第 1 項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいづくりの推進

### 5. 事業費の予算と実績額

#### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	6,350	6,313	5,687	
実績	6,349	6,313	5,687	
国庫支出金	1,587	1,578	1,421	
県支出金	793	789	710	
その他特定財源	3,176	3,157	2,846	
一般財源	793	789	710	

#### その他の特定財源の内訳

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支払基金交付金	1,714	1,704	1,535
介護保険料	1,462	1,453	1,311

#### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	5,687	高齢者生きがい対策事業委託料
合計	5,687	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 26)健康農園活動結果報告について

本事業の活動結果として、「高齢者のための健康講座に係る実績報告」として体力づくりトレーニングは年 3 回実施、調理教室も同様に年 3 回実施との報告がある。しかしながら、健康農園については実施期間や場所の報告はあるものの、活動状況が明確に報告されていない。

年度当初において、青森市シルバー人材センターは健康農園の事業計画として健康農園の割り当て、作付け時期、農薬散布時期等について作成している。この計画がどのように進行し、年度末において最終的にどのような結果になったのかについて、健康農園の活動報告として明らかにし、課題や問題点の有無を確認し、今後の事業運営に資するような措置が必要である。

## No.26 こころの縁側づくり事業

### 【福祉部 高齢者支援課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

高齢者同士、高齢者と若年者及び市民団体等との交流等が可能な場を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもっていきいきと暮らせるよう青森市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が開催する「つどいの場」を支援する事業である。

この「つどいの場」とは、地域住民が主体となり高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場のことを言い、つどいの場の役割は、元気な高齢者や要支援者等の日常的な介護予防活動の場、認知証予防や閉じこもり防止の場、住民同士の見守りや支え合いの場などである。

##### (2) 事業の内容

事業内容について、より簡単にわかり易く説明した資料として、「広報あおもり(平成 31 年(2019 年)4.1 No.336)の特集記事が参考となる。

こころの縁側づくり事業とは？	地区社会福祉協議会が中心となり、平成 21 年度 6 地区、8 か所からスタートし、平成 30 年度には市内 38 地区全ての地区社会福祉協議会で開催され、平成 31 年 1 月末現在、開催箇所は 81 か所まで広がっている。
対象者	高齢者はもちろん、地域のかたであれば、どなたでも参加できる。
活動場所	福祉館や市民館、市民センターなどで開催している。
運営方法	参加者みんなで運営する。 地区社会福祉協議会や町会役員、民生委員が中心となり、参加者が意見を出し合いながら活動内容を決めていく。
活動メニュー例	茶話会、会食、食事作り、健康体操、介護予防、講話、手芸、カラオケ、レクリエーションなど。
活動の効果	楽しさ・生きがい・社会参加 閉じこもり防止 適度な精神的刺激 健康や栄養についての意識向上 生活のメリハリ

活動内容について補足すると、つどいの場において、タオルを使った体操、手芸教室、ロコモ予防教室、茶話会、ダンス、マジックショー、立ち上がりテスト、口腔ケア講座、健康講座等を行っている。

【表 過去3過年度の「つどいの場」活動実績の推移】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催地区数	32地区	38地区	38地区
延べ参加者数	19,256人	23,614人	30,811人
開催回数	1,473回	1,875回	2,519回
1地区当たり平均開催回数	46回	49回	66回

(出所:市作成資料から抜粋)

【表 「つどいの場」 令和元年度の月別活動実績の推移】

月	参加者人数(人)	実施回数(回)	1回当たりの参加者人数(人)
4月	2,544	202	13
5月	2,752	222	12
6月	2,940	234	13
7月	3,475	270	13
8月	2,480	232	11
9月	2,857	238	12
10月	2,871	234	12
11月	2,865	232	12
12月	2,801	205	14
1月	2,370	192	12
2月	2,445	196	12
3月	411	62	7
計	30,811	2,519	12

(出所:市作成の月別活動実績資料から監査人が作成)

(注)3月が激減しているのは、新型コロナウイルス感染症による影響である。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、国庫支出金、県支出金、その他特定財源(支払基金交付金、介護保険料)及び一般財源である。事業の実施主体は、青森市社会福祉協議会が行っている。

経費の負担及び対象経費について、青森市の負担金は 4,911,256 円で事務局運営費、地区社会福祉協議会運営費、保険料を負担し、青森市社会福祉協議会は青森市が負担する以外の経費で 1,620,000 円を負担することが「平成 31 年度こころの縁側づくり事業に関する協定書」第 4 条、第 5 条において規定されている。

当初予定していた開催予定回数が見込みを上回ったことに伴い、令和 2 年 1 月 6 日付けで協定書の一部を変更する協定書を締結している。これによると、負担金について市負担分は 5,256,856 円に、青森市社会福祉協議会負担分は 2,120,000 円に改訂された。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 21 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 2 節	第 1 項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいづくりの推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	3,475	4,630	4,912	
実績	3,804	4,629	5,257	
国庫支出金	951	1,157	1,313	
県支出金	475	578	657	
その他特定財源(※)	1,903	2,316	2,630	
一般財源	475	578	657	



(※)その他の特定財源の内訳

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支払基金交付金(※1)	1,027	1,249	1,419
介護保険料(※2)	876	1,067	1,211
計	1,903	2,316	2,630

(※1) 40 歳以上 64 歳までの介護保険料で介護保険料全体の 27%を占める。

(※2) 65 歳以上の介護保険料で介護保険料全体の 23%を占める。

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	5,257	地区社会福祉協議会運営費等
合計	5,257	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 17) 事業費積算の誤りについて

負担金補助及び交付金に含まれている保険料の積算において、次のように消費税を含めて計算している。

科目	本年度予算額	摘要
役務費 保険料	695,856 円	参加者保険料(上半期)344,736 円(560 円×2.7 回×6 月×38 地区) 参加者保険料(上半期)351,120 円(560 円×2.7 回×6 月×38 地区×1.1/1.08)

保険料は、非課税取引のため消費税が含まれない。結果として、概算交付時において 6,384 円(351,120 円－344,736 円)の負担金支出が過大となっていた。市は交付後誤りに気づき、適切に精算したため結果的には負担金の過大支出とはなっていないものの、今後、同様の事案に注意を払う必要がある。

## No.27 浪岡総合保健福祉センター運営管理事務

### 【浪岡事務所 健康福祉課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

浪岡総合保健福祉センター(以下、「健康福祉センター」という。)は、高齢者、身体障害者等に各種の福祉及び保健サービスを提供するとともに、市民、市民組織等の協力による保健活動を助長することにより、総合的に市民の福祉と健康の増進を図ることを目的に設置された施設である。

健康福祉センターでは、この目的を達成するために以下の事業を行うものとされている(青森市浪岡総合保健福祉センター条例より)。

- ① 生活、身上等の相談及び指導に関すること
- ② 機能回復訓練に関すること
- ③ 教養の向上及びレクリエーションに関すること
- ④ 福祉関係団体の奉仕活動及び集会の場の供与に関すること
- ⑤ 各種の健康相談、保健指導及び健康教育に関すること
- ⑥ 在宅の高齢者、身体障害者、母子及び児童等の福祉の増進に関すること
- ⑦ その他この目的を達成するため必要な事業

また、健康福祉センターには「老人福祉センター」と「保健センター」が置かれている。ここで、「老人福祉センター」とは、老人福祉法第 20 条の 7 の規定に基づき、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。また、「保健センター」とは、地域保健法第 18 条の規定に基づき、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う施設である。

##### (2) 施設の概要

健康福祉センターの概要は次ページのとおりである。

項目	健康福祉センター		
所在地	青森市浪岡大字浪岡字稲村 274 番地		
設置根拠 条例	青森市浪岡総合保健福祉センター条例(以下、「条例」という。)		
開設日	平成 12 年 4 月 1 日		
施設の 内容	主な施設は次のとおりである。		
	区分	施設名	
	1 階	保健センター	機能回復訓練室、 栄養指導室、健康相談室
		老人福祉センター	多機能室(大広間)、浴室、 作業訓練室、談話室
		青森市社会福祉協議会 浪岡支部	事務室
		青森市地域包括支援センター 浪岡	事務室、相談室
		相談支援事業所 ほたる	事務室、相談室
		通所介護事業所 (デイサービスセンター けやき)	日常動作訓練室、浴室、 食堂
		居宅介護支援事業所	事務室
		訪問介護事業所	事務室
2 階	青森市シルバー人材センター 浪岡支所	事務室	
(出所:市のホームページ)			
開館時間 及び休館日	開場の期日及び時間は青森市浪岡総合保健福祉センター条例施行規則(以下、「施行規則」という。)により、次のように定められている。 (開館時間) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 (休館日) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ただし、市長が特に必要と認められたときは、これを変更し、臨時に休館日を設けることができる。		
使用者の 年齢	使用者の年齢は、施行規則により次のように定められている。 老人クラブ加入者にあつては年齢 60 歳以上、 未加入者にあつては年齢 65 歳以上		
使用料金	使用料は、条例により無料と定められている。		
使用の許可	条例により、健康福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと規定している。使用する場合には事前の申し込みが必要である。		

## 2. 施設の使用状況

健康福祉センターの使用状況は下表のとおりである。

【表 健康福祉センター使用者の推移】

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 ※2
老人福祉センター	9,206	9,312	9,512	9,471	8,807
保健センター	2,563	2,378	2,030	2,325	1,856
デイサービスセンター※1	8,237	8,076	7,982	8,134	8,594
地域包括支援センター ※1	798	610	664	720	847
合計	20,804	20,376	20,188	20,650	20,104

(出所:担当課提出書類)

※1 青森市社会福祉協議会浪岡支部(以下、「市社協」という。)が運営を行っている。

※2 新型コロナ対応により、3月2日から31日まで老人福祉センター及び保健センターは休館になった。

## 3. 健康福祉センターに関連する事業の概要と予算・決算の推移

市の健康福祉センターに関連する事業は、健康福祉センターの維持管理に必要な費用を支出する事業である。内容は、燃料費、光熱水費、委託料が多くを占めている。委託料の主な内容は、保守点検、清掃、樹木管理、機械警備、施設管理などである。

予算・決算の推移は以下の表のとおりである。なお、事業費の財源は市の一般財源の他、健康福祉センターに入居し活動を行っている青森市社会福祉協議会浪岡支部等からの管理費負担金、電話料、自動販売機電気料である。

【表 事業の予算・決算の推移】

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	25,695	23,366	21,391	23,305	24,114
決算	22,002	23,401	30,827	23,338	24,061

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

#### 4. 監査の結果及び意見

##### (指摘事項 18) 業務実施に係る報告書の提出漏れについて

清掃業務委託について市は A 社に委託している。清掃業務の具体的な内容については青森市浪岡総合保健福祉センター清掃業務仕様書(以下、「仕様書」という。)に定められており、その中に、ワックス清掃を指定された区域において契約期間内に 1 回行うものという定めがある。なお、仕様書において、業務内容を報告することについても定められている。ここで、この清掃を行ったことに係る報告書が A 社から市に提出されていない。市によればこの清掃を行なっていることは確認しているとのことであり、A 社の報告書提出漏れということのようである。市は業務委託の受託者に対して行った業務内容の報告を忘れずに行うよう改めて注意を促す必要があり、また、市も提出されるべき報告書が漏れなく提出されていることを確認すべきである。

##### (意見 27) 老人福祉センターの使用条件について

市は、健康福祉センターに設置されている老人福祉センター(以下、「浪岡老人福祉センター」という。)の他に、青森市総合福祉センター内にも老人福祉センター(以下、「青森老人福祉センター」という。)を設置している。ここで、それぞれの施設が使用できるのは、浪岡老人福祉センターが、老人クラブ加入者にあつては年齢 60 歳以上、未加入者にあつては年齢 65 歳以上の者とされているのに対し、青森老人福祉センターは年齢 60 歳以上という条件のみで老人クラブ加入という条件は付されていない。なお、どちらの施設も使用料金は無料であり、開館時間や施設の使用時間は異なっているものの休館日は同じである。

老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。使用を希望する者については可能な限り使用を認めることにより、住民の福祉の向上に資するべきである。浪岡老人福祉センターの使用条件について、老人クラブ加入という条件を廃止し一律に年齢 60 歳以上の使用を可能にするといった、青森老人福祉センターと同じ使用条件にする方向で検討を行うべきである。

## No.28 福祉バス運行事業

### 【浪岡事務所 健康福祉課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

地域福祉活動の推進にあたっては、多くの市民が地域の人々と積極的に知り合い、触れ合う機会を増やすことが重要であることから、福祉バスを運行し、高齢者等の社会活動を促進することを目的とする。

##### (2) 事業の内容

福祉関係者団体が福祉活動等を行うための移動手段として、市が保有する車両で、業務委託により福祉バスを運行する。青森市浪岡福祉バス利用要綱において、利用対象等が定められている。その概要は以下のとおりである。

##### ① 利用対象

福祉バスを利用することができるのは、以下の場合である。

- a.浪岡地区の福祉関係者団体が当該団体の福祉事業を行うとき
- b.浪岡地区の福祉関係者団体が当該団体の福祉活動を行うとき
- c.その他市長が特に必要と認めたとき

##### ② 運行範囲等

福祉バスの運行範囲は、浪岡庁舎を起点として行程 200km 以内であり、運行は日帰りとし運行時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(浪岡庁舎の保管場所までの移動時間を含む。)である。

##### ③ 運休日

福祉バスの運休日は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までである。

##### ④ 利用手続き

福祉バスを利用しようとする福祉関係者団体の代表者は、利用しようとする日の 10 日前までに市長に申し込みを行い、その承認を得る必要がある。また、乗車人数が 15 人に満たない場合又は福祉関係者団体が連続して 2 日以上利用することはできない。なお、乗車定員は 47 名である。

##### ⑤ 利用料金等

福祉バスの利用料は無料である。ただし、有料道路通行料金及び有料駐車場利用料金等の費用の実費は、福祉バスを利用する福祉関係者団体が負担する。

⑥ 福祉バスの利用実績

過去 5 年間の福祉バス利用実績は以下のとおりである。

【表 過去 5 年間の福祉バス利用実績】

(単位:日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用日数	188	172	140	148	138

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

平成 29 年度以降利用日数が減少しているが、運行経路を見直し、平成 29 年度から 10 コースから 8 コースとしたことにより老人福祉センターへの送迎に係る稼働日数が減ったことによる。また、令和元年度は新型コロナ対応により令和 2 年 3 月の運行が休止されている。

2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

3. 事業実施期間

当事業は、昭和 51 年度からの継続事業である。

4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 4 節	第 1 項
やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	地域福祉の充実

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	3,781	3,780	3,410	
実績	3,779	3,804	3,685	
一般財源	3,779	3,804	3,685	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	279	
役務費	13	
委託料	3,330	福祉バス運行業務委託料
公課費	63	
合計	3,685	

6. 監査の結果及び意見

**(指摘事項 19) 福祉バスの運転適格者の確認について**

市は、福祉バスの運行を A 社に業務委託している。業務委託の内容は青森市浪岡福祉バス運行業務仕様書(以下、「仕様書」という。)に記載されており、運転者については、「大型バスの運転経験 1 年以上の実績及び、契約期間中その運転に必要な免許証を有しているものとする」と規定されている。これに対して A 社からは運転者等名簿が提出されており、名簿には、氏名、大型第 1 種免許取得年月日、大型車両経験年数、備考(安全運転管理者等)が記載されているのみであり、仕様書に定める要件を満たしているかについて判断できる内容は記載されていない。即ち、大型バスの運転経験年数、必要な免許証を現在も有していることがこの記載内容からは判断できない。

市は、仕様書にて求められる要件(大型バスの運転経験経歴の確認および申請時に大型第 1 種免許を有していること)の確認を行うべきであり、必要な免許証を有していることについては運転手の免許証のコピーも入手しておくべきである。

**(指摘事項 20) 競争入札の実施時期について**

市は業務委託先を選定するにあたり、以下囲みの条件に該当する市の登録業者 16 社を対象に指名競争入札を行っている。

- |                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 業種「運搬・配布等業務」</li><li>② 部門「送迎バス運行業務」に登録を有する者</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|



この指名競争入札は平成 31 年 3 月 19 日に執行されたが、A 社のみが応札したものの予定価格を超過したため不調となった。しかし、業務委託期間が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日であり、委託業務開始の日まで再積算、再入札する時間がなく、A 社に対し予定価格以内で請負が可能か確認したところ了承を得たため、A 社と随意契約することになったものである。

入札執行から委託業務開始まで 10 日程度しかなく、再積算、再入札する時間も厳しいこともあるが、指名される業者としても仕様書に記載されている 168 日以内(浪岡地区内 118 日、地区外 50 日)の運用を行う体制を整える必要があるのであって、入札執行から委託業務開始までの期間が短いのではないかと。民間業者においては余分な人員を抱える余裕のある業者は殆どないという前提で日程を組む必要があるものであり、このような日程では前年度にこの業務を委託していた業者以外は応札できない状況になり、競争入札の意味を失わせる事態になる可能性も生じる。市は、当該契約行為全般に係る日程の組み方を再検討する必要がある。

#### (意見 28) 福祉バスの利用増加に向けた取組みについて

最近 3 年間の福祉バス利用の内訳は以下のとおりである。

【表 福祉バス利用実績】

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
稼働日数(日)	老人福祉センター送迎※2	96	96	※4 93
	高齢者世帯等食事サービス※3	11	12	11
	他事業利用※1	33	40	34
	合計	140	148	138
走行距離(km)	老人福祉センター送迎※2	3,004	3,009	2,572
	高齢者世帯等食事サービス※3	939	1,103	936
	他事業利用	2,944	3,663	3,029
	合計	6,887	7,775	6,537

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

#### ※1 他事業利用の内訳

(単位:日)

利用者名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浪岡地区保健協力員会	4	6	3
浪岡地区社会福祉協議会	3	2	—
青森市社会福祉協議会浪岡支部	1	3	2
浪岡遺族会	—	—	2
浪岡ボランティア連絡協議会	1	1	—

利用者名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浪岡民生委員児童委員協議会	3	3	3
浪岡地区老人クラブ連合会	6	5	4
単位老人クラブ	8	9	10
浪岡地区婦人会	1	1	1
浪岡母親クラブ	3	3	3
その他	3	7	6
計	33	40	34

※2 浪岡総合保健福祉センター(以下、「健康福祉センター」という。)利用者に対し、(旧)浪岡町の 37 町内を 8 地区に分け、月 1 回各地区と健康福祉センター間に送迎バスを走らせている。なお、この事業は浪岡地区の福祉関係団体が行う事業等ではなく、市自らが行う事業(その他市長が特に必要と認めたとときに該当)である。令和元年度においては、1 回当たりの平均乗車人数は 18 人、最高乗車人数 30 人、最低 4 人であった。

※3 青森市浪岡地区社会福祉協議会が月 1 回健康福祉センターで行っている高齢者世帯等食事会の送迎である。1 回当たり乗車人員 40 名で、1 日に 4 回送迎がある。

※4 新型コロナ対応により、健康福祉センターは 3 月 2 日から 31 日まで全館休館になったが、休館を知らずに福祉バスの集合場所に集まっている利用者がいないかについて確認を行うため、3 月に 5 回運行している。

福祉バスの運休日は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日のみであるのに対し、過去 3 年間ににおいては、年間利用日数は 150 日以下に留まっており、利用可能日数の半数にも満たない状況である。また、利用する団体は毎年利用するが、利用者は限定的であるということがわかる。なお、令和元年度においては、1 回当たりの平均乗車人数は 23 人、最高乗車人数 40 人、最低乗車人数 15 人であった。

この事業の目的は、多くの市民が地域の人々と積極的に知り合い、触れ合う機会を増やすことにより高齢者等の社会活動を促進することである。即ち、少しでも多くの市民が利用できることが望ましい姿であり、それには事業の周知が必要である。市は、ホームページや、障害者、高齢者等に配布している福祉ガイドブックや毎戸に配布している青森市民ガイドブックにより周知しているとする。しかし、これらによる周知はいずれも障害者福祉の記載箇所のみ記載であり、いずれも「浪岡地区にお住まいの障がいのあるかた及びその家族、高齢者、母子家庭の方々に構成される福祉関係者団体などが事業活動を行う場合に利用できます。」といった記載に留まっており、具体性に欠くものになっている。記載箇所については、高齢者福祉や社会福祉の箇所等にも記載する、また、利用履歴のない老人クラブ(浪岡地区の老人クラブ数は令和 2 年 4 月 1 日現在 25 である。)に対し利用実例を示した事業説明を行う等、工夫の余地はあるように思える。今後、事業の周知をさらに行い、利用が増えることが望まれる。

## No.29 青森市社会福祉協議会助成事業(補助金)

### 【福祉部 福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

青森市における社会福祉事業等の健全な発展およびその他の社会福祉に関する活動の活性化を推進する社会福祉法人である「青森市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)」へ補助を行うことで、青森市内の地域福祉の向上を目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

###### ① 補助金を支出する意義

市社協は、市と連携をとりながら、地域福祉活動の推進に努めているが、非営利団体であり自主財源をほとんど持っていないことから、市が補助を行っている。

###### ② 補助対象経費

「令和元年度青森市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)」では、補助対象経費を下表のとおり定めている。

【表 補助対象経費】

種目	補助対象経費
組織運営に係る経費	○人件費 ・常務理事 ・事務局職員13名 ・臨時職員1名 ○その他特に市長が必要と認めるもの ・退職金差額助成
社会福祉法第109条第1項に掲げる事業に要する経費	○地区社協育成費 ○地区社協活動推進費 ○社会福祉大会費 ○法外援護事業費

(出所:令和元年度青森市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱)

### ③ 補助金の額

交付要綱に定める補助金の額は「84,878,205 円以内」としている。当該金額は、下表のとおり、市の積算により決定されている。

#### 【補助金にかかる市の積算】 (単位:円)

科目	金額
人件費	68,448,797
退職一時金	10,129,408
地区社協育成費	3,550,000
地区社協活動推進費	1,750,000
社会福祉大会費	600,000
法外援護事業費	400,000
合計	84,878,205

(出所:担当課作成「青森市社会福祉協議会補助金予算概要」)

### 2. 事業実施期間

当事業は、昭和 39 年度からの継続事業である。

### 3. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 4 節	第 1 項
やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	地域福祉の充実

### 4. 事業費の予算と実績額

#### (1) 予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算	77,825	84,818	84,879	
実績	76,964	84,818	84,878	
一般財源	76,964	84,818	84,878	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	84,878	
合計	84,878	

5. 監査の結果及び意見

**(指摘事項 21) 支出実額に基づかない補助金の支給について**

事業完了後に市社協が市へ提出した事業完了報告書における決算支出額が実額ではなく、また、市は市社協の提出した決算支出額について交付要綱適合性にかかる詳細な審査を行わずに補助金の額を確定している状況にあった。

市社協が補助事業完了後に市へ提出する助成事業収支決算書の予算額および決算額は下表のとおりである。表を見ると、年度当初に市が市社協から提供された情報をもとに積算し補助金限度額として定めた「予算額」と、年度完了後に集計した実支出額たる「決算額」が、全ての科目で一致していることがわかる。このことは、年度当初における市が市社協から提供された情報をもとに積算した額と、市社協の実支出額が全く同額であったことを意味する。

【表 市社協作成 助成事業収支決算書(抜粋)】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差額
諸給費(人件費)	68,448,797	68,448,797	0
退職一時金	10,129,408	10,129,408	0
地区社協育成費	3,550,000	3,550,000	0
地区社協活動推進費	1,750,000	1,750,000	0
社会福祉大会費	600,000	600,000	0
法外援護事業費	400,000	400,000	0
合計	84,878,205	84,878,205	0

表中の「諸給費(人件費)」に着目する。「予算額 68,448,797 円」は、市が補助対象経費に該当する市社協 15 名分の月次給与+賞与を個別に見積ったうえで積算を行ったものだが、時間外手当の増減や時給職員の存在、賞与料率や通勤手当・住宅手当等の期中変動を考慮した場合に、実支出額たる「決算額 68,448,797 円」と一円も変わらずに一致することは通常は考えられない。この

点、今般の監査にて市社協へ問い合わせを行ったところ、「予算額」の時間外手当を 0 円として積算を行っているため、時間外手当を含むこととなる「決算額」は「予算額」を超過することが通常であることから、「決算額」として実支出額ではなく、「予算額」を記載しているとのことであった。確かに、時間外手当を考慮した場合において、市社協の説明の通りに「予算額」を下回る「決算額」となることは通常であれば考えにくいのかもしれない。しかし、人件費補助対象職員の退職や市社協の配置転換・人事異動によっては「予算額」未満の「決算額」となることも可能性としてはありうるし、なにより対価性のない寄附金等と異なり、実支出額の範囲で市が補助金を支出するという補助金制度設計を鑑みれば、決算支出額は必ず実額を記載する必要がある。人件費に限らずすべての科目について、適切に実支出額を記載するように市は指導を行わなくてはならない。

また、前述の状況があるにも関わらず、市として市社協の提出した決算支出額について交付要綱への適合性にかかる詳細な審査は行わずに、市社協が決算書に記載した「決算額」を正しい額であるとの認識に基づき補助金の額の確定を行っている。市は人件費の確認として、市社協より給与台帳を徴求し決算額との一致を確認すること、人件費以外の科目についてサンプリングで領収書を求めることや支出明細を徴求するといった実効性のある審査体制を構築する必要がある。

## No.30 民生委員児童委員活動事業

### 【福祉部 福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

民生委員\*1・児童委員\*2 活動の活動経費を負担するとともに、活動に必要な知識の習得や資質向上のための研修を実施することを目的とする。

\*1 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。

\*2 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

(出所:厚生労働省ホームページより)

##### (2) 事業の内容

###### ① 概要

民生委員は正式には「民生委員・児童委員」という。

「民生委員」は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う。

また、すべての「民生委員」は、児童福祉法により「児童委員」も兼務されることが定められており、子育ての不安などに関する相談・援助活動を行う。

市内の民生委員・児童委員は、全て青森市民生委員児童委員協議会(以下、「市民児協」という。)に所属している。

任期は3年であり無報酬であるが、別途、活動に必要な交通費や通信費等の活動費として年間59,000円(うち14,000円は民児協会費等に充てられる)が支給されている。

###### ② 配置状況

市は、民生委員法第4条及び厚生労働省からの通知等に従い、定数を定め、市内42地区に組織された地区民生委員児童委員協議会に民生委員・児童委員を配置している。過去3年間の定数、現員数、欠員数、及び充足率等は以下の表の通りである。

【表 民生委員等配置数】

(単位:名)

年度 (年度末現在)	民生委員・児童委員			主任児童委員			定数 合計 (A)	現員数 合計 (B)	欠員数 合計	充足率 (B)/(A)
	定数	現員数	欠員数	定数	現員数	欠員数				
平成 29 年度	590	559	31	68	60	8	658	619	39	94.07%
平成 30 年度	590	558	32	68	58	10	658	616	42	93.62%
令和元年度	590	562	28	68	64	4	658	626	32	95.14%

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

【参考】区域または事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表

区分	配置基準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

(出所:民生委員・児童委員の定数基準について(平成 13 年 6 月 29 日:各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)より抜粋)

青森市は、上記「2」の区分に該当し、基準を満たしている。

## 2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

## 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 31 年度からの継続事業である。



#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第4章	第4節	第1項
やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	地域福祉の充実

#### 5. 事業費の予算と実績額

##### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	51,365	52,394	55,269	
実績	50,690	51,988	54,233	
一般財源	50,690	51,988	54,233	

##### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
賃金	1,212	臨時職員1名分
共済費	205	同上
使用料及び賃借料	467	
需用費	753	
負担金	9,660	地区民生委員児童委員協議会運営負担金
補助金	2,173	青森市民生委員児童委員協議会研修事業補助金
報酬	322	民生委員推薦会委員報酬
報償費	39,323	民生委員活動費
役務費	118	
合計	54,233	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 22) 市民児協への研修事業補助金について

市は、「令和元年度青森市民生委員児童委員協議会研修事業補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に従い、市民児協に対し 2,173 千円の補助を実施している。補助対象となる経費は、交付要綱第 2 条により、市民児協が行う研修に係る事業に要する経費(食糧費を除く。)としている。

当該補助金の精算は、青森市民生委員児童委員協議会決算資料、事業費清算書、事業報告書を基に行っているが、今回、市民児協が作成した研修に係る経費の内訳を確認したところ、お茶代などを含む食糧費や直接研修に要しているか疑義のある消耗品等の購入と思われる項目があった。

#### 1. 研修費内訳のうち食糧費に関連する項目

No.	件名	場所	支出内容	金額
1	県民児協総会・単位民児協会 研修会(キャンセル料等控除後)	浅虫温泉 南部屋・海扇閣	交流会費・宿泊費 (34名)	371,024円
2	全国主任児童委員研修会(東日本)	千葉県千葉市	交流会費(1名) 日当(3日分)	7,500円 6,600円
3	民生委員・児童委員リーダー研修会	神奈川県 横浜市	交流会費(1名) 日当(4日分)	7,000円 8,800円
4	全国児童委員研究協議会	千葉県千葉市	日当(3日分)	6,600円
5	社会部会代表者会議	青森市福祉 増進センター	お茶代(50名)	6,500円
6	社会部会代表者打合せ会議	同上	昼食代(4名)	2,000円
7	地区民児協会長研修会	同上	お茶代(8名)	1,040円
8	高齢者福祉部会研修会	同上	お茶代(70名)	9,100円
9	社会部会金魚ねぶた製作会	同上	お茶・弁当代 (150名)	75,000円
10	社会部会ふくしねぶた参加	市内各所	弁当代(20名)	6,000円
11	南相馬市民児協・青森市民児協 研修交流会	青森市福祉 増進センター	お茶代(70名)	9,100円
12	社会部会研修会	アピオ青森	お茶代(75名)	9,750円
13	児童福祉部会代表者会議	青森市福祉 増進センター	お茶代(50名)	6,500円

14	高齢者福祉部会代表者会議	同上	お茶代(50名)	6,500円
15	社会部会代表者会議	同上	お茶代(50名)	6,500円
16	市民児協全体研修会	ホテル青森	弁当代(480名)	528,000円
	合計			1,073,514円

交付要綱第2条に食糧費を除くと明確に規定しているため、上記支出内容は認められない経費であり、適正に対処すべきである。

## 2. 研修費のうち研修会開催に係る直接的な費用と判断しかねる消耗品費等

No.	件名	支出内容	金額	
1	トナーカードリッジ代	消耗品費	29,160円	
2	民生委員制度百年通史購入費	書籍購入費	17,700円	
3	ラミネーター代	消耗品費	21,060円	
4	トナー代	消耗品費	14,300円	
5	コピー用紙代	消耗品費	50,875円	
6	コピー用紙、ホッチキス代	消耗品費	54,142円	
7	紙袋代	消耗品費	35,750円	
8	コピー用紙、封筒、ファイル代	消耗品費	188,745円	
9	ポータブル HDD	消耗品費	136,400円	
	合計			548,132円

上記のうち、研修会開催のために要したコピー用紙代等は補助金対象として認められるものであろう。しかしながら、例えば、No.8及びNo.9は年度末間際の令和2年3月27日に購入しており、当該年度の研修に直接要するものとはいえない可能性がある。また、No.9のポータブル HDDは7台購入していることが分かっているが、HDDは、パソコン上のデータを大量に保存するための道具であり、要綱が補助対象経費として定める「民児協会が行う研修に係る事業に要する経費」へ該当しないものと推察される。担当課は補助金の使い道について精査し、適正に対処すべきである。

なお、市は、当指摘に係る監査人からの報告書ドラフト段階での提示を受け、令和3年2月10日に支出の補助対象経費適合性を要点とする精査を市民児協事務局にて実施したとのことであった。結果として、前表に記載した支出について補助対象外経費が一部含まれている事実はあったものの、市民児協が作成している決算書内訳の「研修費」以外の項目において研修に用いたと認

められる経費があり、結果として、補助対象経費たる支出合計が令和元年度の補助金 2,173 千円を上回っていることから、補助金の過大交付はなかった旨の報告を受けている。

### (指摘事項 23) 地区民生委員児童委員協議会運営負担金の振込先について

市内に 42 ある地区民生委員児童委員協議会の活動を支援するため、各地区民児協に対し、地区割(一定額)に定数に応じた人数割りを加算した金額を活動費として振り込んでいる。しかしながら、下記 3 件について民児協名義の通帳口座ではなく、個人名義の通帳口座へ振り込みが行われていた。

振込日	地区名	金額
令和元年 6 月 12 日	後潟地区民生委員・児童委員協議会	144,358 円
令和 2 年 3 月 10 日	後潟地区民生委員・児童委員協議会	14,682 円
令和 2 年 3 月 10 日	篠田地区民生委員・児童委員協議会	22,023 円

振込先の個人は、地区の民生委員・児童委員であり、該当地区の会計担当であることは確認できたため、振り込みが即不正につながるものではないが、地区の民児協で利用するための金銭である以上、〇〇地区民生委員・児童委員協議会 会長〇〇など、任意団体の肩書を付した通帳に振り込むようにしなければならない。

## No.31 福祉増進センター運営管理事務・総合福祉センター運営管理事務・福祉増進センター福祉活動推進事業

### 【福祉部 福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

福祉増進センター(通称、しあわせプラザ)と総合福祉センターは、福祉政策課が所管する施設として一括管理されている。

福祉増進センターは、在宅福祉サービスを推進するとともに、市民に対し福祉についての関心及び理解を深める機会を提供し、もって市民の福祉の向上を図るための拠点施設として、ホームヘルパー・ボランティアの育成やボランティア情報の提供、福祉団体等への会議室の貸出しなどを行っている。

総合福祉センターは、児童、高齢者、身体障がい者等に各種の福祉サービスを提供するとともに、市民及び市民組織等の協力による福祉活動を助長することにより、総合的に市民の福祉の向上を図るため、「老人福祉センター」「身体障害者福祉センター」「児童センター」「子ども支援センター」<sup>2</sup>の 4 つの機能を一体化した複合施設である。総合福祉センターの各「センター」は以下のような役割を果たしている。

●老人福祉センター	高齢者の社会参加の場を確保するとともに、入浴施設を活用し、健康の増進や教養の向上を図るためのサービスを提供している。
●身体障害者福祉センター	障がいのある方の社会参加の場の確保、社会的自立の向上を図るためのサービスを提供している。
●児童センター	児童の健全な遊び場の確保と体力の増進を図るためのサービスを提供している。
●子ども支援センター	子育て家庭に対する育児支援などを行っている。

また、平成 25 年 5 月からは、子どもの権利相談センター(福祉部子育て支援課所管)を開設している。

福祉増進センター運営管理事務にかかる事業費の推移は下記のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	35,750 千円	36,733 千円	38,591 千円
決算額	37,702 千円	37,702 千円	37,407 千円

(出所:市資料より監査人作成)

<sup>2</sup> 本機能は、令和 2 年 4 月 1 日より、青森市健康増進センター(元気プラザ)内の「あおもり親子はぐくみプラザ」に移転している。

総合福祉センター運営管理事務にかかる事業費の推移は下記のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	48,095 千円	49,004 千円	50,574 千円
決算額	49,822 千円	50,466 千円	51,457 千円

(出所:市資料より監査人作成)

## (2) 施設の概要

福祉増進センターと総合福祉センターの概要は下記のとおりである。

項目	福祉増進センター					
所在地	青森市本町 4 丁目 1-3					
設置根拠条例	青森市福祉増進センター条例					
開設日	平成 9 年 4 月 1 日					
施設の内容	区分	施設名	面積	定員	用途	
	1 階	デイサービスセンター	3,308 m <sup>2</sup>	定員 35 名	介護保険事業	
		ボランティアセンター	58 m <sup>2</sup>	収容人員 30 名	ボランティア情報の提供、啓発・支援活動等	
	2 階	研修室	95 m <sup>2</sup>	収容人員 60 名	研修、会議等	
		和室	136 m <sup>2</sup>	収容人員 100 名	研修、会議等	
		小会議室	57 m <sup>2</sup>	収容人員 20 名	研修、会議等	
		児童遊戯室	72 m <sup>2</sup>	収容人員 35 名	—	
		青森市シルバー人材センター	222 m <sup>2</sup>	—	高齢者(会員)に相応しい臨時的・短期的な仕事を引き受け、会員に提供する事業	
	3 階	大会議室	180 m <sup>2</sup>	収容人員 120 名	研修、会議等	
		中会議室	93 m <sup>2</sup>	収容人員 60 名	研修、会議等	
		ホームヘルパーステーション	179 m <sup>2</sup>	ヘルパー 35 名	訪問介護詰所	
	開館期間・時間	【開館時間】9 時～21 時 【休館日】年末年始(12/29～1/3)				
	使用料	無料(併設されているデイサービスセンターは除く。)				

項目	総合福祉センター					
所在地	青森市中央 3 丁目 16-1					
設置根拠条例	青森市総合福祉センター条例					
開設日	昭和 61 年 4 月 15 日					
施設の内容	区分	施設名	面積	定員/施設内容	用途	
	1 階	身体障害者福祉センター研修室	72 m <sup>2</sup>	収容人員 36 名	研修、会議等	
		〃 視聴覚室	60 m <sup>2</sup>	収容人員 30 名	研修、会議等	
		〃 作業室	144 m <sup>2</sup>	陶芸窯等	趣味講座等	
		老人福祉センター教養娯楽室	66 m <sup>2</sup>	囲碁、将棋等	—	
		〃 浴室	49.5 m <sup>2</sup>	60 歳以上の方は火・木・土曜日、障がい者の方は日曜日に利用可能(午前 10 時～午後 1 時)		
		〃 老人集会室	172.9 m <sup>2</sup>	収容人員 200 名	集会、休憩所等	
	2 階	児童センター集会室	88 m <sup>2</sup>	収容人員 60 名	研修、会議等	
		〃 児童遊戯室	165 m <sup>2</sup>	収容人員 60 名	—	
		〃 児童図書室	97.2 m <sup>2</sup>	—	—	
		総合福祉センター共用大集会室	180 m <sup>2</sup>	収容人員 135 名	研修、会議等	
		〃 調理実習室	90 m <sup>2</sup>	収容人員 32 名	研修、会議等	
	開館期間・時間	<p>9 時～21 時</p> <p>※ 17 時から 21 時までは、集会室等の団体使用に限る。</p> <p>※ 日曜日、月曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は、団体使用についても 17 時まで。</p> <p>※ 児童センターは 9 時から 18 時まで。</p> <p>定休日はなし</p> <p>※ 児童センターについては日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)が休館日。</p>				
	利用者	<p>いずれも市内居住者</p> <p>〈老人福祉センター〉</p> <p>60 歳以上のかた(及びその介護者)</p> <p>〈身体障害者福祉センター〉</p> <p>身体障害者手帳、または愛護手帳の交付を受けているかた、または同程度の障がいのあるかた(及びその介助者)</p> <p>〈児童センター〉</p> <p>児童(幼児は保護者の同伴が必要)</p> <p>※その他、各種福祉事業に従事する団体、地域福祉団体も含む。</p>				
使用料	無料					

## 2. 管理運營業務の概要

福祉増進センターと総合福祉センターの管理運営は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会を指定管理者として行われている。令和元年度を含む指定管理者への委託期間は平成 28 年度から令和 2 年度までとなっている。なお、主な施設の利用状況は下記のとおりである。

### <福祉増進センター>

福祉増進センターの利用者数の推移					(単位:人)
区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
会議室・研修室等	25,223	25,768	23,957	22,572	20,814
児童遊戯室・娯楽室	3,050	3,426	2,890	3,038	3,515
見学者	6	64	2	3	25
合計	28,279	29,258	26,849	25,613	24,354

(出所:市資料より監査人作成)

### <総合福祉センター>

総合福祉センターの利用者数の推移					(単位:人)
区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
老人福祉センター	68,238	61,512	60,959	58,010	58,828
身体障害者福祉センター	2,106	1,862	2,042	2,109	2,357
児童センター	17,261	15,005	14,010	13,192	12,517
子ども支援センター	12,807	13,361	15,746	13,461	10,391
見学者	401	407	721	693	435
団体利用者	23,027	23,602	22,806	22,552	18,948
合計	123,840	115,749	116,284	110,017	103,476

(出所:市資料より監査人作成)

## 3. 福祉増進センターに関連する事業

福祉増進センターに関連する事業は以下のとおりである。

事業名	R1 年度決算額	事業の概要
福祉増進センター福祉活動推進事業	2,312 千円	福祉増進センターでは、市民の福祉に対する関心・理解を深めるための機会を提供する場として、ボランティアセンターを活用した継続的なボランティア活動を支援しているほか、福祉関係団体と連携を図りながら福祉情報の収集を行い、市民からの福祉サービスに関する相談に対応している。 また、福祉活動を行う能力を有する人材の育成、児童遊戯室を活用した子育て支援など、施設の設置目的に合致した事業を実施している。 (ボランティア登録者数) H28 年度 7,727 人、H29 年度 8,637 人、H30 年度 7,944 人



#### 4. 監査の結果及び意見

##### (意見 29)総合福祉センターの利用者数について

前述した「2. 管理運営業務の概要」に記載した総合福祉センターの利用者数の推移を下記に再掲する。

##### <総合福祉センター>

総合福祉センターの利用者数の推移					(単位:人)
区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
<b>老人福祉センター</b>	<b>68,238</b>	<b>61,512</b>	<b>60,959</b>	<b>58,010</b>	<b>58,828</b>
身体障害者福祉センター	2,106	1,862	2,042	2,109	2,357
児童センター	17,261	15,005	14,010	13,192	12,517
子ども支援センター	12,807	13,361	15,746	13,461	10,391
見学者	401	407	721	693	435
<b>団体利用者</b>	<b>23,027</b>	<b>23,602</b>	<b>22,806</b>	<b>22,552</b>	<b>18,948</b>
合計	123,840	115,749	116,284	110,017	103,476

この表によれば、身体障害者福祉センター以外の施設では、利用者の減少傾向が顕著となっている。市全体の人口減や少子化の影響を考えると施設利用者の減少がそれと連動することはある程度やむを得ないことと考えられる。

一方、下表は青森市における年齢別(60歳以上)の人口推移を表したものである。

【表 青森市の年齢別人口推移】

(単位:人)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
60 歳代前半	22,994	21,857	21,130	20,504	20,313
60 歳代後半	23,311	25,256	25,625	24,715	23,540
70 歳代前半	18,294	17,600	17,532	18,972	20,054
70 歳代後半	15,165	15,133	15,637	15,482	16,150
80 歳代	19,747	20,310	20,713	21,472	21,546
90 歳以上	3,671	3,948	4,166	4,456	4,756
<b>60 歳以上合計</b>	<b>103,182</b>	<b>104,104</b>	<b>104,803</b>	<b>105,601</b>	<b>106,359</b>
青森市の人口	293,859	290,721	287,800	285,158	282,061

(出所:青森市ホームページ:人口・世帯数等(住民基本台帳)より監査人作成)

最近 5 年間における青森市の 60 歳以上人口は増加の一途である。しかし、老人福祉センターの利用者及び団体利用者（＜総合福祉センター利用者数の推移＞表中下線）の数はこれに反して減少している。

これについて、市では、老人福祉センターの利用者の多くが固定化しており、入院または高齢者施設への入所によって利用しなくなる一方で、60 歳以上の新規利用者が増加していないこと、団体利用も同様に利用者が固定化しており、高齢化等のため団体活動が減少していること、また、新規利用団体が増加していないことに原因があると考えている。

青森市の年齢別人口推移からわかるとおり、高齢者の中でも最も活発であると考えられる 60 歳の人口は今後減少していく。この世代のニーズを的確に捉えないと利用者数は今後益々減少していくと考えられる。利用者減少の要因には、高齢者の就業機会や社会参加の拡大といった社会環境の変化、価値観の多様化など、高齢者が身近に活動できる場が広がっていることも背景にあると考えられるが、今後は、今現在の利用者への行政サービスもさることながら、新規利用者獲得策の検討も積極的に行ってほしい。

## No.32 福祉館運営管理事務

### 【福祉部福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

本事業は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供するため、市内に11館ある福祉館を管理運営するものである。各福祉館には、花器、茶器、囲碁、将棋、図書等を配置し、来館者の娯楽等に提供している。

また、各福祉館は、大広間、遊戯室、図書室等を有しており、娯楽に加え休養、読書等の場、また、集会の場として、随時使用することができるが、これらの部屋を専用して使用する場合は、事前に使用許可申請と使用料の納付が必要となる。

##### (2) 施設の概要

福祉館の概要は下記のとおりである。

項目	福祉館	
	名称	位置
所在地	青森市佃福祉館	青森市佃一丁目三番二十一号
	青森市造道福祉館	青森市造道三丁目十二番三号
	青森市幸畑福祉館	青森市幸畑二丁目二番二号
	青森市片岡福祉館	青森市旭町三丁目七番二十号
	青森市滝内福祉館	青森市大字三内字稲元一二番地一
	青森市ほろがけ福祉館	青森市小柳六丁目二番七号
	青森市浪館福祉館	青森市大字浪館字志田三六番地
	青森市桜川福祉館	青森市桜川五丁目十九番三号
	青森市篠田福祉館	青森市篠田二丁目二十番二十五号
	青森市久須志福祉館	青森市久須志二丁目九番五号
	青森市浜田福祉館	青森市青葉三丁目八番地一
設置根拠 条例	青森市福祉館条例	
開館時間 及び休館日	開館時間及び休館日は青森市福祉館条例施行規則により、次のように定められている。 (開館時間) 午前 10 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 10 時まで (休館日) 毎月火曜日(この日が国民の祝日に関する法律に定める休日にあたるときは、この日後においてこの日に最も近い国民の祝日に関する法律に定める休日でない日)、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで	

項目	福祉館						
施設の内容	名称		施設				
	青森市佃福祉館		和室、図書室及び娯楽室				
	青森市造道福祉館		和室、児童図書室、児童集会室、休養室及び趣味室				
	青森市幸畑福祉館		和室、図書室及び遊戯室				
	青森市片岡福祉館		和室、図書室、遊戯室及び休養室				
	青森市滝内福祉館		和室、図書室、遊戯室及び休憩室				
	青森市ほろがけ福祉館		和室、図書室、遊戯室、児童集会室及び静養室				
	青森市浪館福祉館		和室、図書室、遊戯室、児童集会室及び静養室				
	青森市桜川福祉館		和室、図書室、遊戯室、会議室及び休憩室				
	青森市篠田福祉館		和室、研修室及び娯楽室				
	青森市久須志福祉館		和室、小会議室、遊戯室及び娯楽室				
	青森市浜田福祉館		和室、小会議室、研修室及び娯楽室				
使用料金	使用料は、条例により以下のように決められている。						
	施設	面積(m <sup>2</sup> )	午前	午後	夜間	全日	
			10～12時	1～5時	6～10時	10～10時	
	和室	佃	86.12(52畳)	760円	1,780円	2,150円	3,940円
		造道	104.34(63畳)	890円	2,150円	2,660円	4,820円
		幸畑	85.05(52.5畳)	640円	1,780円	2,150円	3,940円
		片岡	58.32(36畳)	500円	1,150円	1,520円	2,660円
		滝内	73.71(45畳)	640円	1,520円	1,900円	3,430円
		ほろがけ	73.71(45畳)	640円	1,520円	1,900円	3,430円
		浪館	73.35(45.5畳)	640円	1,520円	1,900円	3,430円
		桜川	104.34(63畳)	890円	2,150円	2,660円	4,820円
		篠田	100.84(56畳)	890円	2,030円	2,540円	4,700円
		久須志	84.24(52畳)	640円	1,640円	2,150円	3,940円
浜田		91.53(55畳)	760円	1,900円	2,290円	4,190円	
(備考)							
1 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。							
2 和室を区切って使用する場合は、規定使用料の1/2に相当する額とする。							
3 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てた額とする。							

## 2. 施設管理業務の概要

各福祉館の利用状況は下表のとおりである。直近の3年間は年間9万人ほどの市民が利用している。各施設によって利用者数に大きな違いがあるが、各館1日あたりの平均は概ね10人から数10人ほどとなっている。

【表 各福祉館の利用者推移】

(単位:人)

区分	H29	H30	R1			
			児童	高齢者	一般	計
佃福祉館	3,877	3,784	0	67	3,415	3,482
造道福祉館	3,475	8,022	3,985	459	2,422	6,866
幸畑福祉館	8,328	7,813	2,062	2,132	2,507	6,701
片岡福祉館	4,317	4,257	561	810	2,331	3,702
滝内福祉館	9,257	10,059	464	1,405	7,112	8,981
ほろがけ福祉館	15,407	15,134	1,417	2,693	3,358	7,468
浪館福祉館	5,414	5,363	237	1,011	3,388	4,636
桜川福祉館	6,547	7,318	1,760	796	5,089	7,645
篠田福祉館	5,559	4,834	2,393	661	1,674	4,728
久須志福祉館	8,118	8,104	47	1,754	6,526	8,327
浜田福祉館	22,460	23,620	15,295	1,291	4,874	21,460
合計	92,759	98,308	28,221	13,079	42,696	83,996

(出所:市提出資料を監査人が加工)

## 3. 福祉館に関連する事業

福祉館に関連する事業は、下表のとおりである。いずれの事業も福祉政策課が所管している。

【表 福祉館に関連する事業】

事務事業名	事業の概要と予算・決算の推移					
福祉館運営管理事務	福祉館の維持管理に必要な費用を支出する事業である。 内容は委託費が多くを占めているが、他に燃料費や光熱水費などの需用費がある。委託費の主な内容は、シルバー人材センターへの管理人業務委託(11施設分)にかかるものである。					
	(単位:千円)					
	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	29,040	28,712	29,843	30,072	31,967	
決算額	26,684	27,760	29,081	29,664	30,510	

#### 4. 監査の結果及び意見

##### (意見 30)施設の老朽化対応と設備の更新計画に基づく契約実施について

以下に示すのは、本事業における需用費の維持修繕料の一部であり、契約金額が 130 千円以上のものを記載している。契約金額 130 千円以上の修繕工事は、財務規則上、原則として見積もり合わせを行わなければならない案件となる。

【表 令和元年度における需用費／維持修繕料の内容(一部)】

件名	契約金額 (円)	契約日	完成日	備考
造道福祉館照明器具修繕工事	153,600	5月13日	5月29日	見積り合わせ(6者)
片岡福祉館遊戯室床修繕工事	205,200	5月8日	6月17日	見積り合わせ(7者)
幸畑福祉館女子トイレ修繕工事	216,000	6月20日	7月1日	見積り合わせ(5者)
造道福祉館女子トイレ修繕工事	258,012	7月8日	8月16日	見積り合わせ(4者)
幸畑福祉館暖房用膨張タンク 修繕工事	501,600	10月8日	11月12日	1者見積り
篠田福祉館給水配管修繕工事	517,726	10月8日	11月20日	1者見積り
造道福祉館ボイラー修繕工事	523,644	10月25日	11月20日	1者見積り
浜田福祉館給水加圧ポンプ 取替修繕工事	319,000	11月19日	11月27日	1者見積り

(出所:市提出資料を監査人が加工)

上表のとおり、10月以降に契約した4つの工事はいずれも1者のみから見積書を徴取して実施されたものである。いずれの工事の「1者から見積書を徴する理由書」にも、緊急性が高いため、早急に事業者を選定する必要があり、青森市財務規則第123条ただし書の規定に基づいて契約するという記載がなされている。

##### 【青森市財務規則】

###### (見積書の徴取)

第百二十三条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、二人以上から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が第百二十二条の表の上欄に掲げる契約の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額の十分の一に相当する額を超えない契約をする場合又は特別な理由がある場合は、一人から見積書を徴することができる。

ここで、各福祉館の建物の建築年月日は次のとおりである。

【表 各福祉館の建築年月日】

名称	建築年月日	名称	建築年月日
佃福祉館	昭和 47 年 12 月 25 日	造道福祉館	昭和 48 年 11 月 30 日
幸畑福祉館	昭和 49 年 11 月 19 日	片岡福祉館	昭和 49 年 12 月 10 日
滝内福祉館	昭和 50 年 11 月 28 日	ほろがけ福祉館	昭和 52 年 11 月 10 日
浪館福祉館	昭和 53 年 10 月 31 日	桜川福祉館	昭和 55 年 1 月 2 日
篠田福祉館	昭和 56 年 12 月 25 日	久須志福祉館	昭和 57 年 12 月 14 日
浜田福祉館	昭和 60 年 11 月 30 日		

このようにいずれも建築してから年数が経っており、多くの施設は木造建築であるため、老朽化がかなり進行している。これに対し、市では、平成 28 年 2 月に策定した「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、耐震化を推進しながら、合築による複合化や既存公共施設との機能統合など、周辺の公共施設と一体的に検討を行っており、令和 2 年度には幸畑福祉館及びほろがけ福祉館の改築に着手し、令和 3 年度内に建替えることとしている。また、その他の耐震基準が満たされていない施設 6 館については、順次建替えを予定している。

一方で、これらのファシリティマネジメントは中長期の計画であるため、短期的には細々とした維持修繕工事を依然として続けていかなければならないことも明白である。その際、表中の 1 者からのみ見積書を徴する状況を如何に作らないようにするか念頭において事務を行わなくてはならない。令和元年度の工事について、表中の幸畑の工事(幸畑福祉館暖房用膨張タンク修繕工事)や造道の工事(造道福祉館ボイラー修繕工事)は令和元年 8 月に行われたボイラーの点検時に不具合が判明している。8 月の時点で修繕の必要性を認識しているであれば、冬期までの間に複数の見積りを徴取することができたはずであり、契約の準備を早期に行うべきであった。また、契約の準備に時間を要するとすれば、施設の老朽化が著しいことを前提として、その年度の修繕の必要性を予め考え、もっと早く点検を行い、冬期の到来前には余裕をもって修繕工事が行えるようにすべきである。

## No.33 地域福祉計画推進事業

### 【福祉部 福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

人口減少・少子高齢化が進展するなか、「誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活する」というソーシャル・インクルージョン(社会的包摂、社会的包容)の視点に立ち、地域住民が共に支え合い、助け合い安心して生活できる地域づくりをより一層推進していくため、市は平成 28 年 3 月に五か年計画である「青森市地域福祉計画(以下、「地域福祉計画」という。)」を策定している。当事業は地域福祉計画において推進する下【表 地域福祉計画における重点事業】に記載した 5 つの重点事業を実施、推進することを目的とする事業である。なお、当事業は青森市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)への委託により実施している。

##### (2) 事業の内容、実績

令和元年度における事業内容および事業実績は下記のとおりである。

【表 地域福祉計画における重点事業】

No	重点事業	事業の内容、実績
1	地域共助ネットワークの構築	(事業の内容) 地域福祉計画が掲げるソーシャル・インクルージョンを実現するために、市内にある 38 の地区社会福祉協議会(地区連合町会)のエリアを基本として、市社協をはじめとする関係団体、地域住民との共助のネットワークづくりを進める事業である。  (事業の実績) 令和元年度において、また、地域支え合い推進員(後述の重点事業「4 地域支え合い推進員の配置」参照)が、様々な地域活動の場を訪問し、地域課題の把握や各種情報提供を行った。各エリアで把握した課題を地域が主体となり、地域で解決するため地区内の住民と福祉関係者等が集まり「地域支え合い会議」を 6 地区計 8 回開催した。
2	地区カルテの整備	(事業の内容) 地区ごとのネットワークを構築していくこと、地域の現状について市として現状を積極的に把握することを目的とする、地域福祉に関わる情報を地区



		<p>ごとにまとめた地区カルテを作成し、地域関係者と課題等を共有する事業である。</p> <p>(事業の実績)</p> <p>38 の地区における令和元年度版の地区カルテを整備し、関係団体(地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に配付を行った。なお、地区カルテは、青森市ホームページで公開されている。</p>
3	ボランティアポイント制度の運用	<p>(事業の内容)</p> <p>地域福祉の担い手を確保するため、地域住民が自分の得意分野や活動可能な分野で支援活動を行う「地域福祉サポーター登録制度」を創設するとともに、登録制度によりボランティア活動を行った人へ、ポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度を運用する事業である。ポイントは、ボランティア活動 1 時間(1 ポイント)につき 100 円相当が付与され、ポイントに応じて商品券や市営バスカードと交換ができる(年間上限は 50 ポイント(5,000 円相当))。</p> <p>(事業の実績)</p> <p>令和元年度において、ボランティアポイント制度を実施した結果、1,198 人がボランティアに参加し、付与ポイント数は 20,701 ポイントで、14,890 ポイント(1,489,000 円相当)の交換がなされた。</p>
4	地域支え合い推進員の配置	<p>(事業の内容)</p> <p>前述の重点事業「1 地域共助ネットワークの構築」「2 地区カルテの整備」を推進していくに当たって、地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を配置し、地域内の人材や資源をつなぎ、支え合い体制の構築を支援する事業である。</p> <p>(事業の実績)</p> <p>令和元年度は地域支え合い推進員を 6 名配置し、各地区社会福祉協議会の研修や交流活動、相談活動等の延べ 389 件の活動を実施した。</p>
5	ボランティアセンターの運営強化	<p>(事業の内容)</p> <p>青森市社会福祉協議会内に設置されている青森市ボランティアセンターの機能強化を図る事業である。</p> <p>(事業の実績)</p>

		<p>前述「3 ボランティアポイント制度の創設・運用」を実施するとともに、ボランティア活動を積極的にサポートするため、青森市ボランティアセンターの運営体制を強化した。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------

(出所:地域福祉計画、委託業務事業報告書等)

## 2. 事業の形態

当事業は、青森市社会福祉協議会への委託により実施している。なお、令和元年度における委託契約額は **32,275** 千円であるが、福祉政策課 (**8,920** 千円) と高齢者支援課 (**23,355** 千円) の両課にて支出している。なお契約関連事務は福祉政策課が行っている。

## 3. 事業実施期間

当事業は、平成 28 年度からの継続事業である。

## 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 4 節	第 1 項
やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	地域福祉の充実

## 5. 事業費の当初予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	11,410	12,404	9,142	
実績	11,105	10,622	8,959	
県支出金	5,000	5,000	2,000	
一般財源	6,105	5,622	6,959	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	39	
委託料	8,920	地域福祉計画推進事業委託費(※)
合計	8,959	

(※) 委託契約額は 32,275 千円であり、福祉政策課負担分が当決算額となり、残りは高齢者支援課が負担している。

6. 監査の結果及び意見

(指摘事項 24) 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について

当事業の実施にて、市社協と締結した契約仕様書には、ボランティア関連事業の実施事項について下表の事項が記載されているものの、これらのうち波線を付した業務の実施実態が報告書やヒアリングから把握できなかった。

【仕様書(抜粋)】

第2 業務の内容

地域福祉計画に掲げる以下の重点事業の推進のため、受注者は業務の実施又は発注者の業務の支援をすることとする。

～(中略)～

3 ボランティアポイント制度・地域福祉サポーター登録制度の運用

(1) 当該制度の円滑な運用

(2) 当該制度の評価及び改善業務の提案

(3) 先進事例の情報収集・調査及びこれらに係る報告

～(中略)～

5 ボランティアセンターの運営強化

(1) ボランティアニーズ等の調査及びボランティアの企画

(2) ボランティア制度の企画・設計及び実施

(3) その他ボランティアセンターの運営強化に関する業務

(出所:青森市地域福祉計画推進事業委託仕様書)

仕様書で実施業務を定義した一方で、委託先の活動報告である事業報告書のボランティア関連業務の記載は以下【事業報告書(抜粋)】のとおりである。事業報告書の記載は簡素な記載となっており、また別添されていた「参考資料 3」は、A4 二枚にて令和元年度におけるボランティアポイントの活動者数や付与ポイント等の実績等の実績データの報告に留まり、前述仕様書の波線部に記載する事業評価・調査実施・分析結果・改善提案等の報告は全く見えない。

### 【事業報告書(抜粋)】

#### 3 ボランティアポイント制度・地域福祉サポーター登録制度の運用

地域福祉の担い手を確保するため、地域住民が自分の得意分野や活動可能な分野で支援活動を行う「地域福祉サポーター」として登録し、ボランティア活動を行った際にポイントを付与する「ボランティアポイント制度」を運用。(別添参考資料3参照)

～(中略)～

#### 5 ボランティアセンターの運営強化

「ボランティアポイント制度」・「地域福祉サポーター登録制度」を運用するとともに、ボランティアを積極的にサポートするため、青森市ボランティアセンターの運営体制を強化。(別添参考資料3参照) ◆職員1名及び臨時職員1名を配置

(出所:市社協作成「令和元年度地域福祉計画推進事業委託業務の事業報告について」)

当該事業報告書の率直な感想として、委託金額 32,275 千円の契約の成果品として不十分との認識を持つ。確かに、市社協は当該業務の核となるボランティアセンターの運営とボランティアポイント制度の運用は確実に実施していることだろう。しかし、ボランティアポイント制度導入の成果や課題、課題克服のための先進事例の情報、市内ボランティアの潜在的なニーズ調査等の今後の事業指針となるべき重要情報が、市へ仕様書に基づく正式な報告として提供されていない現状は、将来的な効果的かつ効率的な事業実施、ひいてはソーシャル・インクルージョン(社会的包摂、社会的包容)の実現を困難としていると思料する。

そもそも、ソーシャル・インクルージョンや地域共生社会という考え方はともすれば抽象的な概念であり、実施事業の効果測定が行いにくい側面がある。そのため、事後の適切な事業評価と将来的な計画修正を行う PDCA サイクルを逐一実施する体制を構築しなければ、抽象的な目的のもとに効果が不透明な事業を漠然と継続実施してしまうリスクも十分に想定されるだろう。そのような事態を避けるためにも、市は仕様書に基づく情報の提供を委託先から適切に受領し、事業効果の精緻な測定を行い、将来的な事業実施に役立てる必要がある。

### (意見 31) 事業の成果指標の設定について

当事業には現状成果指標の設定がない。前述「(指摘事項 24) 契約仕様書に定めたボランティア関連業務について」に記載したように、ソーシャル・インクルージョンや地域共生社会という抽象的な事業目的を達成するためには、足元における具体的な成果指標の設定が欠かせない。例えば、「共助ネットワークの構築」事業については、地域支え合い推進員がアレンジする「地域支え合い会議」の開催回数を成果指標として設定することや、ボランティア関連の事業についてはボランティア参加人数やボランティアポイント付与数等の成果指標を設定し、PDCA サイクルを回していくことが必要である。

### (意見 32) 青森市ボランティアセンターのホームページの改良について

近年、スマートフォンや公衆無線 LAN の普及により、インターネットを通じてリアルタイムに様々な情報収集することが可能となり、若年層を中心に調べたい事項が発生した場合、インターネットから対象ホームページを検索・閲覧する機会が増加していると考えられる。

今般の監査において、ボランティアに参加したことはないが興味がある市民の視点に立ち、青森市ボランティアセンター(以下、「ボランティアセンター」という。)のホームページを閲覧したところ、一部「わかりやすさ」「ユーザビリティ(使いやすさ)」「訪問目的への到達可能性」などの利用者視点が欠けていると思料される事項があり、改良を図ることで、より一層の青森市内においてボランティア普及が図れるものと考えた。

第一に、ホームページから、市のボランティア普及施策の要であるボランティアポイント制度の説明ページにたどり着くことが困難であった。現状では、ボランティアポイント制度の説明が日々更新されている「インフォメーション」の下部において過去にアップされたお知らせからしか確認することができない状況にある。この点、ボランティアポイント制度をより知ってもらうために、コンテンツの一つとしてホームページに頭出しを行うことが有効と思われる。

第二に、ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人とボランティアを募集したい人をつなぐ拠点であり、ボランティアを行ったことがない参加希望者としては、実際にどのようなボランティアがあるのか興味があると考えられるが、参加可能なボランティアが網羅された一覧はホームページからは確認することができなかった。ボランティアセンター現地に赴けば確認できるとのことであるが、このことは潜在的な参加希望者にとっての参加障壁にもなりかねない。具体的な参加イメージを提供し、ボランティア参加ニーズを漏れなく取り込むためにも、ボランティアの網羅的な一覧をホームページの見やすい箇所に設置することも有効と考える。

## No.34 児童遊園遊具等改修事業

### 【福祉部福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

児童の健康を確保し、自主性・社会性・創造性を高め、情操を豊かにするために、子どもの遊び場の不足している住宅集合地域及び交通量の多い場所に設置している児童遊園の遊具等の改修を行う。

##### (2) 事業の内容

###### ① 管理について

児童遊園(令和元年 10 月 1 日現在:37 ヶ所)は、その用地については福祉政策課が管理しているが、遊具等の施設及び樹木の維持管理は公園河川課が行っている。

なお、予算措置については、遊具等の施設及び樹木の維持管理の範囲における経費は公園河川課において行い、維持管理の範囲を超える対応は福祉政策課が行っている。

###### ② 令和元年度における実績

令和元年度における本事業の実績は、次の 3 件であった。

### 【表 令和元年度における実績】

工事名	契約金額 (税込)	内容
油川児童遊園遊具設置工事	2,302,329 円	老朽化している遊具の更新
滝内児童遊園遊具設置工事	1,206,124 円	老朽化している遊具の更新
大矢沢児童遊園外柵設置工事	363,000 円	未設部分における転落防護柵の設置

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、元気都市あおもり応援基金からの繰入金である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成 26 年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 2 章	第 1 節	第 2 項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	子ども支援の充実

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	1,685	1,804	7,887	
実績	1,238	1,760	3,872	
一般財源	0	0	0	
その他	1,238	1,760	3,872	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
工事請負費	3,872	油川児童遊園遊具設置工事、滝内児童遊園 遊具設置工事 他
合計	3,872	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 33) 予定価格の事前公表について(その 1)

「1. (2)事業の内容」に記載したとおり、本事業の遊具設置工事は下記の 2 件である。

#### 【表 遊具設置工事の内容】

工事名	契約金額(税込)	工事内容
油川児童遊園遊具設置工事	2,302,329 円	児童遊具のうち、老朽化の進行が著しく、修繕の範囲を超える施設について更新を行う。
滝内児童遊園遊具設置工事	1,206,124 円	

(出所:市提出資料を監査人が加工)

2 件の工事は、指名競争入札により契約者の選定が行われ、その結果は次のとおりであった。

#### 【表 油川児童遊園遊具設置工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	2,093,027 円	
B	2,093,027 円	
C	2,093,027 円	
D	2,093,027 円	

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
E	2,093,027 円	
F	2,410,000 円	
G	2,093,027 円	
H	2,093,027 円	
I	2,093,027 円	落札
予定価格(税抜):2,410,000 円 最低制限価格(税抜):2,093,027 円(予定価格に対する割合 86.85%)		

※ 辞退者、不参加者は除いて記載している。(出所:市提出資料を監査人が加工)

【表 滝内児童遊園遊具設置工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	1,096,477 円	
B	1,096,477 円	
C	1,096,477 円	
D	1,096,477 円	
E	1,096,477 円	落札
F	1,260,000 円	
G	1,096,477 円	
H	1,096,477 円	
予定価格(税抜):1,260,000 円 最低制限価格(税抜):1,096,477 円(予定価格に対する割合 87.02%)		

※ 辞退者、不参加者は除いて記載している。(出所:市提出資料を監査人が加工)

2 件の入札結果はいずれも、参加者のほぼ全員が最低制限価格での応札となっており、最終的にくじ引きで落札者が決定されている。

このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることであると考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえ、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。

本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、上記のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。



## 【予定価格の事前公表のメリット・デメリット】

予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

### ○メリット

- ・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

### ○デメリット

- ・ 談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・ 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。



(地方公共団体の予定価格の公表のあり方)

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況(同額入札におけるくじ引きの増加等)を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載。



予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、(国においては、)入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(出所:国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を受けた総務省の資料より監査人が抜粋して加工した。)

## No.35 ちびっこ広場遊具等改修事業

### 【福祉部福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

幼児等の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、水難事故及び交通事故の発生を未然に防止することなどを目的として設置する「ちびっこ広場」を維持するため、遊具等の改修を行い、本目的に沿った遊び場を確保する。

##### (2) 事業の内容

###### ① 管理について

ちびっこ広場(令和元年10月1日現在:43ヶ所)は、地元の町会等で組織されるちびっこ広場管理会が管理している。

###### ② 令和元年度における実績

令和元年度における本事業の実績は、次の2件であった。

### 【表 令和元年度における実績】

工事名	契約金額 (税込)	内容
松森福田ちびっこ広場遊具 設置工事	1,234,744 円	老朽化している遊具の更新(町会要望)
奥野第二ちびっこ広場遊具 設置工事	2,542,862 円	老朽化している遊具の更新(町会要望)

(出所:担当課提出資料より監査人作成)

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、元気都市あおもり応援基金からの繰入金である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成24年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第2章	第1節	第2項
ひと創り	子ども・子育て支援の充実	子ども支援の充実

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	3,102	3,370	5,247	
実績	1,997	2,490	3,965	
一般財源	1,673	2,372	0	
その他	324	118	3,965	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
工事請負費	3,965	松森福田ちびっこ広場遊具設置工事、奥野第二ちびっこ広場遊具設置工事
合計	3,965	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 34) 予定価格の事前公表について(その 2)

本意見は、「No.34 児童遊園遊具等改修事業」の項に記載した『(意見 33) 予定価格の事前公表について(その 1)』と同趣旨の意見である。

「1. (2) 事業の内容」に記載したとおり、本事業の遊具設置工事は下記の 2 件である。

#### 【表 遊具設置工事の内容】

工事名	契約金額(税込)	工事内容
松森福田ちびっこ広場遊具設置工事	1,234,744 円	ちびっこ広場の遊具のうち、老朽化の進行が著しく、修繕の範囲を超える施設について更新を行う。
奥野第二ちびっこ広場遊具設置工事	2,542,862 円	

(出所:市提出資料を監査人が加工)

2 件の工事は、指名競争入札により契約者の選定が行われ、その結果は次のとおりであった。

【表 松森福田ちびっこ広場遊具設置工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	1,122,495 円	
B	1,122,495 円	落札
C	1,122,495 円	
D	1,122,495 円	
E	1,122,495 円	
F	1,122,495 円	
G	1,122,495 円	
H	1,122,495 円	
予定価格(税抜):1,290,000 円 最低制限価格(税抜):1,122,495 円(予定価格に対する割合 87.02%)		

※ 辞退者、不参加者は除いて記載している。(出所:市提出資料を監査人が加工)

【表 奥野第二ちびっこ広場遊具設置工事にかかる入札の結果】

入札参加者	入札金額(税抜)	結果
A	2,311,693 円	
B	2,311,693 円	
C	2,311,693 円	
D	2,311,693 円	
E	2,311,693 円	
F	2,311,693 円	
G	2,311,693 円	落札
H	2,660,000 円	
I	2,311,693 円	
J	2,311,693 円	
K	2,311,693 円	
予定価格(税抜):2,660,000 円 最低制限価格(税抜):2,311,693 円(予定価格に対する割合 86.91%)		

※ 辞退者、不参加者は除いて記載している。(出所:市提出資料を監査人が加工)

2 件の入札結果はいずれも、参加者のほぼ全員が最低制限価格での応札となっており、最終的にくじ引きで落札者が決定されている。このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることであると考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえ、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠

性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、前述のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。

## No.36 避難行動要支援者対策事業

### 【福祉部 福祉政策課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等(避難行動要支援者)に対する避難誘導などの支援を行うため、避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者と共有する等、地域における避難支援体制の充実に向けた取り組みの促進を図ることを目的とする。

##### (2) 事業の内容

###### ① 避難行動要支援者の対象者

避難行動要支援者の対象者は、市に居住する在宅者であって、次に掲げる者である。

###### i 高齢者等

ア 満 75 歳以上の方だけで構成される世帯の者(ただし、同じ世帯の他の者が 75 歳未満であつても避難行動要支援者である場合はこれに含む。)

イ 介護保険法における要介護認定 3～5 の者

###### ii 障がい者

ア 1 級から 3 級までの身体障がい者(ただし、4 級以下の者であつても避難行動に支援を要する場合はこれに含む。)

イ 知的障がい者

ウ 精神障がい者

###### iii 難病患者

iv その他(傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人など、避難行動に支援を要する者)

###### ② 避難行動要支援者の対象者の把握方法

市は、次の方法により避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

i 満 75 歳以上の方だけで構成される世帯の者の情報に関しては、市の住民基本台帳担当課と連携し、住民基本台帳を活用することにより把握する。

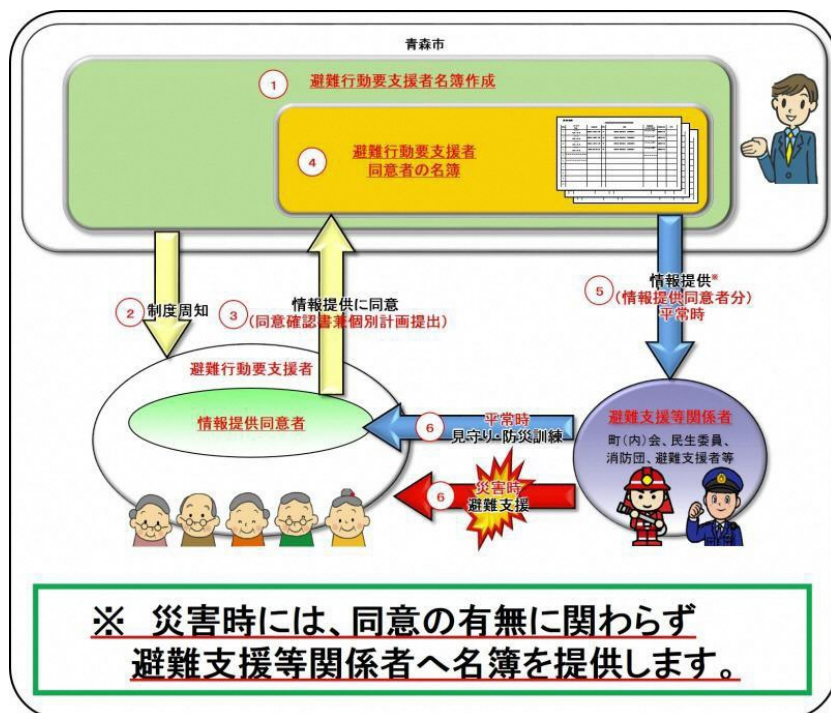
ii 要介護認定者の情報に関しては、市の要介護認定担当課と連携し、要介護認定情報により把握する。

iii 障がい者の情報に関しては、市の障がい者支援担当課と連携し、各種障がい者手帳の交付情報、障害支援区分情報などにより把握する。

iv 難病患者の情報に関しては、県が保有する特定疾患医療受給者証交付情報により把握する。

なお作成された避難行動要支援者名簿は、町(内)会、民生委員、消防団、避難支援者、消防本部、警察署等、要支援者に対して避難支援等を行う者に対し、提供される。

【図表 制度のイメージ図(青森市ホームページより)】



2. 事業の形態

当事業の財源は、一般財源である。

3. 事業実施期間

当事業は、平成 21 年度からの継続事業である。

4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 4 章	第 4 節	第 1 項
やさしい街	暮らしを支える福祉の充実	地域福祉の充実

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	8,170	4,822	4,854	
実績	7,348	4,051	2,190	
一般財源	7,348	4,051	2,190	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	706	システム保守料
共済費	13	
使用料及び賃借料	162	
需用費	189	
役務費	1,120	うちボランティア活動保険料 949 千円
合計	2,190	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 35) 避難行動要支援者同意確認書兼個別計画における本人確認方法について

避難行動要支援対象者が、情報提供に同意し、「青森市避難行動要支援者同意確認書兼個別計画(以下、「個別計画書」という。)」を市へ提出する場合には、避難支援等関係者へ名前や住所などの個人情報を提供することになり、情報の提供にあたっては、避難行動要支援対象者自身がどのような状態で、避難の際にどのような支援が必要かなど、個別計画書に記入する必要がある。さらに、書面には避難情報等の伝達者(兼)避難支援者(以下、「避難支援者」という。)を記入する個所がある(記載は任意)。

この避難支援者とは、避難行動要支援者に対する、日頃からの見守りのほか、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、一緒に避難するなどの支援を行う者をいう。そして、あくまでも善意と助け合いの精神によって支援を行うものであり、支援ができない場合であっても、責任を負うものではない、という位置づけである。なお、避難支援者は避難支援活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ等をした場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたこ



とにより法律上の損害賠償責任を負われるケースがあるので、原則としてボランティア保険に加入することとなる。

個別計画書の記載要領には、避難支援者を記入する場合には、避難支援者本人の同意を得ることとの記載があるが、避難支援者の自著や押印までは求めておらず、市は本人が了承しているかどうかを直接確認していない。本人確認を行っていないので、本人が知らない状態で避難支援者として登録され、かつ、ボランティア保険に加入している状況が発生する場合があります。このようなケースでは、有事の際に混乱を招く恐れもあるほか、そもそもの保険加入が無駄となってしまう。

上記のような状況を避けるためにも、例えば、個別計画書の記載欄に避難支援者の自署を求める方法やボランティア保険加入時に同意を求める等の工夫が必要である。

## No.37 高齢者福祉専門分科会運営事務

### 【福祉部 介護保険課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

全国的に高齢化が急速に進展するなか、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域においてその有する能力に応じて安心して自立した日常生活を送るために「医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援」が包括的に確保される地域包括ケアの取組を加速する必要がある。また、高齢者のみならず、あらゆる住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進める必要がある。このような状況を踏まえ、市は介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画の一体的な計画とし、平成30年度～令和2年度の三か年計画である「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画(以下、「第7期計画」という。)」を策定している。当事業は高齢者福祉、介護領域の専門家等の有識者から構成される「高齢者福祉専門分科会」において青森市高齢者福祉・介護保険事業計画の進行管理を行う事業である。

##### (2) 事業の内容

###### ① 第7期計画の進行管理

第7期計画では、「健康づくりと介護予防の強化」「保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム構築の加速と地域福祉の推進」「尊厳が守られる暮らしの実現」「安全・安心な暮らしの実現」「介護サービスの充実」の五つを柱に、個別具体的な事業計画を策定し事業実施をしている。令和元年8月に実施した平成30年度における計画の進捗評価は次ページの表のとおりである。

【表 第 7 期計画の評価】

評価	取組等の達成状況	目安 (目標とする指標の達成率)
◎	順調に進捗している	達成率 80%以上
○	概ね順調に進捗している	達成率 60%～79%
△	やや進捗が遅れている	達成率 30%～79%
×	進捗が遅れている	達成率 29%以下

基本方向		施策番号	施策名	自己 評価
第 1 章	健康づくりと介護予防の強化	1-1	健康寿命の延伸	×
		1-2	介護予防・重度化防止の推進	◎
		1-3	自立した日常生活の支援	◎
第 2 章	保健・医療・福祉が一体とな った地域包括ケアシステム構 築の加速と地域福祉の推進	2-1	医療・介護連携の推進	△
		2-2	認知症施策の推進	◎
		2-3	地域包括支援センターの機能の充実	◎
		2-4	地域支え合いの推進	◎
第 3 章	尊厳が守られる暮らしの実現	3-1	権利擁護の推進	◎
		3-2	虐待防止対策の強化	◎
第 4 章	安全・安心な暮らしの実現	4-1	見守り体制の充実	◎
		4-2	住まいの充実	◎
		4-3	災害時等支援の充実	◎
		4-4	交通安全活動の推進	◎
		4-5	消費生活相談の充実	◎
第 5 章	介護サービスの充実	5-1	施設・居住系サービスの整備	○
		5-2	サービス提供体制の確保	○
		5-3	介護保険料収納率の向上	◎

(出所:青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画 進捗状況)

計画の進捗状況は、大部分の施策評価が「◎:順調に進捗している」となっており、「○:概ね順調に進捗している」が二つ、「△:やや進捗が遅れている」が一つあるものの、全体的には順調な進捗状況がみてとれる。一方で、「施策番号 1-1 健康寿命の延伸」については「×:進捗が遅れている」との評価がなされている。この理由としては、成果指標として設定している「がん検診受診率」が著しく低位であることに起因しており、詳細は後述「(指摘事項 25)第 7 期計画の成果指標の設定について」にて述べる。

② 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第8期計画の策定

令和元年度において、第8期計画(令和3年度～令和5年度)策定のためアンケート形式による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施している。

2. 事業の形態

当事業の実施主体は市である。

3. 事業実施期間

当事業は、平成18年度からの継続事業である。

4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第4章	第2節	第1項
やさしい街	高齢者福祉の充実	地域包括ケア・生きがいづくりの推進

5. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	885	175	4,346	
実績	790	123	4,021	
一般財源	790	123	4,021	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	105	高齢者福祉専門分科会 委員報酬
旅費	35	
需用費	17	
役務費	69	
委託料	3,795	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
合計	4,021	

## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 25) 第 7 期計画の成果指標の設定について

第 7 期計画における「施策番号 1-1 健康寿命の延伸」の成果指標として「がん検診受診率」を設定しているが、目標(成果指標)と実績の算出過程が異なるため、目標に対して実績が著しく低く算出されており、適切な事業評価を行えない状況にある。市が評価を実施した平成 30 年度のがん検診受診率の目標実績比較は下表のとおり、目標達成率は 15%～35%程度と低い水準にあることがわかる。

【表 がん検診受診率 目標実績比較】

検診項目	平成 30 年度 目標 (a)	平成 30 年度 実績 (b)	目標達成率 (b) ÷ (a)
胃がん	34.6%	6.8%	19.7%
肺がん	31.1%	4.9%	15.8%
大腸がん	40.0%	14.2%	35.5%
乳がん	43.6%	9.9%	22.7%
子宮頸がん	43.1%	7.9%	18.3%

(出所:青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画 進捗状況)

目標値は、厚生労働省の「がん対策推進基本計画」の国の目標値に基づき市が設定しているものである。がん対策推進基本計画において目標とする検診受診率は、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」の結果を基本とするものであり、回答者はサンプリングにより抽出されるため、職場や健康保険組合等の健康診断を受けた者もカウントされることとなる。また、質問自体も、肺がん検診であれば「肺がん検診:胸のレントゲン撮影や喀痰(かくだん)検査など」を受けたかという設問であり、何らかの機会に胸部レントゲン撮影を行っていれば、受診者に含まれることとなる。加えて、自己申告であるため実数より高い割合が算出されやすいとも考えられる。

一方で、実績数値の算出過程は、市が実施するがん検診の対象者(基本的に職場等で検診機会のない者が対象)のうち、実際に受診した市民を市がカウントすることでその割合を算出している。

東京都が実施した『平成 30 年度東京都がん予防・検診等実態調査 報告書』によると、がん検診を受けた無職等の者に対する正規雇用労働者の割合は、胃がん検診:1.72 倍、大腸がん検診 1.57 倍、肺がん検診:1.80 倍、乳がん検診:2.33 倍、子宮頸がん検診:2.47 倍と、職場で受診する機会が多い正規雇用者の受診率が極めて高いことがわかる。青森市にあてはめると、職場でがん検診を受ける機会のある者を含んだ数値である「目標値」の方が、職場で検診を受ける機会があ

る者を含まない「実績値」よりも理論上は著しく高い割合が算出されてしまうこととなり、両者を比較することでは正しい事業評価ができず適切な PDCA サイクルが回らないと考えられる。

市としても同事実は認識しており、令和 2 年度より目標値及び実績値の算出方法について見直している旨をヒアリングしており、今後、事業効果を適切に測っていくことが必要である。

#### (指摘事項 26)「低栄養」リスク該当者割合に係る委託業者の集計誤りについて

令和元年度において第 8 期計画(令和 3 年度～令和 5 年度)策定のため、地域の抱える課題の特定等の把握を目的にアンケート調査である「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を委託により実施している。令和元年度の調査報告書を閲覧した結果、青森市住民の「低栄養」のリスク該当者割合が前回調査(平成 28 年度)の 7.2%から、今回調査(令和元年度)では 1.4%と著しく低下している事実が見て取れた。厚生労働省『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き』によると「低栄養」とは以下①②の二つの要件に該当する場合とされている。

#### 【低栄養の要件】

- |                                                    |
|----------------------------------------------------|
| ① (身長・体重から算出される BMI(体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)})が 18.5 以下 |
| ② 6 ヶ月 間で 2～3kg 以上の体重減少がある                         |

この理由を調査したところ、前回調査(平成 28 年度)を請け負った委託業者の集計結果に誤りがあり、市の検証においても気付かなかったことが原因とのことで、前回調査(平成 28 年度)時の「低栄養」のリスク該当者割合を再計算したところ、7.2%は誤りで、正しくは 1.2%に留まるとのことであった。平成 28 年度調査における過大な低栄養割合の認識を受けて、対応のために予算を割いたといった事実はないとのことであるが、計画策定のための実態把握の段階で事実認識を誤ることは、PDCA サイクルに基づく事業実施の大きな弊害ともなりかねない。また、過年度データが誤っていると、データの推移分析の実施も不可能とするだろう。市は、前回調査(平成 28 年度)の報告書を委託先から受領した際の完了検査において当該事実に気付くべきであった。また、今後は、集計結果の精度を高めるために、業務委託の仕様書を見直すなどの対応が必要である。

## No.38 消費生活相談事業

### 【市民部 生活安心課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

消費生活トラブルや多重債務で悩みを抱える市民を救済するため、青森市民消費生活センターを設置し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。また、地域の身近な関係者(町会長、民生委員等)による見守りを実施し、高齢者等の消費者被害を防止する。

##### (2) 事業の内容

当事業の内容は、次のとおり、大きく4つに区分される。

##### ① 青森市民消費生活センターでの相談対応(東青市町村連携)

消費者からの苦情処理のための助言・あっせん

債務処理の迅速化のための当番弁護士等への直接誘導

多重債務者の相談対応

##### ② 消費生活出前講座の実施

##### ③ 多重債務者への生活再生支援

消費者信用生活協同組合(以下、この項において「信用生協」という。)と連携し、多重債務者等の生活再生支援を行う。具体的には、多重債務者等の生活再生支援のために、信用生協が債務整理資金及び生活再建資金の貸付事業を行っており、その信用生協の貸付資金について、金融機関が信用生協に融資を行っている。そこで、市も市民に対するセーフティネット貸付の充実強化を図り、もって市民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、金融機関に対して資金の預託を行なっている。この預託金は年度初めに金融機関に預託し、年度末には預託金全額を返還してもらっている。

##### ④ 青森市相談窓口紹介ネットワーク活動

高齢者等の消費者被害を防止するため、地域による見守りを実施し、異変に気づいた時に適切な相談機関を紹介する。

活動員:町(内)会長、民生・児童委員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、市の一般財源の他に、青森県からの消費者行政強化事業費補助金(令和元年度2,160千円)、東青地域消費生活相談実施に係る負担金(平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田

村の4町村が負担。令和元年度590千円)、消費者信用生活協同組合預託金元金収入(金融機関への預託金の年度末返還分。令和元年度32,350千円)からなる。

青森市民消費生活センターにおける相談対応は、消費生活相談等業務として特定非営利活動法人青森県消費者協会に委託している。

### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和53年度からの継続事業である。

### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第3章	第2節	第3項
まち創り	安全・安心な市民生活の確保	安全・安心な消費生活の確保

### 5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額 (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
当初予算	51,912	45,088	46,899	
実績	49,715	45,032	47,062	
一般財源	10,189	9,888	11,962	
その他	39,526	35,144	35,100	

(2) 令和元年度決算額の主な内訳 (単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需要費	1,177	
役務費	620	
委託料	12,745	青森市消費生活相談等業務委託料
使用料及び賃借料	1	
備品購入費	169	
貸付金	32,350	消費者信用生活協同組合預託金(預託先は金融機関。年度始めに預託。)
合計	47,062	



## 6. 監査の結果及び意見

### (指摘事項 27) 前金払をする理由の明記について

消費生活相談等業務の委託料は、通常、4月、10月の年2回、前金払により支払われている。委託先は、業務実績として、個々の相談内容を記録した消費生活相談情報や、相談件数や相談内容の傾向を取りまとめたものや、消費生活出前講座の開催状況等を、業務委託仕様書(以下、この項で「仕様書」という。)の様式等により市に毎月報告しており、市はその報告内容を毎月確認することで業務実績を把握できるため、前金払による支払自体は問題ないとする。しかし、契約締結時の決裁文書には前金払をする理由は記載されていなかった。委託業務が完了したことを確認した後に支払いを行う完了払が支払の本来の姿であり、業務完了前に支払を行う前金払については、合理的な理由が必要であり、契約締結時の決裁文書においても、前金払とする理由を明記するべきである。

また、委託料の積算内訳を確認したところ、年間通じて毎月発生する委託先職員の給与、社会保険料が委託料総額の9割弱の金額を占めていた。支払回数が少ない方が事務の効率が上がるであろうが、必要以上の資金を事前に送金する必要はない。委託料のほとんどが毎月発生する人件費から構成されていることを考慮すると、委託先から見積書入手する際に、一緒に毎月の支出予定表も提出してもらい、その支出予定表をベースに4半期ごとに支払いをするといったことも検討すべきであろう。

### (意見 36) 仕様書に定められた様式を用いた報告について

仕様書において、消費者被害を未然に防止するための啓発活動として、消費者月間事業を行うこと、その事業を行った場合は仕様書に定める様式である「記録票」を市に提出し、報告することが明記されている。また、様式である「記録票」には事業実施内容がわかる書類を添付するよう明記されている。消費者月間事業とは、消費者被害の未然防止等を目的に毎年5月に市が実施する啓発キャンペーン等へ参加するものである。令和元年度も消費者月間事業は行われており、その実績報告として新聞記事や実施内容が記載された報告はなされているものの、仕様書に定められた様式である「記録票」は提出されていなかった。仕様書において、定められた様式を用いて報告するよう明記している以上は、その様式を用いて報告するように委託先を指導することが必要である。

### (意見 37) 見積書の積算について

委託料の積算について、市において委託料の積算を行い、委託先においても契約締結時の見積書に積算内訳を添付している。令和元年度の双方の積算内容を確認したところ、委託料総額は

ほぼ同額であるものの、複数の科目で金額に大きな相違があった。その相違について、どのような理由で相違があったのかは不明であった。当事業の委託料は前金払であるため、概算払の場合に行われる精算払時における支出内容の確認は行われない。一方で、市が行う委託料の見積時の積算は年間契約上限額を定める行為であり、非常に重要な手続きである。市は仕様書の業務内容を遂行するために必要な支出を積み上げて積算しており、複数の科目で双方の積算金額に大きな相違がある場合は、双方の積算の前提が異なることが想定される。このような場合においては、市は委託先に相違の内容について問い合わせを行い、その内容が合理的なものであるか検討することが必要である。そして、その相違の内容が合理的なものであれば、相違の内容についてメモ等で記録し、委託先からの報告内容の確認時に活かすべきであろう。

## No.39 新入学児童交通安全対策事業

### 【市民部 生活安心課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

小学校新入学児童は交通安全の知識に乏しいため、初めての通学で交通事故に遭うリスクが高いことから、市内の新入学児童に対し、黄色い安全帽等の交通安全用品を配布することや、交通整理員を配置すること等によって交通安全対策を図ることを目的とする事業である。

##### (2) 事業の内容

###### ① 交通安全用品の配布

当事業では青森市内の小学校新入学児童約 2,000 人に対して、以下囲みの交通安全用品等の配布を行っている。

- ・黄色い交通安全帽子
- ・お子様を守る安全色ランドセルカバー(浪岡地区小学校を除く)
- ・黄色いワッペン(市内特別支援学校は県から配布)
- ・こうつうあんぜん下敷き等交通安全用品(青森地区小学校のみ)

###### ② 交通整理員の配置

浪岡地区内において小学校近辺の交差点 3 箇所交通整理員を配置している。

#### 2. 事業の形態

当事業の実施主体は市である。なお「交通整理員の配置」にかかる業務は、一般財団法人青森県交通安全協会への委託により行われている。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、昭和 37 年度からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 3 章	第 2 節	第 1 項
まち創り	安全・安心な市民生活の確保	交通安全対策の推進

## 5. 事業費の当初予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	2,973	2,532	2,120	
実績	2,796	2,411	2,015	
一般財源	2,796	2,411	2,015	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	726	交通安全用品等
委託料	1,289	交通整理員の配置
合計	2,015	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 38) 黄色い交通安全帽子の在庫の有効活用について

令和 2 年度の新入学児童に対する黄色い交通安全帽子(以下、「黄色帽」という。)の購入数は 2,145 個であり、配布数が 2,035 個(うち 2 個は前年度在庫数から繰出)、在庫が 112 個(価格 39,200 円)発生している。

ヒアリングを行ったところ程度の差はあるものの、毎年、購入数と配布数の差を要因とする在庫(購入数と配布数の差異)が発生している状況とのことであった。過年度から蓄積された在庫数は相当な量と推察させるものの、これらは基本的に倉庫で保管しているとのことである。

市は毎年、新入学児童の人数見込を相当数上回る黄色帽を発注していることになるが、根拠として、黄色帽の種類が男女別、サイズ別(S~LL)で計 8 種類あり、全児童に適切な種類(男女別デザイン、サイズ)の黄色帽を配布するためには各種類余裕をもって多めに発注する必要があること、市外からの転入生や黄色帽の取り換え(破損や成長によるサイズ交換)に対応するためと説明している。また、蓄積されている在庫数を差し引いた数の当年度発注を行えば在庫有効利用が図られ経済的とも考えられるが、毎年度競争入札を実施している関係上、各年の落札業者によって製品が異なるために、児童が着用する帽子のデザインの均一化を考慮すると、過年度の在庫を当年度に充当できないとのことである。

確かに、市の説明には相当程度の合理性は認められると解する。しかし、現状の方法では毎年在庫が積みあがってしまい、効率性、経済性が害されていることも事実である。対応として、小規模小学校の新生児児童に対しては同一デザインの過年度在庫を配布すること(同一小学校内では新生児児童間で黄色帽デザインが同一となる)、過年度のサイズ別・男女別黄色帽在庫数の推移分析から在庫がより少数となる注文数を検討するといった工夫を求めたい。

## No.40 交通安全施設整備事業

### 【都市整備部 道路維持課】

#### 1. 事業の概要

##### (1) 事業の目的

交通安全確保のために交通体系を調査することや、必要に応じて危険防止のための安全施設を設置するなど、交通安全を目的とした道路環境の整備を図るものである。

##### (2) 事業の内容

###### ① 事業内容

具体的な事業内容は、歩道、区画線、道路反射鏡、防護柵などを設置すること、並びに歩道段差解消、交差点改良、道路標識、点字ブロックを設置したりすることである。

交通安全施設のうち、カーブミラーやガードレール等については、「青森市通学路安全推進会議」や町会、警察等の関係機関とで行われる「交通診断」などにより、設置場所が確保でき、必要と判断されたものについて設置するほか、老朽化により破損した施設についても更新を行っている。

設置にかかる優先順位については、特に判断基準が定められているわけではないが、市が危険性が高いと判断した箇所を優先して工事を進めている。

###### ② 令和元年度における実績

令和元年度における本事業の実績は、道路維持課執行分が 15 件:36,579,853 円であり、この他に浪岡事務所都市整備課において執行した 4 件:1,160,500 円がある。

#### 2. 事業の形態

当事業の財源は、全て一般財源である。

#### 3. 事業実施期間

当事業は、平成以前からの継続事業である。

#### 4. 前期基本計画における施策区分

当事業は、青森市前期基本計画における以下の施策と結びついている。

第 3 章	第 2 節	第 1 項
まち創り	安全・安心な市民生活の確保	交通安全対策の推進

## 5. 事業費の予算と実績額

### (1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
当初予算	42,934	41,259	39,458	
実績	42,469	40,833	37,740	
一般財源	42,469	40,833	37,740	
その他	—	—	—	

### (2) 令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
工事請負費	37,740	区画線設置・補修(31-4)工事 他
合計	37,740	

## 6. 監査の結果及び意見

### (意見 39) 予定価格の事前公表について

本事業における工事(道路維持課執行分)は次の 15 件であった。この 15 件のうち、指名競争入札が行われたものが 14 件であったが、この 14 件の工事すべてにおいて、入札参加者のほとんどが最低制限価格で応札している状況であった。

#### 【表 交通安全施設整備事業の工事にかかる入札結果】

工事名	契約金額	入札 参加者数	最低制限価格で 応札した参加者
区画線設置・補修(31-4)工事	4,288,515 円	9 人	8 人
区画線設置・補修(31-5)工事	1,296,000 円	12 人	8 人
区画線設置・補修(31-2)工事	4,286,656 円	8 人	7 人
区画線設置・補修(31-3)工事	4,290,269 円	10 人	9 人
交通安全施設設置(31-4)工事	1,230,340 円	8 人	7 人
交通安全施設設置(31-1)工事	1,560,679 円	10 人	7 人
区画線設置・補修(31-1)工事	4,290,829 円	9 人	8 人
区画線設置・補修(31-6)工事	1,411,092 円	10 人	6 人
交通安全施設設置(31-5)工事	2,107,146 円	10 人	5 人
交通安全施設設置(31-3)工事	2,137,163 円	9 人	7 人
千刈地区道路工事	4,330,675 円	6 人	3 人
安田地区防護柵設置工事	1,181,956 円	8 人	5 人
交通安全施設設置(31-2)工事	1,502,979 円	9 人	8 人

工事名	契約金額	入札 参加者数	最低制限価格で 応札した参加者
交通安全施設設置(31-6)工事	517,000 円	※ 見積合せによる。	
石江地区横断防止柵設置工事	2,148,554 円	9 人	8 人

※ 辞退者、不参加者は除いて記載している。

(出所:市提出資料を監査人が加工)

このような状況となった原因は、事業者側が最低制限価格の算定方法に知悉していることや予定価格の事前公表を行っていることと考えられるが、結果として入札による競争性は全く発揮されていないといえる。そして、このような状況が常態化してしまうと、実質的には入札が行われているとはいえず、単なる「くじ引き」となってしまうため、民間事業者の経営努力や創意工夫が促されず、中長期的に技術水準の低下や担い手不足を招くと思われる。

本事案における市の処理は定められたルールに則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。特に、予定価格の事前公表については、国においても注意喚起がなされているところであり、上記のような弊害が発生していることを認識し、予定価格を事前公表することは再検討すべきである。

#### 【予定価格の事前公表のメリット・デメリット】

予定価格の事前公表について、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されている。

##### ○メリット

- ・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

##### ○デメリット

- ・ 談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・ 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。



#### (地方公共団体の予定価格の公表のあり方)

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況(同額入札におけるくじ引きの増加等)を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載。





予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、(国においては、)入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

(出所:国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を受けた総務省の資料より監査人が抜粋して加工した。)